

平成25年（判）第1号ないし第9号

審 決

大阪市北区西天満二丁目4番4号

被審人 積水化成品工業株式会社

同代表者 代表取締役 柏 原 正 人

北海道千歳市北信濃779番3

被審人 株式会社積水化成品北海道

同代表者 代表取締役 藤 井 雅 敏

上記2名代理人弁護士 碩 省 三

同 秋 山 洋

同 見 宮 大 介

同 武 井 祐 生

東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

被審人 株式会社ジェイエスピー

同代表者 代表取締役 塚 本 耕 三

同代理人 弁 護 士 田 辺 克 彦

同 塩 田 薫 範

同 菱 山 泰 男

同 辻 拓 一 郎

同 川 上 善 行

東京都千代田区内幸町一丁目3番3号

被審人 カネカケンテック株式会社

同代表者 代表取締役 堀 江 康 則

大阪市西区江戸堀一丁目10番8号

被審人 カネカフォームプラスチックス株式会社

同代表者 代表取締役 金 谷 拓 亮

上記2名代理人弁護士 茂 木 龍 平

同 長 澤 哲 也

公正取引委員会は、上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成２７年公正取引委員会規則第２号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）（以下「規則」という。）第７３条の規定により審判長審判官山門優から提出された事件記録，規則第７５条の規定により被審人らから提出された異議の申立書並びに独占禁止法第６３条及び規則第７７条の規定により被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された別紙審決案を調査し，次のとおり審決する。

主 文

被審人らの各審判請求をいずれも棄却する。

理 由

- 1 当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，いずれも別紙審決案の理由第１ないし第７と同一であるから，これらを引用する。

なお，引用する審決案で用いられる用語のうち，同審決案別紙１の「用語」欄に掲げるものの定義は，同「定義」欄に記載のとおりである。

- 2 よって，被審人らに対し，独占禁止法第６６条第２項及び規則第７８条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２９年２月８日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

平成 25 年（判）第 1 号ないし第 9 号

審 決 案

大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号

被審人 積水化成品工業株式会社

同代表者 代表取締役 柏 原 正 人

北海道千歳市北信濃 7 7 9 番 3

被審人 株式会社積水化成品北海道

同代表者 代表取締役 藤 井 雅 敏

上記 2 名代理人弁護士 碩 省 三

同 秋 山 洋

同 見 宮 大 介

同 武 井 祐 生

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号

被審人 株式会社ジェイエスピー

同代表者 代表取締役 塚 本 耕 三

同代理人 弁 護 士 田 辺 克 彦

同 塩 田 薫 範

同 菱 山 泰 男

同 辻 拓 一 郎

同 川 上 善 行

東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 3 号

被審人 カネカケンテック株式会社

同代表者 代表取締役 堀 江 康 則

大阪市西区江戸堀一丁目 10 番 8 号

被審人 カネカフォームプラスチックス株式会社

同代表者 代表取締役 金 谷 拓 亮

上記 2 名代理人弁護士 茂 木 龍 平

同 長 澤 哲 也

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一

部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会から独占禁止法第56条第1項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第12条第1項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のとおり審決することが適当であると考え、規則第73条及び第74条の規定に基づいて本審決案を作成する。

なお、以下の用語のうち、別紙1の「用語」欄に掲げるものの定義は、同「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

被審人らの各審判請求をいずれも棄却する。

理 由

第1 審判請求の趣旨

- 1 被審人積水化成品工業株式会社（以下「被審人積水化成品工業」という。）
 - (1) 平成25年（判）第1号審判事件
平成24年（措）第8号排除措置命令の全部の取消しを求める。
 - (2) 平成25年（判）第5号審判事件
平成24年（納）第11号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
- 2 被審人株式会社積水化成品北海道（以下「被審人積水化成品北海道」という。）
 - (1) 平成25年（判）第3号審判事件
平成24年（措）第8号排除措置命令の全部の取消しを求める。
 - (2) 平成25年（判）第8号審判事件
平成24年（納）第17号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
- 3 被審人株式会社ジェイエスピー（以下「被審人ジェイエスピー」という。）
 - (1) 平成25年（判）第2号審判事件

- 平成24年（措）第8号排除措置命令の全部の取消しを求める。
- (2) 平成25年（判）第6号審判事件
平成24年（納）第13号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
- 4 被審人カネカケンテック株式会社（以下「被審人カネカケンテック」という。）
- (1) 平成25年（判）第4号審判事件
平成24年（措）第8号排除措置命令の全部の取消しを求める。
- (2) 平成25年（判）第9号審判事件
平成24年（納）第18号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
- 5 被審人カネカフォームプラスチックス株式会社（以下「被審人カネカフォームプラスチックス」という。）
- (1) 平成25年（判）第7号審判事件
平成24年（納）第14号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

第2 事案の概要

以下の事実は、当事者間に争いがない。

- 1 公正取引委員会は、被審人である5社（以下「被審人ら」といい、被審人カネカフォームプラスチックスを除く4社を「被審人4社」という。）及び別紙2記載の4社（以下、被審人らと併せて「9社」という。また、各社の略称については、別紙2の「略称」欄記載のものを用いる。）が、特定EPSブロックについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって（以下「本件違反行為」という。）、この行為は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものであるとして、平成24年9月24日、9社のうち被審人カネカフォームプラスチックス及び北海道カネパールを除く7社（以下「7社」という。）に対し、排除措置を命じた（平成24年（措）第8号。以下「本件排除措置命令」という。）。
- 2 公正取引委員会は、本件違反行為は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものであり、かつ、同法第7条の2第1項第2号ハに規定する、商品について取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものであるとして、平成24年9月24日、被審人積水化成品工業に対して7618万円（平成24年

(納)第11号), 被審人積水化成成品北海道に対して649万円(同第17号), 被審人ジェイエスピーに対して2740万円(同第13号), 被審人カネカケンテックに対して349万円(同第18号), 被審人カネカフォームプラスチックスに対して2524万円(同第14号)の課徴金の納付をそれぞれ命じた(以下, 被審人らに対する各課徴金納付命令を併せて「本件課徴金納付命令」という。)

- 3 本件排除措置命令の命令書(以下「本件排除措置命令書」という。)及び本件課徴金納付命令の命令書(以下「本件課徴金納付命令書」という。)の謄本は, いずれも平成24年9月25日, 被審人らに対して送達された。

被審人らは, いずれも, 平成24年11月22日, 前記第1のとおり, 本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令の全部の取消しを求める各審判請求をした。

- 4 本件排除措置命令は, 被審人4社に対するものを除き, 審判請求をされることなく確定した。

第3 前提となる事実(各項末尾に括弧書きで証拠を掲記した事実は当該証拠から認定される事実であり, その余の事実は当事者間に争いのない事実又は公知の事実である。なお, 証拠の表記については, 「第」及び「号証」を略し, 単に「査○」, 「審○」と記載する。)

1 被審人らの概要

7社は, いずれも業としてEPSブロックの販売を行っている者である。

被審人カネカフォームプラスチックスは, 業としてEPSブロックの販売を行っていた者であるが, 平成22年10月1日, 被審人カネカケンテックに対し, 吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承継させる(以下「本件吸収分割」という。)とともに, 同日付けで商号をカネパールサービス株式会社から現商号に変更したものであり, 以後, 同事業を営んでいない(以下, 商号変更の前後を区別せずに「被審人カネカフォームプラスチックス」という。)

北海道カネパールは, 業としてEPSブロックの販売を行っていた者であるが, 平成19年5月1日, 被審人カネカフォームプラスチックスに対し, 吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承継させたものであり, 以後, 同事業を営んでおらず, 平成24年10月1日, 商号をカネカ北海道スチロール株式会社に変更した(以下, 商号変更の前後を区別せずに「北海道カ

ネパール」という。)

2 EDOの概要

(1) EDO設立の経緯

発泡スチロールは、英語で「Expanded Polystyrene」と称されるため、その頭文字をとって「EPS」と略称される。発泡スチロールブロックを用いた軽量盛土技術については、昭和60年6月に、株式会社建設企画コンサルタント（以下「建設企画コンサルタント」という。）がノルウェーから技術導入し、同社、大洋技術開発株式会社、太陽工業、及びノルウェーの技術提携先であるアードネッセン社の4社で、その工法等の特許出願を行い、これと機を同じくして、ダウ化工も、発泡スチロールブロックを用いた軽量盛土の施工法と金具による一体化の特許出願を行った。発泡スチロールブロックを用いた軽量盛土工法は、ノルウェーから技術導入された際に、「EPS工法」と命名された。

そして、同工法を確立するために、我が国における様々な地盤、地形条件への適用、国内製造ブロックの力学特性の確認及び国内における実績作りなどの研究開発体制を固める目的で、昭和61年6月25日、総合建設業者、専門工事業者、ポリスチレンビーズなどの発泡スチロールブロックの材料製造業者等を会員とする、任意の事業者団体であるEDOが設立された（なお、本審決案において使用する用語である「EPS工法」、「EPSブロック」及び「EPSブロック業者」の各定義は、別紙1のとおりであるが、以下において、発泡スチロールブロックを用いた軽量盛土工法全般を「EPS工法」、同工法において使用される発泡スチロールブロックを「EPSブロック」、同ブロックの製造業者又は販売業者を「EPSブロック業者」と、それぞれいうこともある。）。

EPS工法の設計・施工に関しては、建設企画コンサルタント及び大洋技術開発株式会社がアードネッセン社から技術援助を受け、建設企画コンサルタントが、材料製造業者との間で特許実施許諾契約を締結していたほか、ダウ化工が別途保有していた発泡スチロールブロックを用いた軽量盛土工法の設計・施工方法に係る特許について、建設企画コンサルタントが、材料製造業者との間で特許再実施許諾契約を締結し、これらの実施料を併せて徴収していた。なお、これらの特許の有効期限は、平成17年8月までとされていた。

EDOの事務局は、建設企画コンサルタントの東京事業本部に置かれていたが、平成20年9月に同社が倒産したため、平成21年1月に新たに設立された株式会社CPCの東京事務所に変更された（以下、上記2社を区別せずに「CPC」ということがある。）。

（査1，2，4，5）

(2) EDOの組織

EDOは、総会、幹事会、技術委員会及び事務局を設け、技術委員会に、材料製造業者を会員とする材料部会、建築資材商社からなる壁体専門部会及びゼネコン等の建設業者からなる施工研究グループを設けていた。

ア 材料部会

材料部会は、毎年1回開催されるEDOの総会において、その年の活動内容として、EPS工法採用工事の年間施工実績、建設コンサルタント業者等に対する技術講習会の開催実績等を報告していた。

材料部会の会員は、EDO設立当時は、被審人積水化成品工業、三菱油化株式会社及びダウ化工の3社であったが、その後徐々に増え、遅くとも平成16年4月1日には、被審人積水化成品工業、被審人ジェイエスピー、被審人カネカフォームプラスチック（平成22年10月1日以降は被審人カネカケンテック）、鐘淵化学工業株式会社（平成16年9月1日に商号を株式会社カネカに変更した。以下、商号変更の前後を区別せずに「カネカ」という。）、ダウ化工、太陽工業及びアキレスの7社であった。被審人カネカフォームプラスチック及び被審人カネカケンテック（両者を併せて、以下「被審人カネカ」という。）は、いずれもカネカのグループ企業（子会社）である。（査3，10）

なお、三菱油化株式会社は、平成6年に三菱化学株式会社に吸収合併され、三菱化学株式会社は、発泡ポリスチレンに係る事業について、平成11年に、BASFジャパン株式会社との合弁会社である三菱化学フォームプラスチック株式会社において事業を開始したが、三菱化学フォームプラスチック株式会社は、平成15年7月15日、被審人ジェイエスピーに吸収合併された。（査305ないし308）

イ 広報委員会

材料部会の会員は、EPS工法の普及を目的とする、建設コンサルタント業者に対する説明会の日時の決定や講習会の開催場所の選定等を

行うため、定期的に、各社のEPSブロックの営業担当者が集まる会合（以下「広報委員会」という。）を行っていた。

広報委員会は、当初、東京において行われていたところ、遅くとも平成10年には大阪でも行われ、北海道及び九州でも行われるようになった。北海道で開催される広報委員会には、材料部会の会員のほかに、被審人積水化成品工業のグループ企業である被審人積水化成品北海道及びカネカのグループ企業である北海道カネパールも出席していた（以下、これらの出席者をまとめて「材料部会会員事業者等」という。）。

(3) EDOによるEPS工法基準書の作成

EPS工法は、EDO及びその会員によって、当初はノルウェーの技術支援を受けながら、その普及とともに技術開発が進められた。同工法の施工実績は、昭和61年には5件1101立方メートルだったものの、その後増加していき、平成19年には924件27万6887立方メートルとなった。

EDOは、平成4年、EPS工法の基準化のために「発泡スチロールを用いた軽量盛土の設計・施工マニュアル」を作成し、さらに、平成14年5月、軽量材としてのEPSを盛土、擁壁や橋台等の抗土圧構造物の裏込めなどに使用する場合の設計に必要な事項を取りまとめたEPS工法基準書を作成し、公表した。

(4) 材料部会会員事業者等によるEPSブロックの販売

EPSブロックは、ポリスチレン樹脂に発泡材を加えたものを加熱軟化させると同時に気体を発生させて発泡樹脂とし、ブロック又はブロック状に加工したものである。

同ブロックには、型内発泡法と押出發泡法の2種類の製造方法があり、EDOでは、その製造方法並びに密度及び圧縮の強さに応じて、「D-20」、「DX-29」等の規格を定めていた。

材料部会会員事業者等は、これらの種別のEPSブロックについて、それぞれブランド名を付して、自社、子会社又は関連会社等において製造し、販売していた。

EDOでは、EPS工法基準書によるEPS工法の適用に当たっては、EDOの会員が取り扱うEPSブロックを使用し、所定の緊結金具で一体化するよう求めていた。

3 E P Sブロック業者がE P Sブロックを販売するまでの一般的な流れ

E P S工法採用工事において、E P Sブロック業者がE P Sブロックを販売するまでの一般的な流れは、以下のとおりである。

- (1) 官公庁等の発注者は、軟弱地盤上の盛土等の土木工事を発注する場合、通常、建設コンサルタント業者に対し、数種の工法を対照、評価して、どの工法を採用するのかを定めるための設計（以下「概略設計」という。）を依頼する。

概略設計を受注した建設コンサルタント業者は、自社で独自に概略設計を行うこともあるが、通常は、概略設計を行うに当たり、E P Sブロック業者又は他工法のメーカーから協力を得る。E P Sブロック業者が概略設計に協力する場合は、各工法の比較表や断面図、E P S工法採用工事に要する概算費用等に係る資料等を作成し、これらが無償で提供する（以下「概略設計協力」といい、これを行う者を「概略設計協力業者」という。）。E P Sブロック業者は、建設コンサルタント業者がある工事の概略設計を受注した旨の情報を得ると、その工事にE P S工法が採用されるようにするため、当該建設コンサルタント業者に対し、概略設計協力の申出を行う。

（査22，23，27，48，51ないし61）

- (2) 官公庁等の発注者は、E P S工法の採用を決めると、当該工事を建設業者に発注する前に、通常、建設コンサルタント業者に対し、工事の具体的内容を決める設計（以下「詳細設計」という。）を依頼する。

詳細設計を受注した建設コンサルタント業者は、自社で独自に詳細設計を行うこともあるが、通常は、詳細設計を行うに当たり、E P Sブロック業者の協力を得る。E P Sブロック業者が詳細設計に協力する場合は、設計図書のうちE P Sブロックの使用に係る部分の図面（以下「E P Sブロック図面」という。）を作成し、これが無償で提供する（以下「詳細設計協力」といい、これを行う者を「詳細設計協力業者」という。）。（査26，41，42，51，69，70，146）

E P Sブロック業者は、詳細設計協力を行うに当たり、建設コンサルタント業者から直接又は建設資材商社を介して、詳細設計を受注した建設コンサルタント業者に関する情報を収集し、詳細設計協力の申出を行う。

なお、通常、詳細設計協力業者は1社である。

- (3) 官公庁等の発注者は、建設業者に対し、E P Sブロック図面に基づき、

E P S工法採用工事を発注する。

- (4) E P S工法採用工事を受注した建設業者は、E P Sブロック図面の内容に応じたE P Sブロックを調達するに当たり、一又は複数の建設資材商社又はE P Sブロック業者に対し、見積価格の提示を依頼し、提示された見積価格を基礎として価格交渉を行った上で、E P Sブロックを購入する。
(査83, 86, 90ないし92, 95ないし100, 104ないし116)

4 材料部会会員事業者等が設計協力を行うようになった経緯

E D Oの設立後、当時の材料部会会員事業者等は、昭和62年頃以降、当時建設業関係者に広く知られていなかったE P S工法を選択してもらうため、同工法の普及活動を始めた。

官公庁等の発注者は、概略設計を建設コンサルタント業者に発注することから、上記普及活動は、まず、当該設計業務を受注した建設コンサルタント業者に対し、E P S工法に係る技術提案や助言を行うことから始まり、徐々に概略設計協力を行うようになり、さらに、概略設計の段階にとどまらず、詳細設計協力まで行うようになっていった。

このような建設コンサルタント業者に対する協力の過程において、材料部会会員事業者等が作成し建設コンサルタント業者に提供していた図面等の資料は、平成14年5月にE P S工法基準書が策定されて以降は、E P S工法基準書に基づき作成されていた。

5 設計協力等を行った物件の登録

材料部会会員事業者等は、遅くとも平成2年4月頃以降、E P S工法が採用されそうな物件の情報を入手したり、建設コンサルタント業者から設計業務に対する協力の依頼を受けたりした場合には、その物件名、発注者名、施工場所、建設コンサルタント業者名等の情報を、E D Oの事務局であるC P Cに連絡し、C P Cにおいて、当該物件に係る情報をデータベース化していた（以下「物件登録」という。）。

なお、C P Cでは、物件登録の目的を、C P C等が保有していたE P Sブロックを使用する軽量盛土工法に関する基本特許（前記2(1)）等に基づきE P S工法の実施予定動向を把握することにあるとしていた。

物件登録は、平成16年2月末日をもって廃止された。

6 特定E P Sブロックの受注状況

(1) 9社の受注状況

9社は、特定EPSブロックについて、そのほとんど全てを受注していた。（査27, 143, 169, 277）

また、多くのEPS工法採用工事において、発注されたEPS工法採用工事に採用されたEPSブロック図面（以下「最終図面」という。）を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注し、他の材料部会会員事業者等は、積極的な営業活動を行わず、建設業者や建設資材商社から見積価格の提示を依頼された場合には高い見積価格を提示するなどして、受注を回避していた（なお、詳細設計協力業者以外の者がかかる行動をとった理由については、後記第5の1のとおり当事者間に争いがある。）。

(2) 被審人らの売上額

審査官が被審人らの本件違反行為の実行期間であると主張する平成20年5月31日から平成23年5月30日までの間（ただし、被審人カネカフォームプラスチックスについては、平成19年10月1日から平成22年9月30日までの間とし、被審人カネカケンテックについては、同年10月1日から平成23年5月30日までの間とする。）（以下「本件対象期間」という。）において、被審人らが特定EPSブロックを受注した工事及び同工事に係る特定EPSブロックの売上額を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「独占禁止法施行令」という。）第5条第1項の規定に基づき算定した金額は、別紙3の1ないし3の5記載のとおりである。

7 公正取引委員会による立入検査

公正取引委員会は、平成23年5月31日、本件違反行為に関する立入検査を行った。（査280, 297ないし299）

被審人4社は、同日以降、本件違反行為を行っていない。また、被審人カネカフォームプラスチックスは、本件吸収分割のなされた平成22年10月1日以降、本件違反行為を行っていない。

第4 争点

- 1 9社の間に、特定EPSブロックについて、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨の合意が存在したか（争点1）
- 2 以下の各場合に係る特定EPSブロックは、上記1の合意の対象に含まれるか（争点2）

- (1) 詳細設計協力を行っていないE P Sブロック業者に対する見積依頼がない場合
 - (2) 受注したE P Sブロック業者以外のE P Sブロック業者が当該物件の存在を認識していない場合
 - (3) 被審人らの主張する自社独自の工法が採用された場合
 - (4) 建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定E P Sブロックを発注した場合
- 3 上記1の合意は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当するか（争点3）
- 4 被審人らが受注した別紙3の1ないし3の5記載の各工事に係る特定E P Sブロックは、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当するか（争点4）
- 5 被審人カネカらの本件違反行為の実行期間を連続して捉えるべきか（争点5）

第5 争点に係る双方の主張

- 1 争点1（9社の間に、特定E P Sブロックについて、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨の合意が存在したか）について

(1) 審査官の主張

ア 本件違反行為

9社の間には、遅くとも平成19年1月以降（被審人カネカケンテックにあっては、本件吸収分割の日である平成22年10月1日以降。以下同じ。）、特定E P Sブロックについて、詳細設計協力業者のうち最終図面を作成した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する旨の合意（以下「本件合意」という。）が存在した。

そして、受注予定者以外の者は、本件合意に基づき、次のような方法で、受注予定者が受注できるように協力していた。

(ア) 営業活動の自粛

9社は、自社が詳細設計協力した工事については、当該工事に使用される特定E P Sブロックを確実に受注するため、直接又は建設資材商社を介して、当該工事を受注した建設業者に対し、積極的に営業活動を行う。

他方、自社が詳細設計協力した工事ではないと判別できた場合や、他社が詳細設計協力した工事であると判別できた場合には、当該工事を受注した建設業者や同社から見積依頼を受けた建設資材商社に対して営業活動を行わないことにより、自社が見積価格の提示を依頼され、特定EPSブロックを受注することがないようにする。

(イ) 高い見積価格の提示又は見積価格の提示の辞退

自社が詳細設計協力した工事ではないと判別できた工事等について、自社が営業活動を行っていないにもかかわらず、建設業者から直接又は建設資材商社を介して見積価格の提示を依頼された場合には、その後の営業活動に差し支えのない範囲で、自社が受注することがないような高い見積価格を提示したり、見積価格の提示を辞退したりすることにより、自社が受注しないようにする。

イ 本件合意の存在を裏付ける事実

本件合意が存在したことは、①平成16年1月19日に開催された広報委員会（以下「1月19日の広報委員会」という。）において、今後最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを販売することとし、各社が互いに協力し合うこと（以下「最終図面方式」という。）を確認した事実、②本件対象期間を通じて、最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように、詳細設計協力業者から他の本件違反行為者に対して営業活動の自粛を求める（県道安田東洋線工事）、建設業者等に提示する見積価格について本件違反行為者間で連絡を取り合う（扇沢大町線(1)工区の工事等）、詳細設計協力業者から他の本件違反行為者に対して、当該工事について問い合わせがあった場合にはその旨連絡するよう求める（H21谷沢川貯砂ダム補強土壁等設置工事〔品木ダム〕等）などして、本件違反行為者間で協力していたことがうかがわれる事例や、最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注するという前提の下に、本件違反行為者間で利益配分のための調整等が行われた事例（川向中通線工事、元村恵山線工事、小谷道路工事）が存在すること（これらの事例を総称して、以下「個別物件」という。）などからも裏付けられる。

ウ 被審人らの主張に対する反論

被審人らは、最終図面を作成した詳細設計協力業者以外の者が特定E

EPSブロックの受注に消極的であったのは、本件合意が存在したからではなく、建設業者が詳細設計協力業者に発注することを望んでおり、EPSブロック業者も、技術的又は経済的理由により、自社が詳細設計協力していない工事に係る特定EPSブロックを販売することが困難だったからである旨主張するが、かかる主張は理由がない。

EPS工法採用工事を受注した建設業者は、通常、詳細設計協力業者が販売するEPSブロックを使用しなければ施工に支障が生じるというようなことはないと考えており、EPSブロックの調達に当たっても、特定のEPSブロック業者を選定する意向は有しておらず、より安い価格でEPSブロックを購入することを重視していた。

また、EPSブロック業者は、自社が詳細設計協力していない工事であっても、建設資材商社に情報の入手を依頼するなどして、同工事に係る情報を入手することは可能であり、他社の作成した設計図面を自社において書き換えることも比較的容易であった。他社が詳細設計協力を行った工事に係るEPSブロックの受注に9社が消極的であったのは、本件合意が存在したからである。

(2) 被審人らの主張

ア 本件合意の不存在

本件合意が存在したこと、及び本件違反行為者が本件合意に基づき受注予定者が受注できるように協力していたことについては、否認する。

ほとんどのEPS工法採用工事において、最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注していた理由は、以下のとおり、建設業者側及びEPSブロック業者側の技術的又は経済的理由によるものであり、本件合意が存在したからではない。

(ア) 建設業者側の事情

a 詳細設計において想定されていない問題への対応

EPS工法の場合、詳細設計が行われていたとしても、詳細設計の段階で地盤の全ての断面、地質について検討されているわけではないため、設計段階では想定していない問題が施工段階で生じ、現場で設計の調整を行い、場合によっては詳細設計自体を書き換える必要が生じることがある。また、施工段階に入ってから、発注者や建設業者側の要望等により、設計変更を余儀なくされることもある。

しかし、ほとんどの建設業者及び建設コンサルタント業者はEPS工法の設計や施工に精通していないため、EPSブロック業者は、EPSブロックの納入のみならず、上記問題への対応も求められる。

この点、詳細設計協力業者は、設計協力を通じ、建設コンサルタント業者から地盤や地質等の工事現場の状況に関する情報を豊富に得ており、設計段階でこれらの情報の分析検討を行っているがゆえに、上記問題に迅速かつ的確に対応できる。

他方、詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者は、これらの情報を保有しておらず、設計内容や当該設計に至った経緯等についても、詳細設計図面から把握できる程度にしか把握できないため、施工段階の問題に十分対応できないおそれがある。

b 会計検査院への対応

EPS工法が採用される工事のほとんどを占める公共工事においては、その工法及び建設資材を採用した理由について、会計検査院による検査において厳しく問われることがある。

その際、当該工事にEPSブロックを納入したEPSブロック業者は、建設業者から、当該検査に関する問い合わせに対応するよう求められるが、詳細設計協力業者であれば、迅速かつ的確に回答できる。

c まとめ

以上の理由から、建設業者は、詳細設計協力業者に特定EPSブロックを発注することを望んでいた。また、仮に、詳細設計協力業者以外の者に特定EPSブロックを発注するとなると、後記(イ)のとおり、設計の書換えが必要となり、当該業者の施工現場での対応能力等の問題も生じることから、建設業者からEPSブロックの引き合いを受けた建設資材商社も、詳細設計協力業者以外には見積依頼をしないのが通常である。

建設業者が特定EPSブロックの発注先を決定するに当たり、EPSブロックの価格のみを重視していたわけではないことは、建設業者の中に、EPSブロックの調達を建設資材商社に任せきりにして相見積りを取っていない者や、一つの建設資材商社又はEPSブロック業者に対してのみ見積価格の提示を依頼していた者がいる

ことから裏付けられる。

(イ) E P S ブロック業者側の事情

a 再設計の必要性及び困難性

前記(ア)のとおり，特定E P Sブロックを販売したE P Sブロック業者は，販売したE P Sブロックだけでなく，設計及び施工の指導についても一定の責任を負わざるを得ない。

しかし，E P Sブロック業者は，詳細設計協力を行うに当たり，それぞれE P S工法の設計に係る独自のノウハウや設計思想を有しており，使用する設計ソフトも独自開発されたもので業者ごとに異なるため，作成される設計図面も業者ごとに異なる。そのため，他社が詳細設計協力した設計図面では基礎データの詳細を把握できず，設計に問題がないか検証することが困難である。また，特定のE P Sブロック業者独自の資材が設計に盛り込まれている場合もある。

こうした事情があるため，他社が詳細設計協力した物件について特定E P Sブロックを販売しようとする場合は，既存の設計図面を検証するのではなく，設計のやり直し（再設計）が必要となる。しかし，建設コンサルタント業者は，設計協力を行っていないE P Sブロック業者に対するデータの開示に協力的でないことがほとんどであるため，設計協力していないE P Sブロック業者が再設計を行うには相当な困難を伴うことが多い。仮に，建設コンサルタント業者から設計に必要なデータを入手することができたとしても，通常，再設計には相当の時間を要するため，予定された工期に間に合うように特定E P Sブロックを納入できない可能性が高い。

b 他社が詳細設計協力した物件の情報を入手することの困難性

他社が詳細設計協力した物件に係るE P Sブロックを受注するには，当該物件の入札情報を入手する必要があるが，数万件もの多数の入札情報の中からどの物件にE P S工法が採用されているかを把握することは，極めて困難である。しかも，他社が詳細設計協力した物件については，設計協力による先行投資を絶対に回収するために受注を至上命題とする当該他社との価格競争が不可避であり，自社が詳細設計協力した物件に係るE P Sブロックを受注する

場合と比較して、利益も少なくなりやすい。

このように、他社が詳細設計協力した物件を探索する営業手法は、極めて非効率的であり、収益性も低く、EPSブロック業者からみて採用する意味に乏しい。

また、EPSブロック業者は、建設コンサルタント業者との信頼関係の構築・維持、設計協力、設計協力を行った工事についての入札落札情報の継続的な注視等に労力を費やしており、とても他社が詳細設計協力した物件の営業活動にまで人員予算を配分できない状況にある。

c まとめ

前記 a 及び b の事情並びに前記 (ア) の建設業者側の事情を考慮して、EPSブロック業者は、他社が詳細設計協力した物件について、特定EPSブロックの受注に消極的なことが多かった。

イ 本件合意の存在を裏付ける事実について

(ア) 1月19日の広報委員会における確認事項

1月19日の広報委員会において、今後も最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを販売することとし、各社が互いに協力し合うことを確認した事実はない。1月19日の広報委員会において、出席者の一人から最終図面方式が提案されたことは事実であるが、被審人積水化成品工業は同提案に反対し、結局、最終図面方式に関して何ら合意や確認がなされることがないまま、同委員会は散会した。

仮に、1月19日の広報委員会において最終図面方式を採ることが確認されたのであれば、何をもって最終図面とするかなどの同方式の具体的な内容や実施日等の詳細についても取決めがなされるはずであるし、社内及びグループ会社との関係においても伝達や周知がなされて当然であるが、これらの事実を示す書証は存在しない。

また、被審人カネカフォームプラスチックスは、平成16年1月31日付けで、親会社であるカネカと連名で、被審人積水化成品工業、被審人ジェイエスピー、ダウ化工及びアキレスに対し、「EPS工法の受注活動について」と題する文書(査214)(以下「カネカ文書」という。)を送付しており、同文書には、他社が行った設計・営業活

動に伴う先行出費にこだわらず、自社独自の判断で受注活動をするなどが記載されている。仮に、1月19日の広報委員会において、被審人カネカフォームプラスチックスを含む出席者の間で最終図面方式を採ることが確認されたのであれば、同委員会の約2週間後に、同被審人がこれに反する内容の文書を他の材料部会会員事業者等に送付するはずがない。

(イ) 個別物件について

a 個別物件全体について

個別物件での調整行為は、担当者が当該物件について個別に行ったものにすぎず、本件合意に基づくものではない。

また、本件合意に基づく受注予定者の決定方法は、最終図面を作成した詳細設計協力業者を受注予定者とするという単純かつ明確なものであり、個別物件ごとに殊更の調整を要することなく、自社が詳細設計協力した物件だけを営業活動の対象とすることにより、本件合意を実施できるものである。

したがって、仮に本件合意が存在したのであれば、本件違反行為者は個別の調整行為など行わないはずである。

個別物件において調整行為がなされている事実は、むしろ、本件合意が存在しなかったことを裏付けるものである。

b 一部の個別物件について

審査官が被審人らの関与を主張する個別物件の一部について、当該物件において調整行為がなされた経緯等は、以下のとおりである。

(a) 県道安田東洋線工事

被審人積水化成品工業が上記工事の営業活動を取りやめたのは、太陽工業が詳細設計協力を行っていたことを途中で把握し、技術面や安全面を考慮すると、競合してまで獲得を目指す案件ではないと考えたからであり、本件合意に基づいて営業活動を自粛したわけではない。

また、仮に本件合意が存在したのであれば、EPSブロック業者は、まず他のEPSブロック業者の設計協力があるかどうかを確認することとなり、その確認をせずに営業活動を行うことはないはずである。

上記工事について、被審人積水化成成品工業が他のEPSブロック業者の設計協力があるかどうかを確認せずに営業活動を行った事実は、各社の自由な営業活動が行われていたことを示すものである。

(b) 扇沢大町線(1)工区の工事

上記工事は、被審人カネカフォームプラスチックが設計協力を行い、ダウ化工は設計協力していなかったことから、ダウ化工の担当者は、自社が特定EPSブロックを受注して無用なリスクを負うことを避けるため、被審人カネカフォームプラスチックの担当者に対し、見積価格の指示を仰いだ。

これに対し、被審人カネカフォームプラスチックの担当者は、自ら調査すればすぐに分かるような、受注を回避するための単価について、安易に他社に照会してきたダウ化工の担当者のことを不愉快に思い、同人に嫌味や意地悪をする意図で、長野県の公的な積算資料に掲載されている単価をそのまま伝えたにすぎず、自社が受注できるようにするためにダウ化工に対して見積価格を指示したのではない。

(c) H21谷沢川貯砂補強土壁等設置工事（品木ダム）及び町道11065号線道路改良工事

被審人ジェイエスピーの担当者が他社の担当者に対し、上記工事について問い合わせがあった場合には、その旨を自社に伝えるよう求めたのは、同被審人が上記工事の詳細設計協力業者であったため、当然同被審人に特定EPSブロックが発注されるはずであるにもかかわらず、見積依頼がなかったことから、これを不審に思ったからにすぎず、本件合意に基づき他社に協力を求めたものではない。

また、仮に本件合意が存在したのであれば、詳細設計協力業者が当然に特定EPSブロックを販売できることになるから、あえて他社に問い合わせる必要性は乏しくなるはずである。

上記工事について被審人ジェイエスピーが他社に上記依頼をした事実は、むしろ本件合意の存在を否定する事情である。

(d) 川向中通線工事

上記工事において、被審人カネカフォームプラスチックがダウ化工から特定EPSブロックの一部をOEM購入したのは、同被審人の担当者が、ダウ化工の担当者との個人的関係に鑑み、同人の営業成績を助けるために行ったものであり、本件合意とは関係がない。

(e) 元村恵山線工事

上記工事において、被審人カネカフォームプラスチックが被審人ジェイエスピーから特定EPSブロックの一部をOEM購入したのは、両者の間に設計協力を行った会社の努力を評価する精神があったことや、被審人カネカフォームプラスチックの担当者と被審人ジェイエスピーの担当者との間に個人的な関係があったからであり、その場限りの一時的なものにすぎず、本件合意が存在したからではない。

(f) 小谷道路工事

上記工事において、他社が被審人積水化成品工業による受注を認めたのは、その6年前に既に同被審人による受注を認めていたという経緯が理由であり、同被審人が設計協力を費用をかけていたことを理由とするものではない。また、他社からOEM供給を受けることを条件に同被審人が受注したのもでもない。

仮に、審査官の主張するとおり、被審人積水化成品工業が、本件合意に基づき、他社からOEM供給を受けることを条件に上記工事に係る特定EPSブロックを受注したのであれば、その取決めを反故にすることはないはずであるが、同被審人は被審人ジェイエスピーからOEM供給を受けていない。

ウ 本件合意の不存在を裏付ける事実

(ア) 詳細設計協力業者が当該物件の発注状況を注視していたこと

詳細設計協力業者は、詳細設計協力後も、当該物件の発注状況を継続的に注視していた。

仮に本件合意が存在し、詳細設計協力業者が受注予定者とされていたのであれば、詳細設計協力後も当該物件の発注状況を継続的に注視する必要はないはずである。

(イ) 詳細設計協力を獲得する段階で9社が競争していたこと

E P Sブロック業者の間では、詳細設計協力を獲得する段階で熾烈な競争が行われている。

仮に、審査官の主張するとおり、本件合意の目的が競合他社との競争を回避することにあるならば、入札談合のケースと同様に、あらかじめ詳細設計を担当する業者を決めておくことが最も合理的なはずである。

本件合意をした上で、詳細設計協力を獲得するために競争するというのは、不自然かつ不合理である。

2 争点2（特定E P Sブロックは、全て本件合意の対象に含まれるか）について

(1) 審査官の主張

ア 本件合意は全ての特定E P Sブロックを対象とすること

9社が本件合意を形成するに際し、対象となる特定E P Sブロックに特段の限定を付したり、特定E P Sブロックの一部を本件合意の対象から除外したりするなどした事実はなく、特定E P Sブロックは全て本件合意の対象となっていた。

イ 被審人らの主張に対する反論

被審人らは、後記(2)のとおり本件合意の対象外となる特定E P Sブロックがあると主張するが、以下のとおり理由がない。

(ア) 詳細設計協力を行っていないE P Sブロック業者に対する見積依頼がない場合

建設業者は、通常、E P Sブロックの購入に当たって特定のE P Sブロック業者を選定する必要があるとは考えていなかったが、9社は、他社が詳細設計協力した物件については、本件合意に従い営業活動を自粛していた。したがって、結果として詳細設計協力業者に対してのみ見積依頼がなされた物件も、本件合意の対象となっていたことは明らかである。

また、建設資材商社が詳細設計協力業者に対してのみ見積依頼をする場合があったことの一因として、詳細設計協力していないE P Sブロック業者に対して見積依頼をしても断られること、及び見積りが提示されてもその見積価格は詳細設計協力業者の見積価格よりも高いことが常態化していたことが挙げられる。

これらの事情に照らせば、仮に本件合意が存在しなければ、複数のEPSブロック業者に対して見積りを依頼することがより一般的に行われていたであろうことが容易に推認される。このことに鑑みても、被審人らの主張は失当である。

(イ) 受注したEPSブロック業者以外のEPSブロック業者が当該物件の存在を認識していない場合

前記1(1)のとおり、EPSブロック業者は、他社が詳細設計協力した工事であっても、同工事に係る情報を入手することは可能であった。

したがって、仮に、受注したEPSブロック業者以外のEPSブロック業者が当該工事の存在を認識していない工事（以下「不認識物件」という。）が存在したとしても、それは、本件合意が存在するために、他のEPSブロック業者が他社の詳細設計協力した工事に係る情報を積極的に収集しなかった結果であると評価できる。

かかる事情に照らせば、仮に不認識物件が存在したとしても、同物件に本件合意の拘束は及んでいたといえ、同物件に係る特定EPSブロックが本件合意の対象外となるものではない。

(ウ) 被審人らの主張する自社独自の工法が採用された場合

被審人らは、EPSブロック業者が、平成16年頃から、基本形となるEPS工法に自社独自の工法（以下「独自工法」という。）を組み合わせることで、他社との差別化を図っていたと主張する。

しかし、仮に、被審人らの主張するとおり、独自工法が何らかの独自性を有していたとしても、それによって特定EPSブロックの販売競争（潜在的な競争を含む。）が生じ得なかったという客観的な状況が認められない限り、その独自性ゆえに本件合意の相互拘束から除外されていたとはいえない。

そして、以下のa及びbの事情からすれば、独自工法が採用された物件について、特定EPSブロックの販売競争が生じ得なかったという客観的な状況まではおよそ認められず、同物件に本件合意の拘束は及んでいたといえ、同物件に係る特定EPSブロックが本件合意の対象外となるものではない。

a 独自工法に代替可能な工法が存在したこと

独自工法には、以下のとおり、代替可能な工法が存在し、特定E

P S ブロックの販売競争を生じ得なくするほどの独自性はなかった。

(a) ラムダパネルと角形鋼管を用いる工法等について

E P S 工法では，盛土として用いられるE P S ブロックが発泡スチロールでできており，紫外線等によって劣化しやすいため，のり面部分に壁面材を設置したり，土をかぶせたりすることにより，E P S ブロックを保護するのが一般的である。

従来のE P S 工法は，H型鋼を立てて支柱とし，支柱に沿って押出成形セメント板を壁面材として取り付けることにより壁体を構築して，その背後にE P S ブロックを積み上げるものであり，人力で設置することが困難なH型鋼と押出成形セメント板が使用されていたため，その施工に当たっては，重機を使用する必要があった。その後，各E P S ブロック業者は，重機がなければ設置することが困難な上記H型鋼等を壁体の構築に用いずに，人力のみで簡易に壁体の設置が可能な工法（以下「簡易壁体工法」といい，上記H型鋼等を用いる工法を「H型鋼を支柱に用いる工法」という。）を開発し，平成16年頃には販売を開始するようになった。

ラムダパネルと角形鋼管を用いる工法（以下「ラムダパネル工法」という。），ウォールブロックを用いる工法（以下「ウォールブロック工法」という。），及びカネパールアンカーブロック（K P Aブロック）を用いる工法（以下「K P Aブロック工法」という。）は，いずれも簡易壁体工法的一种として開発された工法である。また，クイレスウォール工法，ニューライトウォール工法及びニューライトウォール2工法も，簡易壁体工法的一种であり，ラムダパネル工法，ウォールブロック工法，K P Aブロック工法及びクイレスウォール工法は，本件対象期間中に既に販売されていた。

簡易壁体工法は，人力で設置が可能である点で共通しており，E P S ブロックを保護するための壁体の構築方法とその壁体を構築するための部材以外には，工法として特段の差異がなく，性能面でみても，安全性，工期，費用といった点で大きな差異はな

い。工事の発注者も、各簡易壁体工法の間には性能面で大きな差異はないと考えていた。

(b) ソイレングリーンユニットを用いる工法について

ソイレングリーンユニットを用いる工法（以下「ソイレングリーンユニット工法」という。）は、EPSブロックによる盛土ののり面部分を緑化するための工法（以下「EPSのり面緑化工法」という。）の一つであり、「法面ユニット」と称する部材を使用する。

EPSのり面緑化工法には、「種子吹き付け」、「E-PAN E L」、「フラットパネル」、「テンサーEPS急勾配壁面緑化工法」、「ニュー・ライト・グリーンウォール工法『さないさん』」、「ジオテキスタイルユニット」など、ソイレングリーンユニット工法の他にも多数の工法が存在し、被審人ジェイエスピーが販売するEPSブロックである「スチロダイアブロック」も、EPSのり面緑化工法に対応することができる。

工事の発注者も、のり面部分を緑化するという目的が達成できるのであれば、特定のEPSのり面緑化工法へのこだわりはなく、どのEPSのり面緑化工法であっても安全性に差異はないと考えていた。

b 他の工法への設計変更が可能であったこと

EPS工法採用工事の発注者は、通常、EPS工法であるということ以上に特定の工法を指定することはない。そのため、仮に、被審人らが自社の独自工法を示す記載を設計図面に書き込んだとしても、代替可能な他の工法で施工することにつき契約違反の問題は生じない。

また、特定の工法間で設計変更を行うことは、設計図面の書換え作業も含めて、大きな手間の掛かるものではない。そのため、仮に、発注者が特定の独自工法による施工を指定して発注していたとしても、他の工法で施工することが妨げられるわけではない。

(エ) 建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注した場合

前記アのとおり、本件合意の対象となるのは、特定EPSブロック

全てである。したがって、建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注した場合も、本件合意の対象に含まれる。

(2) 被審人らの主張

仮に本件合意が存在したとしても、以下の場合に係る特定EPSブロックは、本件合意の対象外であった。

ア 詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対する見積依頼がない場合

審査官は、本件合意に基づく受注調整行為として、①見積依頼が自社に対して行われないう、他社が受注予定者である特定EPSブロックの営業活動を自粛すること、②見積依頼が自社に対して行われた場合は、受注予定者よりも高い見積価格を提示する又は見積価格の提示を辞退すること、を想定する。

しかし、営業活動の自粛（上記①）は、前記1(2)アの事情から生じるものであり、本件合意がなくても同じ結果となるため、この点について受注調整の合意をすることは考えられない。

また、営業活動の自粛という不作為を、独占禁止法に違反する基本合意の実施行為であるとして違法と評価するには、それに相応するだけの実質を有することが必要であるが、EPSブロック業者は、全てのEPS工法採用工事について営業活動を行わなければならない作為義務を負うものではない。このような作為義務を觀念し得ない以上、営業活動の自粛が独占禁止法に違反する基本合意の実施行為と認められる余地はない。

したがって、仮に本件合意が存在したとしても、その対象は、詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対して見積依頼があった場合（上記②）に係る特定EPSブロックに限られる。

イ 不認識物件の場合

盛土工法が用いられる土木工事は極めて多数であり、そのうちEPSブロックが用いられる工事だけでも相当数に及ぶ。その中には、工事の話が持ち上がってからEPSブロックの受注に至るまでの間、一度も他のEPSブロック業者に知られることなく、自社だけが独自に営業活動を行い、詳細設計協力等を経てEPSブロックを受注する物件も存在す

る。

このような工事については、そもそも他のEPSブロック業者と競合する状況にはなく、審査官の主張する本件合意の実施行為（営業活動の自粛、高い見積価格の提示等）自体を観念することができない。

また、町田市の土木工事入札談合事件に関する判例（東京高等裁判所平成16年2月20日判決・公正取引委員会審決集第50巻708頁〔土屋企業株式会社による審決取消請求事件〕。以下「土屋企業事件判決」という。）は、課徴金納付命令の発令には、当該事業者が直接又は間接に関与した受注調整手続の結果、競争制限効果が発生したことを要するとの判断を示しているが、不認識物件においては、当該工事の存在すら認識していないEPSブロック業者が、当該工事に係る特定EPSブロックの受注調整に直接又は間接に関与すること自体、観念することができない。

したがって、仮に本件合意が存在したとしても、それは、複数のEPSブロック業者が物件を把握し、競合が生じた場合の調整弁としての合意であり、不認識物件に係る特定EPSブロックは、本件合意の対象外である。

ウ 独自工法が採用された場合

審査官は、独自工法が採用された場合でも、およそ販売競争が生じ得なかったという客観的な状況が認められない限りは、その独自性ゆえに本件合意の相互拘束から除外されていたとはいえない旨主張するが、失当である。

「フリー物件（各事業者が基本合意に拘束されず、自社の判断で入札価格を決める物件）になった可能性も十分にあった」物件について独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該・・・役務」に該当しないとした審決例（公正取引委員会平成25年5月22日審判審決。以下「岩手県談合事件審決」という。）からも明らかのように、本件合意の相互拘束から除外されるためには、およそ販売競争が生じ得なかったという客観的な状況まで必要となるものではなく、販売競争が生じ得なかった可能性が十分あれば足りると解すべきである。

そして、以下の事情からすれば、独自工法が採用された場合は、販売競争が生じ得なかった可能性が十分あったといえる。

(7) 各社の独自工法の特徴及び代替可能な工法が存在しないことなど

a 被審人積水化成品工業の主張

(a) ラムダパネル工法

ラムダパネル工法は、H型鋼の支柱とコンクリート系パネル材の代わりに、軽量かつ施工が容易なスチール製の角形鋼管及び軽量壁体材であるラムダパネルを使用する。

被審人積水化成品工業は、主として上記壁体材の固定構造及びそこで用いられる支柱支え具について特許登録を受けている。

(b) ソイレングリーンユニット工法

i 工法の特徴

ソイレングリーンユニット工法は、H型鋼の支柱及びコンクリート系パネル材の代わりに、網状鋼製材である法面ユニット（グリーンパネル）を壁体構造として使用する。

ソイレングリーンユニット工法では、壁体構造として使用されるグリーンパネルの重量はH型鋼の支柱及びコンクリート系パネル材より相当軽量であり、支柱用の穿孔も要らず、人力で作業を行うことができ、重機を使用するためのスペース及び仮設足場も不要となるため、工期を短縮し、コストを削減できる。

ソイレングリーンユニット工法では、のり面の構造とその構築方法が重要であり、被審人積水化成品工業は、かかる構造について特許登録を受けている。

ii 代替可能な工法は存在しないこと

審査官は、EPSのり面緑化工法にはソイレングリーンユニット工法のほかにも多数の工法が存在すると主張する。

しかし、以下のとおり、いずれの工法も、ソイレングリーンユニット工法に代替可能な工法ではない。

(i) 種子吹き付け工法は、ソイレングリーンユニット工法のように法面ユニット及び植生シートによって土壌を包むわけではなく、単に土壌を吹き付けるのみである。

そのため、急勾配の斜面では、斜面上の土壌を保持できず、緑化に対応できない。

(ii) E-PANEL及びフラットパネルは、同一の商品である。また、これらは、そもそも工法ではなく、建設資材商社である岡三リビック株式会社（以下「岡三リビック」という。）が独自に販売する単なる部材にすぎない。

これらの商品は、ソイレングリーンユニット工法において使用されるグリーンパネルに替わる、より安価な壁面材として、被審人積水化成成品工業と岡三リビックが共同開発したものである。

(iii) テンサーEPS急勾配壁面緑化工法は、ソイレングリーンユニット工法において使用するグリーンパネル及び植生シートに加えて、EPSブロックを固定するために、「テンサー」という名称の補強材（ジオグリッド）を使用する。

そのため、ソイレングリーンユニット工法と比較すると、部材が余分に必要となり、費用及び作業が増す。

(iv) ニュー・ライト・グリーンウォール工法は、平成24年に開発された工法であり、本件対象期間当時は存在しなかった。

(v) ジオテキスタイルユニット工法は、基本的構造がテンサーEPS急勾配壁面緑化工法（前記(iii)）と同様であり、ジオグリッドを補強材として使用する。

そのため、ソイレングリーンユニット工法と比較すると、費用及び作業が増す。

(vi) スチロダイアブロックは、被審人ジェイエスピーが販売するEPSブロックの名称であり、ソイレングリーンユニット工法と代替可能な工法ではない。

スチロダイアブロックは、テンサーEPS急勾配壁面緑化工法（前記(iii)）に用いることが可能であるというにすぎない。

b 被審人ジェイエスピーの主張

ウォールブロック工法は、H型鋼の支柱とコンクリートの壁面材を設置するのに代えて、ウォールブロックを壁面に置く工法である。

ウォールブロックは、軽量モルタルを主原料とする直立壁の壁面材とEPSブロックを全面接着させた上、中央部をクサビ形状に結

合させた製品であり、被審人ジェイエスピーが特許を有している。また、ウォールブロックは、壁面材とEPSブロックを結合する作業を工場で行うため、工事現場での加工が不要となる。

ウォールブロック工法は、壁面材とブロックを全面接着させた上、中央部をクサビ形状に結合させるという特徴があるため、外側からの圧力に強く、また、工期が短縮できる点に特徴がある。

このため、特に外側から圧力のかかるおそれのある箇所（車道に隣接し、車両が衝突するおそれのある壁面等）の工事や、工期短縮の必要性が高い工事においては、ウォールブロックを他の軽量壁面材付ブロックに代替することはできない。また、ウォールブロック工法以外の簡易壁体工法は、本件対象期間当時ほとんど市場に出回っていなかった。

c. 被審人カネカからの主張

KPAブロックは、EPSブロックと軽量かつ強度を持つ壁面材を一体化させた商品である。

KPAブロックは、壁面材とEPSブロックを固定するために、ボルトとEPSブロックに埋め込まれたアンカーを結合させているが、盛土の上に人や自動車を通ることになれば、EPSブロックは圧縮して変形してしまうのに対し、硬度を持つ壁面材は圧縮を起こさないため、EPSブロックの圧縮による変形を何らかの方法で吸収する必要がある。カネカは、かかる構造について特許権を有している。

(イ) 他の工法で施工した場合は契約違反となること

仮に独自工法に代替する他の工法が存在したとしても、通常、工事を落札した建設業者は、発注図面どおり独自工法を用いた工事を行わなければならない。発注者の了解なく工法を変更すれば、入札条件に反し契約違反となる。

(ウ) 現実的に設計変更は不可能であること

仮に独自工法に代替する他の工法が存在したとしても、工法を変更するには、大幅な設計変更が必要である。しかし、建設業者への発注後に、他社が設計変更に必要なデータを入手し、設計変更した上で営業する時間は確保できないのが通常であるから、現実的に設計変更は

不可能である。

また、EPS工法採用工事の発注者や建設者としても、設計変更のリスクや工期遅延のリスクを負ってまで工法の変更を行う積極的な理由はなく、設計変更には極めて消極的な態度であるのが通常である。

エ 建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注した場合

EPSブロックに関する取引は、基本的に、EPSブロック業者の建設資材商社に対する販売と、建設資材商社の建設業者に対する販売という、2つの別個独立の売買契約から成っており、どのEPSブロック業者からEPSブロックを購入するかを差配し決定しているのは、建設資材商社である。

また、建設資材商社は、詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者に特定EPSブロックを発注するとなると、設計の書換えが必要となる可能性があるため、同社の判断において、詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者には見積依頼をしないのが通常である。

このように、建設資材商社が、同社の判断により、詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注している場合は、本件合意の存在と詳細設計協力業者の受注の間に因果関係が認められず、本件合意の対象外である。

また、建設資材商社である岡三リビックの関東支社長である小川勝利は、同社の独自の判断として詳細設計協力業者からEPSブロックを購入していた旨供述している（査123）。したがって、少なくとも岡三リビックが特定EPSブロックの商流に加わった場合は、本件合意の対象外である。

3 争点3（本件合意は不当な取引制限に該当するか）について

(1) 審査官の主張

9社の間には、遅くとも平成19年1月以降、本件合意が存在した。

このような取決めは、9社の事業活動を事実上拘束するものであり、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」に該当する。また、本件合意の成立により、9社の中に、上記取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるとい意思の連絡が形成され

たものといえるから、同項にいう「共同して・・・相互に」にも該当する。

そして、仮に、本件合意が特定EPSブロックの取引分野における競争の制限として実効性を伴わない場合には、9社は、かえって事業活動を制約されることによる不利益を被ることになり、本件合意は維持されないはずであるから、本件対象期間中継続して本件合意が存在したこと自体から、本件合意が、公共の利益に反して、特定EPSブロックの取引分野における競争を実質的に制限するものであったことは明らかである。

よって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する。

(2) 被審人らの主張

ア 本件合意の内容の不特定

審査官は、本件排除措置命令書において、「EPSブロック業者は、・・・建設業者に対して、建設資材商社を通じてEPSブロックを販売していた。」との前提事実のもと、被審人らが、本件合意に基づき受注予定者を決定した上、受注予定者以外の者が「見積依頼が自社に対して行われないう、他社が受注予定者であるEPS工法採用工事に係る営業活動を自粛」し、又は「見積依頼が自社に対して行われた場合には、受注予定者よりも高い価格を提示する、又は、見積りを断る」ことにより、受注予定者がEPSブロックを受注できるよう受注調整行為を行っていたと主張する。

しかし、審査官の主張する「建設資材商社を通じて」の意味は必ずしも明らかでなく、9社が自粛していたとする営業活動とは誰に対する営業活動を指すのか、高い見積りを提示していたとは誰に対する見積りを指すのかといった点も、判然としない。

したがって、審査官の本件合意に関する主張は、合意の内容が十分に特定されておらず失当である。

イ 本件合意の実施行為の不存在

審査官は、被審人らが建設業者に対して営業活動を行い、建設業者から見積依頼を受け、建設業者との間で価格等について折衝を行った上、建設業者に対してEPSブロックを納入するとの前提に立って主張を展開しているものと理解される。

しかし、前記2(2)エのとおり、EPSブロックに関する取引は、EP

Sブロック業者の建設資材商社に対する販売と、建設資材商社の建設業者に対する販売という、2つの別個独立の売買契約から成るものであり、EPSブロック業者と建設業者の間には、EPSブロックに関する直接の取引関係はもとより、見積りのやり取りや、価格を含めた売買条件に関する交渉もほとんどなく、EPSブロック業者が建設業者に対して直接の営業活動を行うこともほとんどない。

したがって、審査官の主張する営業活動の自粛などという行為は、そもそも観念し得ず、また、EPSブロック業者は建設業者から見積依頼を受けること自体がないから、見積依頼に対して高い価格を提示し又は見積依頼を断るなどという行為も観念し得ない。

建設資材商社は、EPSブロック業者及び建設業者の双方との間で、独自の裁量と判断に基づき価格交渉を行い、それぞれとの間でEPSブロックの価格を決定している。

そのため、仮にEPSブロック業者があえて高い見積りを提示するなどしたところで、それによって受注予定者の受注が確定するわけではない。

ウ 一定の取引分野

一定の取引分野を画定するに当たっては、需要者にとっての代替性の観点が重要な判断要素となる。

本件では、盛土工事の受注に関する合意が問題とされており、ここでの需要者とは、盛土工事の発注者である官公庁等又は官公庁等から工事を受注した建設業者を指す。

そのため、本件における一定の取引分野は、官公庁等の発注者や建設業者にとっての代替性、すなわち、予定された盛土工事の施工において、技術面及び費用面に照らしてEPS工法との代替が可能な他の盛土工法の有無及びその範囲によって画定される。

山岳地帯等の地形上の制約が多く、伝統的な盛土工法では物理的又は経済的に工事が困難であった箇所での盛土工事を可能にする新工法としては、軽量盛土工法（EPS工法のほか、気泡モルタル、発泡ウレタン、発泡ビーズ等を軽量材として用いる工法等）及び補強土工法（テールアルメ工法、ジオテキスタイル工法）があり、これらの工法は、上記箇所における盛土工事の大部分において、相互に競合状態にあった。

したがって、本件における一定の取引分野は、これらの工法を含めて画定されるどころ、軽量盛土工法及び補強土工法の分野においてEPS工法が占めるシェアは、20パーセント程度である。

このような市場占有率の低さに照らせば、本件合意によってEPS工法内の競争が制限されたところで、上記取引分野におけるEPS工法とその他の工法との間の競争及びEPS工法以外の工法同士の競争がなくなるわけではなく、上記取引分野における有効な競争は十分に期待できる。

エ 因果関係の不存在

仮に本件合意が認められたとしても、同合意が不当な取引制限に該当するためには、事業者の行為と競争の実質的制限との間に因果関係が存在することが必要である。

しかし、詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者が特定EPSブロックの受注に消極的であった理由は、前記1(2)アのとおりである。

したがって、本件合意と詳細設計協力業者による特定EPSブロックの受注との間に因果関係はない。

オ 正当化理由の存在

仮に本件合意が認められたとしても、以下のとおり、同合意は、EPS工法を市場に普及させ、維持することを目的としたものであり、その手段は正当なものであって、競争制限効果も限定的であることから、正当化理由が認められ、独占禁止法に違反しない。

(7) 目的の正当性

本件合意は、EPS工法を普及させ、維持することにより、補強土工法や軽量盛土工法といった、伝統的な工法とは異なる特殊な盛土工法の市場における競争を促進させるという、正当な目的を有していた。

また、EPS工法及び同工法の発想を踏襲した他の軽量盛土工法の普及により、既存工法では道路を敷設することが事実上不可能であった、大型施工機械や重機を搬入できないような山間部においても、合理的な費用で道路を敷設できるようになり、特に山間部に住む住民の利便性は格段に向上し、国内における効率的な物流網の構築にも大きく貢献した。本件合意は、EPS工法が有するこのような便益を社会に広く実現させるという正当な目的も有していた。

(イ) 手段の正当性

E P S工法は、従来の日本の土木技術とは全く異なる革新的な工法であり、日本国内において同工法に関する知識や経験は全く蓄積されていなかった。そのため、同工法を建設コンサルタント業者に普及させ、採用してもらうには、特に積極的な営業活動が必要であり、建設コンサルタント業者が行う設計のうち新規工法に係る部分については、E P Sブロック業者が無償で協力する必要がある。

こうした状況の中で、仮に、被審人らが主張する再設計の必要性及び困難性といった事情が認められず、又は、再設計の場合には既存の詳細設計の成果を流用することができるから詳細設計ほどの費用を要しないという事情が認められ、かつ、審査官が主張する、建設業者は、基本的にどのメーカーのE P Sブロックでも構わないと考えていたという事情が認められる場合には、詳細設計協力業者以外のE P Sブロック業者が特定E P Sブロックを受注し、詳細設計協力業者は詳細設計協力に要したコストを回収する機会を失うことから、どのE P Sブロック業者も詳細設計協力を行わなくなり、建設コンサルタント業者もE P S工法を採用しなくなる結果、E P S工法は市場からの退出を余儀なくされてしまう。

したがって、本件合意は、前記(ア)の目的を達成する上で合理的に必要な範囲内の手段であった。

(ウ) 競争制限効果の限定

建設資材については、その相場が記載された「積算資料」及び「建設物価」等の雑誌が刊行され、そこにE P Sブロックの価格の相場が記載されているため、E P Sブロック業者において、上記相場から離れた価格を設定することは難しい。

また、仮に、一定の取引分野を特定E P Sブロックの取引分野と画定することができるとしても、補強土工法やE P S工法以外の軽量盛土工法といった隣接工法による牽制力が働いている。

したがって、仮に本件合意が認められたとしても、E P Sブロック業者において全く無限定に価格を決定できるわけではなく、本件合意による競争制限効果は、限定的である。

(3) 被審人らの主張に対する審査官の反論

ア 本件合意の内容は特定されていること

本件合意の内容は、前記1(1)アのとおりであり、不当な取引制限の要件に該当する内容として十分に特定されている。

E P Sブロック業者が建設資材商社を通じてE P Sブロックを販売していたこと及び受注予定者以外の者が営業活動を自粛していた又は高い見積価格を提示していた相手方が誰であるかは、いずれも本件合意の内容ではなく、本件合意の実施において前提となる事実である。

したがって、これらの点が不明確であることを理由に本件合意の内容自体が特定されていないとする被審人らの主張は、失当である。

イ 受注予定者以外の者が営業活動を自粛していたこと

審査官は、前記1(1)アのとおり、9社は、他社が詳細設計協力した物件について、建設業者又は建設資材商社に対して、営業活動を自粛し、又は高い見積価格を提示し、若しくは見積価格の提示を辞退するなどしていたと主張するものであり、本件合意の実施行為における営業活動等の相手方が建設業者のみであると主張するものではない。

したがって、このような実施行為を観念し得ないとする被審人らの主張に理由はない。

ウ 一定の取引分野は特定E P Sブロックの取引分野であること

本件合意が対象としている取引は、特定E P Sブロックの販売に関する取引である。

また、仮にE P S工法に代替する工法が存在するとしても、複数の工法の中からE P S工法が採用された工事の発注後に、同工事を受注した建設業者に対するE P Sブロックの販売に関する取引を本件合意の対象としている以上、本件合意により影響を受ける範囲は、明らかに同取引である。

したがって、本件における一定の取引分野は、特定E P Sブロックの販売分野である。

エ 因果関係の存在

9社が他社の詳細設計協力した工事に係る特定E P Sブロックの受注に消極的であったのは、本件合意に基づくものである。

したがって、本件合意と競争の実質的制限との間に因果関係はある。

オ 正当化理由の不存在

(ア) 独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為でありながら、正当化理由が認められることにより、独占禁止法に違反しないといえるためには、当該目的の達成によって確保される一般消費者の利益の内容、当該目的の達成によって促進される国民経済の民主的で健全な発達の内容、当該目的達成のために当該違反行為を行う以外に他に採るべき手段がなかったか否か、当該違反行為の違反の程度等について慎重な検討を経た上で、正当化理由を有することについて、被審人の側で説得的な反論及び反証をすることが必要である。

このように、本件違反行為について正当化理由が認められるためには、目的の正当性及び手段の正当性が認められるだけでは到底足りず、被審人らの主張は、そもそも前提が誤っている。

(イ) 仮に、本件合意が被審人らの主張する目的を副次的に有していたとしても、詳細設計協力にどの程度の費用を投じるか、その費用をどのように回収するかは、各EPSブロック業者の経営判断による以上、必ずしも、詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者の方が低い価格でEPSブロックを販売できるとは限らない。

また、詳細設計協力には、工事現場の情報を得られる、建設業者への売り込みを素早く行えるなど、費用を投入するだけのメリットがあることから、仮に詳細設計協力業者がその物件を一度失注したとしても、それだけで、それ以降全く詳細設計協力を行わなくなるとは到底考えられない。

したがって、本件合意が上記目的を達成するために合理的に必要とされる範囲内の手段であったとはいえない。

4 争点4（被審人らが受注した別紙3の1ないし3の5記載の各工事に係る特定EPSブロックは、「当該商品」に該当するか）について

(1) 審査官の主張

本件合意の対象となる商品が特定EPSブロック全てであることについては、前記2(1)のとおりである。

したがって、特定EPSブロックの範ちゅうに属する商品については、9社が明示的又は黙示的に本件合意の対象から除外するなど当該商品が本件合意の相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に含まれる

ところ、本件では、かかる特段の事情は認められない。

よって、別紙3の1ないし3の5記載の各工事に係る特定EPSブロックは、いずれも「当該商品」に該当する。

(2) 被審人らの主張

①詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対する見積依頼がない場合、②不認識物件の場合、③独自工法が採用された場合、及び④建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注した場合、の各場合に係る特定EPSブロックは、前記2(2)のとおり、いずれも本件合意の対象外である。

したがって、上記①ないし④の各場合に係る特定EPSブロックは、独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」に該当しない。

なお、被審人らにおいて、自社の独自工法が採用された物件であると主張するものは、別紙4のとおりである。

5 争点5（被審人カネカらの本件違反行為の実行期間を連続して捉えるべきか）について

(1) 審査官の主張

ア 被審人カネカらの実行期間を個別に判断すべきであること

課徴金の納付を命ずるに当たり、実行としての事業活動を行ったか否か及びその実行期間は、個別の事業者ごとに判断される。

また、違反行為をした事業者について、合併又は違反行為に係る事業の分割若しくは譲渡がなされた場合でも、当該違反行為をした事業者が消滅していない限りは、当該事業者に対して課徴金の納付が命じられる。

被審人カネカフォームプラスチックスは、本件吸収分割により被審人カネカケンテックに対してEPSブロックに係る事業を承継させて以降も、消滅していない。

したがって、被審人カネカフォームプラスチックスがした違反行為に係る課徴金は、同被審人が違反行為の実行としての事業活動を行った日から、同被審人による違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における売上額を基礎として計算され、同被審人に対し、その納付が命じられる。

イ 被審人カネカらの主張に対する反論

被審人カネカらは、被審人カネカフォームプラスチックスと被審人カ

ネカケンテックは実質的に同一であると主張するが、両者は、それぞれ別個の法人格を有する独立した事業者であり、資本関係及び人的関係のいずれの観点からも、実質的に同一であるとはいえない。

なお、被審人カネカケンテックに対する本件課徴金納付命令書において、実行期間の始期を平成22年10月1日と認定した理由は、被審人カネカケンテックが、同日に、被審人カネカフォームプラスチックスが詳細設計協力した工事に使用される特定EPSブロックを受注したことをもって、被審人カネカケンテックが本件違反行為の実行としての事業活動を行ったと認定したからであり、被審人カネカらが実質的に同一であることを前提としたものではない。

(2) 被審人カネカらの主張

ア 被審人カネカらの実行期間を連続して捉えるべきであること

本件排除措置命令書では、7社が本件違反行為を取りやめたのは平成23年5月31日であるとされているところ、被審人カネカフォームプラスチックスに対する本件課徴金納付命令書では、本件吸収分割の日の前日である平成22年9月30日をもって実行期間の終期と認定され、同日から遡って3年間を実行期間とする課徴金が課されている。また、被審人カネカケンテックに対する本件課徴金納付命令書では、平成22年10月1日から平成23年5月30日までの期間を実行期間とする課徴金が課されている。その結果、被審人カネカらに対する課徴金の算定に係る実行期間を合算すると3年間を超えている。

しかし、課徴金納付命令の対象となる事業者間で事業の譲渡を行っている場合には、両者が出資関係等により実質的に同一であると認められれば、実行期間は連続して捉えるものとされている。

被審人カネカらは、いずれもカネカの完全子会社であり、実質的に同一であると評価でき、独占禁止法第7条の2第13項及び同条第25項において一体と評価される「子会社等」に該当するものであるから、このような事業者間で事業の譲渡を行っている場合は、両者の実行期間を連続して捉えるのが相当である。

イ 本件課徴金納付命令書も被審人カネカらが実質的に同一であることを前提とすること

被審人カネカケンテックに対する本件課徴金納付命令書では、「違反

行為に基づき特定EPSブロックを最初に受注した平成22年10月1日」をもって、同被審人に係る本件違反行為の実行期間の始期としている。

しかし、当該受注に係る図面作成を行ったのは、被審人カネカケンテックではなく、被審人カネカフォームプラスチックスである。

したがって、図面作成を行った事業者と受注した事業者は実質的に同一であり、両事業者の実行期間を連続的に捉えるという法的論理を介在させることなく、被審人カネカケンテックに係る本件違反行為の実行期間の始期を平成22年10月1日とすることはできないはずである。

被審人カネカケンテックに係るこうした実行期間の認定を前提とする限り、被審人カネカフォームプラスチックスに係る実行期間の認定においても、被審人カネカケンテックと連続的に捉えなければならない。

よって、被審人カネカフォームプラスチックス及びその事業を承継した被審人カネカケンテックを通じた本件違反行為の実行期間の終期は、平成23年5月30日であり、被審人カネカフォームプラスチックスに係る本件違反行為の実行期間の始期は、平成20年5月31日となるはずである。

第6 審判官の判断

1 争点1（9社の中に本件合意が存在したか）について

(1) 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、以下の事実が認められる。

ア EPSブロックを販売するに当たり、材料部会会員事業者等の間で、建設コンサルタント業者に対する設計業務への協力が重視されていたこと

(ア) EDOが設立された当時の材料部会の会員であった被審人積水化成品工業、三菱油化株式会社及びダウ化工の3社は、EDOが設立された昭和61年6月25日以降、建設コンサルタント業者に対する設計業務への協力を含めたEPS工法の普及活動を行っていたところ、普及活動を始めて2年ないし3年が経過し、設計業務への協力を行った工事が実際に発注されるようになると、設計業務への協力を要した時間や労力、費用を回収し、売上げを確保するため、建設コンサルタ

ント業者に対する設計業務への協力を行い、EPS工法の採用に至った場合には、当該設計業務に対する協力を行ったEPSブロック業者が、「頑張った業者」、「汗をかいた業者」であるなどとして、他のEPSブロック業者に優先して当該工事に使用されるEPSブロックを販売すべきであるという考え方に基づき行動するようになった。

また、上記3社は、新たに材料部会会員事業者等となったEPSブロック業者に対しても、広報委員会や懇親会の場等において、上記考え方を説明し、理解を求めることにより、新たに材料部会会員事業者等となったEPSブロック業者も、上記考え方に基づき行動するようになった。

(査21, 24ないし26, 28, 34, 43, 47, 56ないし58, 69, 152, 158, 164ないし172, 177)

- (イ) 材料部会会員事業者等は、遅くとも平成2年4月頃以降、物件登録の情報を、自社がEPSブロックを販売する「権利」を主張するための根拠、すなわち、自社が物件登録を行った物件について、自らが優先的にEPSブロックを販売し得ることを主張する根拠として利用し、また、他社が物件登録を行った物件については、当該物件に関して営業活動を行わないようにするための情報として利用していた。

(査21, 25, 42, 43, 57, 152, 164, 165, 168, 172, 175ないし180, 267)

- (ウ) その後、遅くとも平成8年頃以降から、概略設計を請け負っていない建設コンサルタント業者が詳細設計を請け負うケースが徐々に増え始め、これと前後して、概略設計協力業者と詳細設計協力業者が異なる場合が生じるようになった。

このような場合が生じるようになった当初は、概略設計協力業者と詳細設計協力業者の話合いによりEPSブロックを販売する者を決めていたが、次第にこういった話合いが増加したことから、このような場合に販売すべき者を明確にした方がよいという声が材料部会会員事業者等から出されるようになった。

そこで、材料部会会員事業者等は、平成10年頃から平成13年頃にかけて、広報委員会等において、どのEPSブロック業者が最初にEPS工法を提案したかという「先駆者利益」と、どのEPSブロッ

ク業者が最も汗を流したかという「設計労働力利益」をどのように配分すべきか、すなわち、最初に物件登録を行った者、概略設計協力業者及び詳細設計協力業者の間で、当該工事に使用されるEPSブロックの販売をどのようにして配分すべきかという問題について議論した。

その結果、特に詳細設計協力には手間も費用も多く掛かることから、基本的に、詳細設計協力業者が当該物件に使用されるEPSブロックを優先して販売することとし、最初に物件登録を行った者や概略設計協力業者は、当該工事に使用されるEPSブロックの一定程度の割合に相当するものについて、何らかの形で販売実績を上げることができるよう、受注者に対してOEM供給したり、一旦貸し借りとしておいて別の物件で改めて調整したりすることとされた。

(査21, 26, 28, 43, 57, 158, 166ないし168, 188, 189, 192ないし194)

イ 物件登録の廃止とその後の協力方針の確認

(ア) 被審人カネカフォームプラスチックスの動き

平成15年末頃、当時被審人カネカフォームプラスチックスの代表取締役社長であった千疋仁一は、親会社であるカネカが価格カルテル事件について公正取引委員会から調査を受けたことを契機に、独占禁止法に違反するものとされる懸念があると考えられた物件登録をやめるよう、社内に指示した。

そのため、当時被審人カネカフォームプラスチックスの土木営業本部東日本営業部長兼東京技術課長であった新谷幹彦(平成20年4月から営業本部長兼北海道営業部長〔査303〕)(以下「被審人カネカフォームプラスチックスの新谷」又は単に「新谷」という。)は、当時被審人ジェイエスピーの土木資材グループ長であった石川好博(平成18年6月頃から土木資材グループ部長〔査34〕)(以下「被審人ジェイエスピーの石川」又は単に「石川」という。)や当時被審人積水化成品工業の建設資材事業部副部長であった安井研作(平成17年4月から建設資材事業部長,平成22年4月から土木資材事業部長〔審A共6〕)(以下「被審人積水化成品工業の安井」又は単に「安井」という。)に対し、物件登録の在り方について相談し、平成16年

1月7日に開催される広報委員会（以下「1月7日の広報委員会」という。）において、この問題が議論されることとなった。

（査41，42，57，152，165）

(イ) 1月7日の広報委員会

1月7日の広報委員会には、被審人積水化成品工業の安井，安井の部下で当時同被審人の建設資材事業部東京土木資材グループに所属していた高橋謙司（以下「被審人積水化成品工業の高橋」又は単に「高橋」という。），被審人ジェイエスピーの石川，石川の上司で当時同被審人の土木資材部長であった塩坂健（以下「被審人ジェイエスピーの塩坂」又は単に「塩坂」という。），被審人カネカフォームプラスチックスの新谷，当時ダウ化工の産業資材部マーケティンググループマネージャーであった横谷俊也，当時アキレスの本社フォームシステム販売部軽量盛土プロジェクトチーム長であった内田勝美（以下「内田」という。），及び内田の部下で同プロジェクトチームの主査であった田中弘栄（以下「アキレスの田中」という。）らが出席した。

同会合で，新谷は，被審人カネカフォームプラスチックスとしては物件登録をやめること，また，同被審人の今後の営業方針を他社に通知する宣言文を作成中であり，その内容は，設計業務に対する協力を行った者が当該工事に使用されるEPSブロックを販売することができるようにするという協力体制をやめ，技術的なフォロー及びEPS工法の普及活動以外の目的では物件登録に係る情報を使用しないというものであることを報告した。一方，新谷は，物件登録をやめたとしても，自社の織り込み物件（詳細設計協力した物件）は取りに行くが他社の織り込み物件は取りに行かない，現ルールにはとらわれないうが，2社間での配分等の話合いには応ずる旨の発言もした。

これを受け，出席者の間で，物件登録の廃止の可否や，仮に物件登録を廃止した場合の今後の受注調整の在り方について協議がなされ，出席者の一人からは，最終図面方式が提案され，各出席者は，物件登録廃止後のルールについて，1月19日の広報委員会までに各社の案をそれぞれ出すこととした。

（査21，43，57，152，213，215，217）

(ウ) 1月19日の広報委員会

1月19日の広報委員会には、被審人積水化成品工業の安井及び高橋、被審人ジェイエスピーの塩坂及び石川、被審人カネカフォームプラスチックスの新谷、ダウ化工の担当者、アキレスの田中並びに太陽工業の担当者等が出席し、物件登録の今後の取扱いについて議論がなされた。

その結果、物件登録については、平成16年2月末まで運用し、以降の物件登録を廃止することとされた。

また、物件登録を廃止した後の受注調整の方法については、被審人積水化成品工業が、最終図面方式には反対であり、EDO以外の業界団体等を活用して現行と同様の物件登録システムを継続すべきである旨意見を述べたが、他の5社（被審人ジェイエスピー、被審人カネカフォームプラスチックス、ダウ化工、アキレス及び太陽工業）はいずれも、基本的に最終図面方式に賛成する意見を述べ、最終的に、1月19日の広報委員会に出席した6社全てが、最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを販売することとし、互いに協力していくことを確認し合った。

(査21, 57, 165, 168, 178, 224ないし227)

ウ その後の特定EPSブロックの受注状況

(ア) 営業活動の自粛

a 営業活動の自粛による他社の受注への協力

9社は、物件登録の廃止後も、自社が詳細設計協力した工事については、特定EPSブロックを確実に受注するため、直接又は建設資材商社を介して、当該工事を受注した建設業者に対する営業活動を積極的に行う一方、自社が詳細設計協力した工事ではないと判別できた場合等には、当該工事を受注した建設業者や同社から見積依頼を受けた建設資材商社に対して営業活動を行わないようにすることにより、詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力していた。

(査41, 42, 146, 148, 151, 154ないし157, 230ないし234, 236ないし238)

b 個別物件

詳細設計協力業者が他社に営業活動の自粛を求めた事例として、

県道安田東洋線の工事がある。

すなわち、太陽工業及びその子会社の代理店である有限会社ジャスト・フィールド（以下「ジャスト・フィールド」という。）は、上記工事の設計業務を受注したサン土木コンサルタントに対し、詳細設計協力を行った。

しかし、その後に、被審人積水化成品工業が同工事についてサン土木コンサルタントに対して営業を行っているとの情報が流れた。

そのため、ジャスト・フィールドの代表取締役社長である原田正敏（以下「ジャスト・フィールドの原田」又は単に「原田」という。）は、自社及び太陽工業が同工事の詳細設計協力を行っていることを被審人積水化成品工業に認識させ、上記営業をやめてもらおうと考え、平成21年5月10日、当時太陽工業においてEPSブロックの営業を担当していた浅田浩二（以下「太陽工業の浅田」又は単に「浅田」という。）に対し、同工事は太陽工業が詳細設計協力した物件であることを被審人積水化成品工業に至急連絡する必要がある旨伝えた。

その後、原田、浅田及び当時被審人積水化成品工業においてEPSブロックの営業を担当していた佐々木大輔による話合いの場が設けられ、浅田は、上記佐々木に対し、自社が上記工事の詳細設計協力を行ったことを説明し、特定EPSブロックを受注できるよう協力を求めた。

上記話合いの後、同工事に関する被審人積水化成品工業の営業は見られなくなり、太陽工業は、同工事の特定EPSブロックを受注した。

（査148，156，282，311）

(イ) 高い見積価格の提示又は見積価格提示の辞退

a 高い見積価格の提示等による他社の受注への協力

9社は、物件登録の廃止後も、自社が詳細設計協力した工事ではないと判別できた工事等について、営業をしていないにもかかわらず、建設業者から直接又は建設資材商社を介して見積価格の提示を依頼されることがあったが、そのような場合には、高い見積価格を提示する、又は見積価格の提示を辞退するなどして、自社が受注し

ないようにしていた。

9社は、他社が詳細設計協力した物件については、自社が詳細設計協力した場合よりも10パーセント程度高い見積価格を提示するなどの方法により、当該他社と連絡を取り合わなくとも、自社が受注しないようにすることが可能であったが、当該他社に対して、詳細設計協力を行ったかどうかを確認しつつ、自社が建設業者や建設資材商社に提出すべき見積価格について教示を受けたり、再度の見積りを求められた場合に提示する見積価格を相談したりすることもあった。

(査25ないし27, 34, 43, 46, 47, 49, 50, 57ないし59, 61, 68, 69, 73, 140, 147, 152, 154, 156, 165, 169, 181, 228, 229, 232, 233, 236, 237, 239ないし286)

b 個別物件

9社が、詳細設計協力業者と連絡を取り合うなどして、詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力した事例として、以下の工事等がある。

(a) 建設業者等に提示する見積価格の連絡を取り合っていた事例

i 扇沢大町線(1)工区の工事(別紙3の5の番号10)

平成19年7月当時ダウ化工においてEPSブロックの営業を担当していた天辻吏慶(以下「ダウ化工の天辻」又は単に「天辻」という。)は、同月19日、自社が設計協力を行っていない上記工事の特定EPSブロックについて、建設資材商社又は建設業者から見積依頼を受けたため、同工事の詳細設計協力業者である被審人カネカフォームプラスチックスの新谷に対し、自社が提示すべき見積価格を尋ねた。

新谷は、翌日、天辻に対し、被審人カネカフォームプラスチックスがダウ化工に提示してほしいと考えている見積価格を伝えた。

天辻は、新谷の上記依頼を了解し、依頼どおりの見積価格を建設資材商社又は建設業者に提出した。

(査253, 274)

ii 国道163号木津川の工事（別紙3の5の番号213）

平成21年4月当時太陽工業においてEPSブロックの営業を担当していた藪中剛（以下「太陽工業の藪中」又は単に「藪中」という。）は、同月20日、当時被審人カネカフォームプラスチックスの西日本事業部営業二部土木資材課課長代理であった立岩哲也（以下「被審人カネカフォームプラスチックスの立岩」又は単に「立岩」という。）に対し、上記工事を受注した建設業者から太陽工業に対して同工事の特定EPSブロックの見積依頼があった旨を伝え、被審人カネカフォームプラスチックスはその事実を知っているかと尋ねた。

立岩は、翌日、藪中に対し、自社が上記工事の詳細設計協力を行ったこと及び自社において太陽工業が建設業者に提示してほしいと考えている見積価格を追って連絡する旨を伝えた。

（査149，152）

iii 徳島河川国道の工事

太陽工業の浅田は、平成21年7月17日頃、当時被審人ジェイエスピーの大阪営業所土木資材部土木資材グループに所属していた吉田茂喜（以下「被審人ジェイエスピーの吉田」又は単に「吉田」という。）から、被審人ジェイエスピーが上記工事の特定EPSブロック等の見積依頼を受けており、同月21日が提出期限である旨連絡を受けた。

浅田は、同月21日、吉田に対し、EPSブロック等の見積書を送り、被審人ジェイエスピーにおいて同見積書の価格以上の見積価格を提示してほしい旨依頼した。

（査252）

iv 菊池浄化センターの工事（別紙3の4の番号8）

被審人カネカフォームプラスチックスは、上記工事の詳細設計協力を行った。

平成21年11月当時同被審人においてEPSブロックの営業を担当していた杉山秀行（以下「被審人カネカフォームプラスチックスの杉山」又は単に「杉山」という。）は、被審人ジェイエスピーの従業員である梅野から、上記工事の特定EP

Sブロックにつき建設業者向けの見積価格をいくらにすればよいかと問い合わせを受けた。(査58)

v 国道480号の工事

平成22年5月当時ダウ化工の産業資材部課長であった水野優(査327)(以下「ダウ化工の水野」又は単に「水野」という。)は、同月27日、当時アキレスの関西支社断熱資材販売部販売第二課に所属していた坂本亮(査50)及び大澤俊介(査150)(以下「アキレスの大澤」又は単に「大澤」という。)に対し、上記工事の特定EPSブロック等見積書を送り、アキレスにおいて同見積書の価格で建設業者に見積価格を提示するよう要望した。(査239)

vi 都市計画道路(補助200号線・豊洲橋)整備工事(その3)

平成22年9月当時太陽工業の国土環境エンジニアリングカンパニー東日本営業部東京営業1課に所属していた今村直樹は、同月15日、当時同社においてEPSブロックの営業を担当していた光畑義孝(以下「太陽工業の光畑」又は単に「光畑」という。)に対し、上記工事の施工会社から同工事の特定EPSブロックの見積りを出すよう求められているので、被審人積水化成品工業及び被審人積水化成品北海道(両者を併せて、以下「被審人積水ら」という。)又は被審人積水らのいずれかと調整して、見積価格の指示などをしてほしい旨伝えた。

光畑は、翌週、上記今村に対し、光畑が被審人積水ら又は被審人積水らのいずれかと協議した結果を踏まえたものとして、高めの見積価格を示し、同価格を太陽工業から施工会社に提出するよう指示した。

(査255)

vii 熊本57号法立地区外改良工事

被審人カネカフォームプラスチックの杉山は、平成22年10月1日に被審人カネカケンテックに転籍し、西日本事業部土木資材課課長の職にあった(査303, 304)。杉山は、平成23年2月頃、株式会社緒方建設から、上記工事の特定EPSブロックの見積依頼を受けた。

杉山は、社内ミーティングの際に、上記工事の仕様に緑化EPSブロックが含まれているとの話を聞いた覚えがあり、同EPSブロックは被審人積水化成品工業が取り扱っていたため、同被審人が同工事の詳細設計協力を行ったと考えたが、念のため、いずれのEPSブロック業者と受注調整の連絡を取ればよいかを、当時被審人カネカケンテックの西日本事業部営業二部部长兼土木資材課長（九州）の職にあった廣瀬康弘（以下「被審人カネカフォームプラスチックの廣瀬」又は単に「廣瀬」という。なお、廣瀬は、被審人カネカケンテックへの転籍以前は、被審人カネカフォームプラスチックの九州営業所営業部長〔平成20年3月6日以降〕及び北海道営業部長〔同月5日以前〕を務めていた〔査303, 304〕。）に確認し、被審人積水化成品工業が詳細設計協力を行ったのであれば、自らが株式会社緒方建設に提出すべき見積金額を同被審人に尋ねて対応しようと考えた。

杉山は、平成23年2月8日、廣瀬に対し、自社に上記工事に係る特定EPSブロックの見積依頼が来ていること、どの業者の物件であるか教えてほしいこと、仮に被審人積水化成品工業の物件であれば、同被審人から価格を聞いて対応するつもりであることを伝えた。

（査58）

viii 泉佐野岩出線の工事

被審人積水化成品工業の高橋は、平成23年3月28日、被審人ジェイエスピーの吉田に対し、上記工事の特定EPSブロックの設計価格を送り、被審人ジェイエスピーが同工事の施工会社に提出する見積価格は設計価格の90パーセント相当額としてほしい旨伝え、吉田は、同依頼を了解した。（査240）

ix 広島南道路の工事

ダウ化工の水野は、平成23年4月20日、被審人積水化成品工業の高橋に対し、上記工事の特定EPSブロックに関する積算価格表を送付し、同被審人が同工事の施工会社に提示する

見積価格は同表記載価格の90パーセント以上としてほしい旨伝えた。(査241)

x 上尾道路の工事

ダウ化工の天辻は、平成21年4月14日、太陽工業の光畑に対し、自社が上記工事の詳細設計協力を行ったこと、同工事の特定EPSブロックを自社が受注できるよう太陽工業に協力してほしいこと、及び、仮に太陽工業が同工事の特定EPSブロックの見積依頼を受けた場合に、ダウ化工が太陽工業に提示してほしいと考えている見積単価を伝え、光畑の了解を得た。

天辻は、同月20日、光畑に対し、光畑から了解を得た上記見積単価を反映した上記工事に係る特定EPSブロックの見積書を送付した。

また、天辻は、同日、当時被審人積水化成品工業の東京土木資材グループにおいてEPSブロックの営業を担当していた大橋成光(以下「被審人積水化成品工業の大橋」又は単に「大橋」という。)に対しても、自社が上記工事の詳細設計協力を行ったこと、同工事の特定EPSブロックの販売を自社が受注できるよう同被審人に協力してほしいこと、及び、仮に同被審人が同工事の特定EPSブロックの見積依頼を受けた場合に、ダウ化工が同被審人に提示してほしいと考えている見積価格を伝えた。

その後、ダウ化工は、上記工事の特定EPSブロックを受注した。

(査246, 256, 258, 259)

xi 東大阪での工事

被審人カネカフォームプラスチックスの立岩は、平成21年10月27日、太陽工業の藪中に対し、上記工事に関し、自社において太陽工業が施工業者に提示してほしいと考えている特定EPSブロック等の見積価格を伝えた。

藪中は、翌日、立岩に対し、上記見積価格を施工業者に提示したが、先方から執拗に値引きを求められており、再度見積価格を提示する必要があるため、見積価格を再度提示してほしい

旨伝えた。立岩は、同月29日、藪中に対し、見積価格を再度提示した。

藪中は、同年11月17日、立岩に対し、上記工事の施工業者から最終版の見積りを提出するよう求められたので、見積価格を指示してほしい旨伝えた。立岩は、同月20日、藪中に対し、見積価格を再度伝えた。

(査254)

(b) 自社が詳細設計協力した物件について他社に問い合わせがあった場合には、自社にその旨連絡するよう他社に求めている事例

i H21谷沢川貯砂ダム補強土壁等設置工事(品木ダム)(別紙3の3の番号55)

被審人ジェイエスピーは、上記工事の詳細設計協力を行った。

しかし、上記工事の発注者や建設業者から同被審人に対して見積依頼がなかなか寄せられなかったため、平成21年8月当時同被審人の土木資材グループに所属していた山田欣邦(以下「被審人ジェイエスピーの山田」又は単に「山田」という。)は、他のEPSブロック業者に対し、同工事は自社が詳細設計協力した物件であり、自社が受注を目指していることを伝えるとともに、自社が販売する際に支障が出るような見積価格を他社が提示しないよう、同工事の特定EPSブロックの見積依頼を受けた場合には自社に連絡するよう依頼することとした。

山田は、同月7日、当時被審人積水化成品工業の東京本部に勤務していた中山貴弘(査51)(以下「被審人積水化成品工業の中山」という。)、当時被審人カネカフォームプラスチックスの土木営業本部東日本営業部に所属していた中塚清一(査303)(以下「被審人カネカフォームプラスチックスの中塚」という。)、ダウ化工の天辻、太陽工業の光畑及びアキレスの田中に対し、上記工事に関する物件の問い合わせを受けた場合は山田に連絡してほしい旨伝えた。

その後、被審人ジェイエスピーは、上記工事の特定EPSブロックを受注した。

なお、同工事は、被審人ジェイエスピーのウォールブロック工法が採用された工事である。

(査132, 139)

ii 町道11065号線道路改良工事(別紙3の3の番号62)

被審人ジェイエスピーは、上記工事の詳細設計協力を行った。しかし、上記工事の発注者や建設業者から同被審人に対して見積依頼がなかなか寄せられなかったため、被審人ジェイエスピーの山田は、上記iと同様の事項を伝えるべく、平成22年6月16日、被審人積水化成品工業の中山、被審人カネカフォームプラスチックスの中塚、ダウ化工の天辻、太陽工業の光畑及びアキレスの田中に対し、同工事に関する物件の問い合わせを受けた場合は山田に連絡してほしい旨伝えた。

その後、被審人ジェイエスピーは、上記工事の特定EPSブロックを受注した。

なお、同工事は、被審人ジェイエスピーのウォールブロック工法が採用された工事である。

(査130, 139)

(c) 詳細設計協力業者を確認している事例(国道169号の工事〔別紙3の5の番号252〕ほか2件)

アキレスの大澤は、平成22年5月28日、ダウ化工の水野に対し、上記3件の工事はダウ化工が詳細設計協力した物件であるか否かを尋ねた。

水野は、同日、大澤に対し、上記3件の工事のうち1件はダウ化工が詳細設計協力した物件、他の1件は被審人カネカフォームプラスチックスが詳細設計協力した物件、残る1件は未確認だが以前は被審人積水化成品工業がこの路線であった気がする旨回答した。

(査150)

(ウ) 利益配分のための調整

a 他社の受注に協力する見返りとしての利益配分

物件登録の廃止後も、①詳細設計が行われてから実際に工事が発注されるまでに長期間が経過したことなどにより、改めて当該物件

の詳細設計が行われた結果、過去に詳細設計協力を行った者とは異なる者が新たな詳細設計協力を行った場合や、②詳細設計協力を行った後、修正設計業務が発注され、過去に詳細設計協力を行った者とは異なる者がその設計協力を行い、EPSブロック図面が差し替わった場合等においては、過去に詳細設計協力を行った者と新たに詳細設計協力を行った者との間で受注予定者の確認が行われ、EPSブロックのOEM購入による利益配分が行われることがあった。

また、③大量のEPSブロックを使用する大規模な工事物件においては、詳細設計協力の段階及び販売の段階で受注予定者以外の業者が営業を自粛することへの見返りとして、EPSブロックのOEM購入による利益配分が行われることもあった。

b 個別物件

9社の間で利益配分が行われた事例として、以下の工事がある。

(a) 川向中通線工事（別紙3の5の番号154、155、249及び331）

上記工事では、合計3回の詳細設計が行われ、1回目及び2回目の詳細設計協力をダウ化工が行い、3回目の詳細設計協力を被審人カネカフォームプラスチックが行った。

平成19年4月当時ダウ化工の北海道営業所においてEPSブロックの営業に従事していた横地省一（以下「ダウ化工の横地」又は単に「横地」という。）は、上記工事の3回目の詳細設計協力を被審人カネカフォームプラスチックが行うという話を聞き、自社に権利のある物件を他社に横取りされたと感じ、不満を抱いた。

そのため、横地は、同月頃、当時被審人ジェイエスピーの札幌営業所土木課長であった小林清次（以下「被審人ジェイエスピーの小林」又は単に「小林」という。）及び被審人積水化成品北海道の棚内良太が同席する場で、被審人カネカフォームプラスチックの廣瀬と面談し、上記工事の特定EPSブロックの販売について話し合った。

その結果、被審人カネカフォームプラスチックが上記工事の

特定EPSブロックを販売し、その一部を同被審人がダウ化工からOEM購入することとなった。

その後、被審人カネカフォームプラスチックスは、上記工事の特定EPSブロックを受注し、その一部をダウ化工からOEM購入した。

(査27, 56, 287, 288)

(b) 元村恵山線工事(別紙3の4の番号69)

上記工事では、被審人ジェイエスピーが、平成14年ないし15年頃に詳細設計協力を行い、平成19年頃にも、その修正設計に協力した。その後、同工事について再度修正設計が発注され、被審人カネカフォームプラスチックスが、平成21年頃、その設計協力を行った。

当時被審人カネカフォームプラスチックス北日本事業部においてEPSブロックの営業を担当していた黒部和彦(以下「被審人カネカフォームプラスチックスの黒部」又は単に「黒部」という。)は、平成22年8月3日、上記工事の特定EPSブロックの販売について、被審人ジェイエスピーの小林との間で話合いを行ったが、合意に至らなかった。

その後、小林の上司である被審人ジェイエスピーの石川と黒部の上司である被審人カネカフォームプラスチックスの新谷が話合いを行い、被審人カネカフォームプラスチックスが上記工事の特定EPSブロックを販売し、その一部を同被審人が被審人ジェイエスピーからOEM購入することとなった。

その後、被審人カネカフォームプラスチックスは、上記工事の特定EPSブロックを受注し、その一部を被審人ジェイエスピーからOEM購入した。

(査181, 289, 293, 314)

(c) 小谷道路工事(別紙3の1の番号97ないし99, 103, 105)

被審人積水化成品工業は、上記工事が多数のEPSブロックを使用する大規模な工事であり、また、同被審人が同工事の概略設計協力を行った際に通常より多額の費用を要したことから、平成

13年頃、材料部会において、他の材料部会会員事業者等に対し、今後発注されることとなる詳細設計協力も自社が行い、同工事が発注された際には特定EPSブロックを自社が販売することを認めてほしい旨伝えた。これに対し、他社は、同工事の特定EPSブロックの一部をOEM購入してもらう代わりに、同被審人が詳細設計協力すること及び特定EPSブロックを販売することを了解した。

ところが、その後、概略設計を行っていない建設コンサルタント業者が上記工事の詳細設計業務を受注し、ダウ化工が詳細設計協力を開始したため、被審人積水化成品工業の大橋は、材料部会での上記話合いを知らなかったダウ化工の水野に対し、上記話合いの経緯を説明した。その結果、ダウ化工は、詳細設計協力を途中で打ち切り、同社に代わって被審人積水化成品工業が詳細設計協力を行うこととなった。

その後、平成21年から上記工事の発注が始まったところ、被審人ジェイエスピー、被審人カネカフォームプラスチックス及びダウ化工は、同工事の特定EPSブロックの半分を上記3社からOEM購入することを条件に、被審人積水化成品工業が同工事の特定EPSブロックを販売することを認め、被審人積水化成品工業が特定EPSブロックを受注した。

その後、被審人積水化成品工業は、同工事の特定EPSブロックの一部を被審人カネカフォームプラスチックス及びダウ化工からOEM購入した。

(査52, 294ないし296, 316)

(2) 判断

前記(1)アのとおり、被審人らを含む材料部会会員事業者等は、平成元年頃から、設計協力を行ったEPSブロック業者が当該工事に使用されるEPSブロックを他社に優先して販売すべきであるという考え方に基づいて行動するようになり、物件登録が行われるようになった平成2年4月頃以降は、自社が物件登録を行った物件についてはそれを根拠にEPSブロックを販売する「権利」があると主張し、他社が物件登録を行った物件については営業活動を行わないようにするなど、EPSブロックの受注に

ついて協調関係にあったことが認められる。

そして、前記(1)イのとおり、1月7日の広報委員会及び1月19日の広報委員会において、材料部会会員事業者等の中で、物件登録の廃止及びその後のルールについて話し合いが行われ、①平成16年2月末日をもって物件登録を廃止すること、及び②物件登録の廃止後は、最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを優先して販売できることとし、互いに協力し合っていく旨確認されたことが認められる。

さらに、前記(1)ウのとおり、9社は、物件登録の廃止後も、自社が詳細設計協力した物件については当該物件を受注した建設業者に対する営業活動を積極的に行う一方、自社が詳細設計協力した物件ではないと判別できた場合等には営業活動の自粛等を行うことで、詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力し合っていたものであり、9社が平成19年1月以降に、自社が詳細設計協力したことを根拠に他社に営業活動の自粛を求めた事例（前記(1)ウ(ア) b）、見積価格に関する連絡を取り合うなどして詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力した事例（同(イ) b）、及び最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注するという前提の下に利益配分のための調整等を行った事例（同(ウ) b）も多数存在することが認められる。

以上の事情に鑑みれば、9社はいずれも、遅くとも平成19年1月以降、特定EPSブロックについて、詳細設計協力業者のうち最終図面を作成した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する旨の意思を有していたものであり、本件合意が存在していたものと認められる。

(3) 被審人らの主張について

ア 本件合意の不存在

(ア) 被審人らは、最終図面を作成した詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者が特定EPSブロックの受注に消極的であったのは、本件合意が存在したからではなく、技術的又は経済的理由による建設業者側及びEPSブロック業者側の事情によるものである旨主張し（前記第5の1(2)ア）、被審人積水化成成品工業の安井の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審A共6〕を含む。）、被審人ジェイエスピーの石川の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審B5〕を含む。）

及び被審人カネカフォームプラスチックスの新谷の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審C共17〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、安井らの上記陳述は、その内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の事実及び証拠に照らしても、採用できない。

- ① 被審人積水化成成品工業，被審人ジェイエスピー，被審人カネカフォームプラスチックス，ダウ化工，アキレス及び太陽工業は，1月19日の広報委員会において，物件登録の廃止後は，最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを優先して販売できることとし，互いに協力し合っていく旨を確認している（前記(1)イ(ウ)）（なお，上記事実は存在しない旨の被審人らの主張を採用できないことについては，後記イで述べる。）。
- ② 9社が，平成19年1月以降に，見積価格に関する連絡を取り合うなどして詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注できるように協力した事例等が多数存在する（前記(1)ウ）（なお，上記協力は個別事件の担当者が個別に行ったものであり，本件合意に基づくものではない旨の被審人らの主張を採用できないことについては，後記ウで述べる。）。
- ③ 本件対象期間及びそれ以前に9社においてEPSブロックの営業に従事していた者の多くが，最終図面を作成した詳細設計協力業者が特定EPSブロックを受注していたのは本件合意が存在したからである旨供述している（前記(1)ウ掲記の各供述調書）。
- ④ EPS工法採用工事に使用されるEPSブロックの調達業務に当たった経験のある建設業者の担当者及び建設資材商社の担当者の多くが，建設業者及び建設資材商社は，通常，特定のEPSブロック業者でなければ施工に支障が生じるというようなことはないと考えており，より安い価格でEPSブロックを購入することを重要視していた旨供述している（査82ないし122，129）。

また，EPS工法採用工事において，施工段階に入ってから設計が変更されることとなった際に，建設コンサルタント業者や建設業者から，当初の設計に係る詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者に対して設計変更に係る協力を求め，依頼を受けたEPSブ

ロック業者において同依頼に応じた事例が存在する（査317, 318）。

- ⑤ アキレスにおいてEPS工法に関わる設計業務及びEPSブロックの営業に従事してきた同社断熱資材販売部販売二課主査の倉持欣史は、他社が詳細設計協力した物件であっても、自社において設計変更することは容易であり、代理店等を通じて当該物件の情報を入手することも可能である旨供述している（査37, 48, 237）。

また、被審人積水化成成品工業におけるEPSブロックの営業担当者が1月19日の広報委員会の前に上司である安井宛てに送った電子メールの文中にも、「『最終図面のみを優先』となった場合に想定されること ■書換作業の問題・・・詳細をやっていないメーカーが、落札したGC（審決案注：「ゼネコン」を意味する。）から発注図を入手し、即座に詳細図を書きかえる。」（査218）など、EPSブロック図面の書換えが比較的容易であることや、物件登録がなくなっても他社が詳細設計協力した物件の情報を入手することは可能であることを前提とする記載が存在する（査218のほか査201, 204等）。

さらに、カネカ文書における「当社は、貴社及び他社の設計・営業活動に伴う先行出費に拘らず、当社独自の判断で受注活動をいたします」との記載（査214）も、他社が詳細設計協力した物件であっても、特定EPSブロックの受注を目指した営業活動を行い、これを受注することが一般的に可能であることを前提とするものといえる。

- (イ) 被審人らは、建設業者がEPSブロックの価格のみを重視していたわけではないことは、一つの建設資材商社又はEPSブロック業者に対してのみ見積価格の提示を依頼していた建設業者がいることから裏付けられると主張する（前記第5の1(2)ア(ア) c）。

しかし、建設業者及び建設資材商社の担当者は、建設業者が一つの建設資材商社のみに見積りを依頼する場合について、それは当該建設資材商社を信頼し、最も安いEPSブロックを調達してくれるものと期待して見積依頼を行うものである旨供述している（査87, 88,

95, 106ないし108, 110ないし113, 122)。

また、建設業者の担当者の中には、複数の業者のEPSブロックの価格を比較しようとしたところ、建設資材商社から、工事ごとに担当するEPSブロック業者が振り分けられているため複数のEPSブロック業者の価格を比較することはできないと伝えられたために、複数の見積りを徴することを断念した事例がある旨供述する者もいる(査93)。

したがって、一つの建設資材商社又はEPSブロック業者に対してのみ見積価格の提示を依頼していた建設業者がいる事実は、前記(2)の認定を左右するものではない。

イ 1月19日の広報委員会での協議結果

(ア) 被審人らは、1月19日の広報委員会において最終図面方式に関して何ら合意や確認がされることはなかった旨主張し(前記第5の1(2)イ(ア))、安井の参考人審尋における陳述(同人の陳述書〔審A共6〕を含む。)、石川の参考人審尋における陳述(同人の陳述書〔審B5〕を含む。)及び新谷の参考人審尋における陳述(同人の陳述書〔審C共17〕を含む。)中には、これに沿う部分がある。

(イ) しかし、安井らの前記陳述は、これを裏付けるに足りる客観的証拠等はなく、①1月19日の広報委員会の出席者が議事内容をその場で記載したメモや議事内容を報告するために同僚等に送った電子メール(査224ないし226)に、1月19日の広報委員会において、最終図面方式に関する協議がなされ、被審人積水化成工業以外の出席者が最終図面方式に賛成する旨発言し、被審人積水化成工業も、最終図面方式には反対だが、現行と同様の物件登録システムを継続すべきである旨意見を述べ、最終的には、出席者全社の間で物件登録廃止後は最終図面方式を基本として協調していくことを確認した旨等が記載されていること、②1月19日の広報委員会に出席した被審人ジェイエスピーの塩坂が、物件登録の廃止に伴い、広報委員会において今後は最終図面方式を採用することを確認した旨供述し(査21)、被審人ジェイエスピーの大森謙太郎及びダウ化工の水野らも、9社は物件登録廃止後も詳細設計協力業者が優先して特定EPSブロックを販売できるよう協力し合っていた旨供述していること(査165, 16

8, 178)などに照らし、採用できない。

- (ウ) 被審人らは、1月19日の広報委員会で確認された合意の具体的な内容や実施日等の詳細について検討・決定が行われたことを示す議事録等の書証が存在しない事実は、被審人らの前記(ア)の主張を裏付けるものであると主張する(前記第5の1(2)イ(ア))。

しかし、独占禁止法違反の可能性がある合意の存在を隠すために、なるべく証拠を残さないことは十分にあり得ることである。

また、1月19日の広報委員会で確認された合意内容は、詳細設計協力業者を重視するという点において、物件登録の廃止前のルールと基本的に異なるものではなかったことから、わざわざ文書で社内に周知する必要がなかったとも考えられる。

したがって、被審人らの主張する上記事実は、前記(1)イ(ウ)の認定を左右するものではない。

- (エ) 被審人らは、1月19日の広報委員会の約2週間後にカネカ文書が送付されていることからすれば、これに反する合意が1月19日の広報委員会でなされるはずがないとも主張する(前記第5の1(2)イ(ア))。

しかし、1月19日の広報委員会において、被審人カネカフォームプラスチックスの担当者が最終図面方式に賛成する旨発言し、最終的に、出席者全社の間で物件登録廃止後は最終図面方式を基本として協調していくことを確認したと認められることについては、前記(1)イ(ウ)に認定したとおりである。

また、被審人カネカフォームプラスチックスが、カネカ文書送付後も、詳細設計協力業者が受注できるように他の材料部会会員事業者等と協力し合っていたことをうかがわせる電子メール等の客観的証拠が存在し(査228ないし231)、個別物件においても、同被審人が、他の本件違反行為者と特定EPSブロックの見積価格について連絡を取り合ったり、自社が特定EPSブロックを受注した工事について、他の本件違反行為者が過去に詳細設計協力をしたことを理由にEPSブロックの一部のOEM供給を受けたりした事例が多数存在する(前記(1)ウ)。

これらの証拠及び事実関係に鑑みると、被審人カネカフォームプラスチックスは、カネカ文書の送付後も、同文書の記載を遵守せず、詳

細設計協力業者が受注できるように他社と協力し合っていたと認めるのが相当である。

したがって、被審人らの主張する上記事実は、前記(1)イ(ウ)の認定を左右するものではない。

ウ 個別物件について

(ア) 個別物件全体

- a 被審人らは、個別物件での調整行為は担当者が個別に行ったものにすぎず、本件合意に基づくものではない旨主張する（前記第5の1(2)イ(イ)a）。

しかし、上記主張は、後記(イ)ないし(キ)の個別物件を除き、担当者が当該行為をした経緯等を具体的に主張するものではなく、同主張を裏付ける証拠もないことから、採用することはできない（なお、個別物件に係る被審人らの主張についての判断は、後記(イ)ないし(キ)で述べる。）。

- b 被審人らは、仮に本件合意が存在したのであれば、本件違反行為者は個別の調整行為など行わないはずであるとも主張する（前記第5の1(2)イ(イ)a）。

しかし、本件合意が存在する場合でも、その存在を知らない建設業者又は建設資材商社が、最終図面を作成した詳細設計業者以外のEPSブロック業者に見積依頼をすることは十分にあり得る。

そこで、そのような事態が生じた場合に、又はそのような事態が生じる場合に備えて、各社の間で見積価格の調整等を行い、詳細設計協力業者が確実に受注できるようにすることは、本件合意の実効性を確保するために合理的な行動である。

したがって、9社の中で個別物件の調整行為が行われた事実は、本件合意が存在したと矛盾するものではなく、被審人らの主張は採用できない。

(イ) 県道安田東洋線工事（前記(1)ウ(ア)b）

- a 被審人らは、被審人積水化成成品工業が上記工事の営業活動を取りやめたのは、競合してまで獲得を目指す案件ではないと考えたからであり、本件合意に基づくものではない旨主張する（前記第5の1(2)イ(イ)b(a)）。

しかし、これを裏付ける的確な証拠はなく、前記(1)ウ(ア) b の認定に沿うジャスト・フィールドの原田の供述調書(査156, 282)及び同人が太陽工業の浅田に送った電子メールの記載(査148)に照らし、上記主張は採用できない。

- b 被審人らは、上記工事について被審人積水化成品工業が営業活動を行った事実は、各社の自由な営業活動が行われていたことを端的に示すものであるとも主張する(前記第5の1(2)イ(イ) b (a))。

しかし、①詳細設計を受注した建設コンサルタント業者は、詳細設計を行うに当たり、EPSブロック業者の協力を得るのが通常であるが、自社で独自に詳細設計を行う物件も存在したこと(前記第3の3(2))、②材料部会会員事業者等は、EPSブロック図面を見ることにより自社が詳細設計協力した物件であるかを判別することができたが、他社のうちどのEPSブロック業者が設計協力したのかまでは判別できないこともあったこと(争いのない事実)、③現に、詳細設計協力を行っていない業者が、詳細設計協力した業者がいない物件であると勘違いして、当該物件に使用されるEPSブロックの販売を受注したケースも存在することがうかがえること(査79, 270, 277)などからすると、被審人積水化成品工業は、本件合意の存在を認識しつつも、詳細設計協力業者がいない物件であると考えて、又は設計協力を行ったメーカーの有無を確認するために、上記営業活動を行ったとも考えられ、原田も、そのように考えられる旨供述している(査156)。

したがって、被審人積水化成品工業が上記工事に関して営業活動を行った事実は、本件合意が存在したと矛盾するものではなく、被審人らの主張は採用できない。

- (ウ) 扇沢大町線(1)工区の工事(前記(1)ウ(イ) b (a) i)

被審人らは、上記工事に関し、新谷がダウ化工の天辻にEPSブロックの単価を伝えたのは、嫌味や意地悪をする意図であった旨主張し(前記第5の1(2)イ(イ) b (b))、新谷の参考人審尋における陳述(同人の陳述書〔審C共17〕を含む。)中には、これに沿う部分がある。

しかし、新谷の上記陳述は、そもそも、当時被審人カネカフォームプラスチックスの土木営業本部東日本営業部長という重職にあった

新谷が、競合他社の担当者であり、それまで特に悪感情を抱いていたわけでもなかった天辻（新谷参考人審尋速記録39頁）に対し、同人に対する嫌味や意地悪というごく個人的な理由で、一般人から見て自社が競合他社に見積価格を指示したと受け取られかねない記載内容の電子メールを送信すること自体、不自然かつ不合理であり、前記(1)ウ(イ) b (a) i の認定事実に沿う天辻の供述（査274）及び天辻と新谷との間でやり取りされた電子メールの記載（査253）に照らしても、採用できない。

また、他に被審人らの上記主張を認めるに足りる証拠はない。

(エ) H21 谷沢川貯砂ダム補強土壁等設置工事（品木ダム）及び町道11065号線道路改良工事（前記(1)ウ(イ) b (b)）

a 被審人らは、被審人ジェイエスピーの山田が他社に対して上記工事に関する問い合わせをしたのは、同被審人に見積依頼がないことを不審に思ったからにすぎず、本件合意とは関係ない旨主張する（前記第5の1(2)イ(イ) b (c)）。

しかし、上記主張は、これを裏付ける的確な証拠がなく、前記(1)ウ(イ) b (b)の認定事実に沿う山田の供述（査139）及び同人が他社におけるEPSブロックの担当者に送った電子メールの記載（査132）に照らしても、採用できない。

b 被審人らは、仮に本件合意が存在したのであれば、他社に問い合わせる必要性は乏しくなるはずであるとも主張する（前記第5の1(2)イ(イ) b (c)）。

しかし、本件合意が存在する場合でも、その存在を知らない建設業者又は建設資材商社が、詳細設計業者に見積依頼をせず、他のEPSブロック業者にのみ見積依頼をする可能性は十分に考えられる（前記(ア) b）。また、詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者が、本件合意の存在を認識しつつも、当該物件は詳細設計協力業者がいない物件であると考えて営業活動を行うこともあり得る（前記(イ) b）。

そこで、そのような事態が発生することを防ぎ、詳細設計協力業者である自社が本件合意に従い確実に受注できるようにするために、あらかじめ他社に連絡しておくことは、本件合意の実効性を確

保するために合理的な行動であるといえる。

したがって、山田が他社に対して上記連絡をした事実は、本件合意が存在したと矛盾するものではなく、前記(1)ウ(イ) b (b)の認定を左右するものではない。

(オ) 川向中通線工事（前記(1)ウ(ウ) b (a)）

被審人らは、被審人カネカフォームプラスチックがダウ化工から上記工事の特定EPSブロックの一部をOEM購入したのは、新谷がダウ化工の横地との個人的関係に鑑み行ったものであり、本件合意とは無関係である旨主張し（前記第5の1(2)イ(イ) b (d)）、新谷の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審C共17〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、新谷の上記陳述は、他社からOEM購入して販売する場合と自社で製造して販売する場合とでは、後者の方が利益は大きい（新谷幹彦参考人審尋速記録34頁）にもかかわらず、当時土木営業本部東日本営業部長という重職にあった新谷が、横地との個人的な人間関係を理由に、競合他社の利益となり、かつ自社に不利益となるOEM購入をあえて行ったとする点や、新谷と横地の個人的な人間関係とは関係がないはずの競合他社の人間（被審人ジェイエスピーの小林ら）が上記OEM購入に関与している点において、不自然かつ不合理であり、前記(1)ウ(ウ) b (a)の認定事実に沿う横地及び被審人カネカフォームプラスチックの廣瀬の供述（査27, 56）並びに廣瀬の後任である被審人カネカフォームプラスチックの黒部が新谷に送信した電子メールの記載（査287, 288）に照らしても、採用できない。

また、他に前記(1)ウ(ウ) b (a)の認定を左右するに足りる証拠はない。

(カ) 元村恵山線工事（前記(1)ウ(ウ) b (b)）

被審人らは、被審人カネカフォームプラスチックが被審人ジェイエスピーから上記工事の特定EPSブロックの一部をOEM購入したのは、新谷と石川の間に個人的な関係があるなどしたためであり、本件合意が存在したためではない旨主張し（前記第5の1(2)イ(イ) b (e)）、新谷の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審C共17〕を含む。）及び石川の参考人審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、新谷及び石川の上記陳述は、川向中通線に関する新谷の供述（前記(オ)参照）と同様に、新谷が、石川との個人的な人間関係を理由に、競合他社の利益となり、かつ自社に不利益となる取引をあえて行ったとするものであって、不自然かつ不合理であり、前記(1)ウ(ウ) b (b)の認定事実に沿う被審人カネカフォームプラスチックの黒部及び被審人ジェイエスピーの小林の供述（査181, 314）並びに黒部が新谷に送信した電子メールの記載（査289）に照らしても、採用できない。

また、他に前記(1)ウ(ウ) b (b)の認定を左右するに足りる証拠はない。

(キ) 小谷道路工事（前記(1)ウ(ウ) b (c)）

被審人らは、上記工事に関し、他社が被審人積水化成品工業による受注を認めたのは、平成13年に既に同被審人による受注を認めていたという経緯が理由である旨主張し（前記第5の1(2)イ(イ) b (f)）、安井の陳述書（審A共6）及び新谷の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審C共17〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、安井及び新谷の上記陳述は、平成13年に被審人積水化成品工業から同被審人が受注できるように協力を求められた競合他社が、OEM供給等の見返りを受けることもなくこれに合意し、一旦中断されていた上記工事が平成19年に再開された際にも、上記合意を維持して、同被審人の受注に協力したとする点で、不自然かつ不合理であり、前記(1)ウ(ウ) b (c)の認定事実に沿う被審人積水化成品工業の大橋の供述（査52）及び同人が同僚や新谷とやり取りした電子メールの記載（査294ないし296, 316）に照らしても、採用できない。

また、他に前記(1)ウ(ウ) b (c)の認定を左右するに足りる証拠はない。

なお、被審人積水化成品工業は、上記工事に使用される特定EPSブロックの一部をいまだ被審人ジェイエスピーからOEM購入していない（争いのない事実）ところ、被審人らは、仮に被審人積水化成品工業が他のEPSブロック業者からOEM供給を受けることを条件に受注したのであれば、同被審人がかかる取決めを反故にするようなまねをするはずがないとも主張する（前記第5の1(2)イ(イ) b (f)）。

しかし、上記工事が大規模工事であり、複数の工区に分けられてい

たこと（査52）からすれば、各工区の進捗状況によって、工事が途中であったり、いまだ発注されていなかったりする段階では、その時点において必要となるEPSブロックの数量も一定程度にとどまることは当然であり、大橋も、特定EPSブロックの発注数量が当初予定の数量に足りていないため、被審人カネカフォームプラスチック及びダウ化工からは特定EPSブロックを購入したが、被審人ジェイエスピーからはいまだ購入していない旨供述している（査52）。

したがって、上記工事に関し被審人積水化成工業が被審人ジェイエスピーからいまだOEM購入していない事実は、前記(1)ウ(ウ) b (c)の認定を左右するものではない。

エ その他の主張について

(ア) 被審人らは、仮に本件合意が存在したのであれば、EPSブロック業者が自社の設計協力した物件に係る入札情報等を継続的に注視する必要はなかったはずであると主張する（前記第5の1(2)ウ(ア)）。

しかし、本件合意が存在する場合でも、その存在を知らない建設業者又は建設資材商社が、詳細設計業者に見積依頼をせず、他のEPSブロック業者にのみ見積依頼をする可能性は十分に考えられるし、詳細設計協力を行っていない業者が、本件合意の存在を認識しつつも、当該物件は詳細設計協力業者がいない物件であると考えて、営業活動を行うこともあり得ることについては、前記ウ(ア)などのとおりである。

そこで、そのような事態が発生することを防ぎ、詳細設計協力業者である自社が確実に受注できるようにするために、自社が詳細設計協力した物件の発注見通し等について情報収集することは、本件合意の実効性を確保するために合理的な行動であるといえる。

したがって、詳細設計協力業者が当該物件に係る入札情報等を継続的に注視していた事実は、本件合意が存在したと何ら矛盾するものではない。

(イ) 被審人らは、本件合意の目的が競合他社との競争を回避することにあるならば、あらかじめ詳細設計協力業者を決めておくことが最も合理的なはずである旨主張する（前記第5の1(2)ウ(イ)）。

しかし、本件合意をした目的は、詳細設計協力業者がEPSブロッ

クを販売できるようにすることにより、詳細設計業務への協力に要した費用等を回収して売上げを確保することにあると認められるところ、9社の間で詳細設計協力業者を受注予定者とする旨の合意をしておけば、詳細設計協力の段階に競争があつたとしても上記目的を達成することができる。

したがって、上記目的のために本件合意をすることは、合理的かつ自然である。

被審人らの主張は、9社において、EPSブロックの販売競争に加えて詳細設計協力を勝ち取るための競争もしなければ、より確実かつ容易に特定EPSブロックの売上げを確保できることを指摘するにすぎず、本件合意の内容が不合理、不自然であることの理由となるものではない。

(ウ) 被審人らは、ほかにも縷々主張するが、いずれも前記(1)の認定を左右するものではなく、採用できない。

2 争点2 (特定EPSブロックは全て本件合意の対象に含まれるか) について

(1) 本件合意の対象について

前記1のとおり、9社はいずれも、特定EPSブロックについて、最終図面を作成した詳細設計協力業者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する意思を有していたものであり、その対象である特定EPSブロックについて、特段の限定を付したり、一部を除外したりするなどした事実は認められない。

したがって、本件合意の対象は全ての特定EPSブロックであると認めるのが相当である。

(2) 被審人らの主張について

ア 詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対する見積依頼がない場合

(ア) 被審人らは、詳細設計協力業者以外のEPSブロック業者が特定EPSブロックの営業活動を自粛することと本件合意とは関係がないから、詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対する見積依頼がない場合に係る特定EPSブロックは本件合意の対象外である旨主張する(前記第5の2(2)ア)。

しかし、営業活動の自粛と本件合意が無関係であるとの被審人らの主張を採用できないことについては、前記1(2)のとおりである。

被審人らの主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

- (イ) 被審人らは、EPSブロック業者はEPS工法が採用された日本全国の全ての工事について営業活動を行わなければならないという作為義務を負うものではないから、営業活動の自粛が独占禁止法に違反する基本合意の実施行為と認められる余地はないとも主張する（前記第5の2(2)ア）。

しかし、本件合意は、本来的には自由に特定EPSブロックの受注活動を行うことができるはずの9社が、これに制約された意思決定を行うことになるという意味において、各社の事業活動を事実上拘束する結果となるものであり、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当することについては、後記3のとおりである。

被審人らの主張は、独自の見解であり失当である。

イ 不認識物件の場合

- (ア) 被審人らは、仮に本件合意が存在したとしても、それは、複数のEPSブロック業者が物件を把握し、競合が生じた場合の調整弁としての合意であるから、不認識物件の場合に係る特定EPSブロックは本件合意の対象外であると主張する（前記第5の2(2)イ）。

しかし、本件合意に至った経緯は前記1(1)に認定のとおりであり、9社は、自社が詳細設計協力した物件についてはEPSブロックの受注に向けた営業活動を積極的に行う一方、自社が詳細設計協力していない物件についてはEPSブロックの受注を目指さないことで、EPSブロックの販売段階におけるEPSブロック業者間の競争を避け、詳細設計協力業者が詳細設計協力に要した労力や費用を確実に回収できるようにすることを図ったものである。

このように、本件合意は、複数のEPSブロック業者が物件を把握し、競合が生じた場合の調整弁としてなされたものではなく、9社の営業担当者の供述調書（前記1(3)ア(ア)③参照）その他の証拠を見ても、本件合意の対象が上記場合に係る特定EPSブロックに限定されることをうかがわせる記載等は存在しない。

また、本件合意をすることにより、詳細設計協力業者は、他社が当

該工事に係る特定E P Sブロックの受注を目指して競争的な営業活動を行うことはないと期待することができるため、特定E P Sブロックを確実に受注し、受注価格の面でも建設業者等との交渉を有利に進めることが可能となるという利益を得ることができるが、かかる利益を得ることができるのは、当該物件の存在を認識している他社が本件合意に基づき営業活動の自粛等を行うことにより詳細設計協力業者の受注に協力する場合に限られるものではない。本件合意に基づき、他社が自身で詳細設計協力していない工事に係る特定E P Sブロックの受注を目指さない結果、詳細設計協力業者が受注するまで他社が当該物件の存在を認識しなかった場合も、詳細設計協力業者は、同様の利益を得ることができる。

これらの事情に鑑みると、本件合意は、不認識物件の場合に係る特定E P Sブロックを本件合意の対象から特段除外するものではなかったと認めるのが相当である。

そして、仮に不認識物件が存在したとしても、E P Sブロック業者は、他社が詳細設計協力した工事に係る情報を入手することも可能であったこと（前記1(3)ア(7)⑤参照）からすると、それは、本件合意が存在したために、他のE P Sブロック業者が他社の詳細設計協力した物件に係る情報を積極的に収集しなかった結果であると評価するのが相当である。

- (イ) 被審人らは、土屋企業事件判決を引用し、物件の存在を認識していない業者が受注調整に直接又は間接に関与することは観念できないから、不認識物件の場合に係る特定E P Sブロックは本件合意の対象外であるとも主張する（前記第5の2(2)イ）。

しかし、土屋企業事件判決は、いわゆる入札談合の事案に関するものであり、入札談合とは、基本合意（競争入札の方法により発注される工事等につき、事業者間で、個別物件ごとに受注予定者を決定し受注予定者が落札・受注できるようにする旨合意すること）と、これに基づく個別調整（個別物件ごとに別途、基本合意に基づき、受注予定者を決定し受注予定者が落札・受注できるよう調整・合意すること）から構成されるものである。

本件合意は、これとは異なり、最終図面を作成した詳細設計協力業

者を受注予定者とするという内容であり、個別の工事物件が発注されるごとに行われる、受注予定者を決めるための受注調整手続を特段予定しないものである。

したがって、本件合意に上記判決の判示は妥当せず、被審人らの主張は採用できない。

ウ 独自工法が採用された場合

(7) 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、以下の事実が認められる。

a 簡易壁体工法

E P S工法では、盛土として用いられるE P Sブロックが発泡スチロールでできており、紫外線等によって劣化しやすいため、のり面部分に壁面材を設置したり、土をかぶせたりことにより、E P Sブロックを保護するのが一般的である。

従来のE P S工法（H型鋼を支柱に用いる方法）は、H型鋼を立てて支柱とし、支柱に沿って押出成形セメント板を壁面材として取り付けることにより壁体を構築して、その背後にE P Sブロックを積み上げるものであり、人力で設置することが困難なH型鋼及び押出成形セメント板が使用されていたため、その施工に当たっては、重機を利用する必要があった。その後、各E P Sブロック業者は、重機がなければ設置することが困難な上記H型鋼等を壁体の構築に用いずに、人力のみで簡易に壁体の設置が可能な工法（簡易壁体工法）を開発するようになり、平成16年頃には販売が開始されるようになった。

H型鋼を支柱に用いる方法と簡易壁体工法を比較すると、一般的には、前者の方が、より堅固な壁面を構築することができる一方、工期や工事費は後者より増すと考えられている。

簡易壁体工法は、それぞれの特徴から、大きく二つに分けられる。具体的には、軽量の支柱によって壁面材を支えるものと、壁面材をE P Sブロックに貼り付けるなどするため軽量の支柱すら使用しないものである。前者に当たるものとしては、被審人積水らの開発したラムダパネル工法及びダウ化工が開発したニューライト

ウォール工法があり、後者に当たるものとしては、被審人積水らの開発したクイレスウォール工法、被審人ジェイエスピーの開発したウォールブロック工法、被審人カネカらの開発したK P Aブロック工法及びダウ化工が開発したニューライトウォール2工法がある。

また、上記各工法のうち、ラムダパネル工法、クイレスウォール工法、ウォールブロック工法及びK P Aブロック工法は、本件対象期間中に既に販売されていた。

(査324, 326ないし331)

b E P Sのり面緑化工法

E P Sのり面緑化工法とは、E P Sブロックによる盛土ののり面部分を緑化するための工法である。

E P Sのり面緑化工法には、被審人積水らの開発したソイレングリーンユニット工法のほか、種子吹き付け工法、テンサーE P S急勾配壁面緑化工法、ジオテキスタイルユニット工法、ニュー・ライト・グリーンウォール工法など、複数の工法が存在する。被審人ジェイエスピーが販売するE P Sブロックであるスチロダイアブロックも、ジオグリッドと鋼製枠との併用で前面に植栽可能な盛土を抱き込み、緑化を行うことが可能とされており、E P Sのり面緑化工法に対応することができる。

上記各工法のうち、ソイレングリーンユニット工法、種子吹き付け工法、テンサーE P S急勾配壁面緑化工法及びジオテキスタイルユニット工法は、本件対象期間中に既に販売されていた。

(査331ないし337)

c E P Sブロック図面に簡易壁体工法又はE P Sのり面緑化工法が採用された場合の発注者等の認識

(a) E P S工法採用工事の発注者の認識

E P S工法採用工事を発注する国や自治体は、本件対象期間当時、簡易壁体工法及びE P Sのり面緑化工法（以下「簡易壁体工法等」という。）には、それぞれ複数の工法があり、それぞれの工法間には、安全性、工期、工事費等に関して大きな差異はなく、相互に代替性を有するものと認識していた。そのため、簡易壁体工法等を採用したE P S工法採用工事を発注する場合でも、通常

は、特定の工法を指定して発注することはせず、安全性や工期に影響がなければ、各簡易壁体工法等のうちのいずれを採用してもよいと認識していた。

また、仮に、当該工事に採用されたEPSブロック図面等に特定の簡易壁体工法等を採用したと解される記載があったとしても、発注者は、通常、特定の簡易壁体工法等でなければ施工すべきでないという意図で発注するものではなく、設計変更等の所定の手続を行うことにより、当該特定の工法以外の簡易壁体工法等を用いて施工することは問題ないと考えていた。

(査330, 331, 338)

(b) EPSブロック業者の認識

EPSブロック業者も、発注者と同様に、各簡易壁体工法等の間には、安全性、工期、工事費等に関して大きな差異はなく、相互に代替性を有するものであり、仮に、当該工事に採用されたEPSブロック図面等に特定の簡易壁体工法等を採用したと解される記載があったとしても、建設業者が設計変更して工事を施工する意向を持ち、発注者に設計変更が認められれば、他の簡易壁体工法等やH型鋼を支柱に用いる工法に設計変更して、当該工事を施工することは可能であると考えていた。

(査54, 315, 327)

d 独自工法を採用した工事が発注された後に、他の工法を採用した内容に設計変更された事例

(a) 国道4号笹淵道路の工事

被審人カネカフォームプラスチックは、上記工事について詳細設計協力を行い、そのEPSブロック図面に同被審人のKPAブロックが採用された。

しかし、当時被審人カネカフォームプラスチックの土木営業本部東日本営業部営業課長の職にあった高杉信行(査303)は、上記工事の特定EPSブロックの販売について営業を怠っていた。

被審人ジェイエスピーの石川は、当初、本件合意に従い上記工事に関する積極的な営業活動を控えていたものの、いずれのEP

Sブロック業者も営業活動をしていないようであったため、平成21年頃、同被審人のウォールブロック工法を採用した内容に設計変更して同工事を施工することを建設業者に提案したところ、同提案に従いウォールブロック工法が採用されることとなり、同被審人が特定EPSブロックを販売した。

(査313, 314, 319)

(b) 茶屋川改良工事

国土交通省北海道開発局函館開発建設部（以下「函館開発建設部」という。）は、平成17年9月、株式会社開発工営社に対し、上記工事の設計業務を委託した。同社は、同工事の施工場所の地盤は比較的緩く安定していないため、土砂を用いた盛土は危険であるとして、EPS工法の採用を提案し、函館開発建設部は、平成18年3月頃、同提案を採用した。

函館開発建設部は、当時、EPS工法には、EPSブロックを保護するための壁面材をH型鋼によって設置する工法とEPSブロックに直接貼り付ける工法の二つがあると認識していたところ、同部において、上記二つの工法を比較した結果、概算工事費及び施工日数に大きな差はなかったが、できるだけ近隣住民等に迷惑を掛けないよう、工期を少しでも短くしたいと考え、後者の工法を採用した。また、同部では、当時、後者の工法としてウォールブロック工法しか把握していなかったため、同工法を採用し、上記工事の発注図面に「ウォールブロック」と明記し、平成19年4月25日、同工事を落札した帝都建設株式会社（以下「帝都建設」という。）に対し、同工事を発注した。

帝都建設は、同年5月初旬、函館開発建設部に対し、ウォールブロック工法よりもクイレスウォール工法の方が安価に施工することができ、工期にも影響しないことを理由に、設計変更を提案した。

その後、函館開発建設部は、帝都建設から、クイレスウォール工法はウォールブロック工法と同様に壁面材をEPSブロックに直接貼り付ける工法であり、機能的にもウォールブロック工法と同じである旨説明を受けた。また、同部において、クイレス

ウォール工法に関する安全性を確認したところ、ウォールブロック工法と遜色ないことが判明し、さらに施工費用を調査した結果、クイレスウォール工法に変更することにより、ウォールブロック工法より施工費用を80万円削減できることも判明した。

そこで、函館開発建設部は、同月28日頃、帝都建設に対し、ウォールブロック工法からクイレスウォール工法に設計を変更するよう指示し、その後、クイレスウォール工法への設計変更がなされた。

(査330)

- e 詳細設計協力業者が自社の簡易壁体工法を織り込んだEPSブロック図面を作成したが、設計変更手続をすることなく、これと異なる簡易壁体工法で施工された事例

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所（以下「仙台河川国道事務所」という。）は、区間の連続した四つの工事である、切田地区道路改良工事、遠藤地区道路改良工事、新待井地区道路改良工事及び館前地区道路改良工事（これらの工事を総称して、以下「4工事」という。）を発注する前提として、平成23年12月16日、株式会社近代設計に設計業務を委託したところ、同社から簡易壁面材方式（同方式の意味は、簡易壁体工法と同様である。）及び種子吹き付け工法を用いたEPS工法を提案された。なお、上記設計業務のうちEPSブロック図面の作成については、ダウ化工が詳細設計協力し、同図面に自社のニューライトウォール工法を示す絵面を記載した。

仙台河川国道事務所は、費用面及び施工期間の点で、簡易壁面材方式がH型鋼を支柱に用いる方法より優れていることを重視して、上記提案を採用した。また、種子吹き付け工法は、EPSのり面緑化工法の一つであり、種子や肥料等を混ぜたものをポンプ機等でのり面に吹き付けるという一般的な工法であり、特定のメーカーしか提供できない技術ではなかった。

仙台河川国道事務所は、当初の設計図面の作成時よりも全体的に費用を削減する必要があったため、平成26年6月17日、株式会社復建技術コンサルタントに対し、4工事の修正設計を発注したと

ころ、同社から、のり面を急勾配にすることでEPSブロックの使用量を減らし、資材費を削減することを提案された。同事務所は、上記提案を採用し、のり面を急勾配とし、それに伴い、のり面緑化についても、急勾配に不向きな種子吹き付け工法から、急勾配にも対応可能な「緑化型EPS法面保護工」を用いる方法に変更した。なお、同事務所は、上記設計変更をした当時、緑化型EPS法面保護工として、複数のメーカーの様々な技術があり、どのメーカーの技術で施工しても、安全面でも構造面でも差はないと考えていたため、4工事について、特定のメーカーのみが提供できるEPSのり面緑化工法で施工すべきという意図はなかった。

仙台河川国道事務所は、4工事を一般競争入札に付し、平成26年9月、それぞれ異なる建設業者に対し、4工事を発注した。4工事を発注した際の設計図面には「簡易壁面材方式」と記載されているだけで、特定のメーカーの方式が記載されているものではなかった（なお、ダウ化工において、上記図面には同社のニューライトウォール工法を示す絵面が記載されている旨認識していたことについては、上記認定のとおりである。）。また、仙台河川国道事務所は、簡易壁面材の施工技術として少なくとも3、4種類の技術があることを知っており、4工事について、特定のメーカーのみが提供できる簡易壁体工法で施工すべきという意図はなかった。

その後、仙台河川国道事務所は、簡易壁面材方式及び緑化型EPS法面保護工の施工について、各工事を受注した施工業者から、遠藤地区道路改良工事についてはウォールブロック工法及びジオセル工法で施工する予定である旨、新待井地区道路改良工事についてはニューライトウォール工法2及びニュー・ライト・グリーンウォール工法で施工する予定である旨連絡を受けてこれを了承し、各施工業者は、それぞれ上記了承を受けた簡易壁体工法等で施工した。

(査327, 331)

(イ) 判断

a 本件合意の対象となるもの

本件合意に至った経緯は前記1(1)に認定のとおりであり、9社は、

特定EPSブロックの販売段階におけるEPSブロック業者間の競争を避け、詳細設計協力業者が詳細設計協力に要した労力や費用を確実に回収できるようにするために、本件合意をしたものである。また、本件合意が存在することにより、詳細設計協力業者は、他社が当該工事に係る特定EPSブロックの受注を目指して競争的な営業活動を行うことはないと期待できるため、特定EPSブロックを確実に受注でき、受注価格の面でも、競合他社の存在を意識して販売価格を殊更低額にする必要はなく、建設業者等との交渉を有利に進めることが可能となる。

そこで、独自工法が採用された場合でも、これにより特定EPSブロックの販売段階におけるEPSブロック業者間の競争がおよそ生じ得ないような客観的な状況がない限り、上記販売競争を避けて詳細設計協力業者が確実に受注できるようにするために、かかる場合に係る特定EPSブロックを本件合意の対象に含める実益はあるといえる。

したがって、上記状況にある場合を除き、独自工法が採用された場合に係る特定EPSブロックも本件合意の対象であると認めるのが相当である。

b 独自工法が採用された場合に係る特定EPSブロックも本件合意の対象であること

前記(ア) a 及び b のとおり、被審人らが独自工法であると主張する工法のうち、ラムダパネル工法、ウォールブロック工法及びKPAブロック工法は、いずれも簡易壁体工法の一つであり、ソイレングリーンユニット工法はEPSのり面緑化工法の一つであること、本件対象期間当時、簡易壁体工法及びEPSのり面緑化工法には、いずれも複数の工法が存在したことが認められる。

また、前記(ア) c のとおり、EPS工法採用工事の発注者は、最終図面において簡易壁体工法等が採用されていた、又は特定の簡易壁体工法等を採用したと解される記載があったとしても、通常は、安全性や工期に影響がなければ、当該図面に記載された特定の簡易壁体工法等であることにこだわりを有しておらず、当該工事を受注した建設業者において、他の簡易壁体工法等に設計変更して当該工事

を施工することは問題ないと考えており、EPSブロック業者も、建設業者が設計変更して工事を施工する意向を持ち、発注者に設計変更が認められれば、当該特定の工法以外の簡易壁体工法等やH型鋼を支柱に用いる工法に設計変更して、当該工事を施工することは可能であると考えていたことが認められる。

そして、前記(ア) d 及び e のとおり、実際に、特定のEPSブロック業者の独自工法を採用した工事が発注された後、設計変更が行われ、他社がその工事に使用されるEPSブロックを販売することとなった事例や、詳細設計協力業者が自社の簡易壁体工法を織り込んだEPSブロック図面を作成したが、設計変更手続をすることなく、これと異なる簡易壁体工法で施工された事例が存在することが認められる。

これらの事情に鑑みれば、仮に、独自工法とその他の同種工法との間に被審人らが主張するような差異が存在したとしても、各独自工法が、いかなる現場状況及び条件の工事においても、他の独自工法や通常のEPS工法と比較して、安全性、工期、工事費等の面で、他社の営業努力によっては補いきれないような優位性を有していたとまで評価することはできず、特定EPSブロックの販売競争の可能性を消滅させるほどの独自性があったとは認め難い。9社の営業担当者の供述調書（前記1(3)ア(ア)③参照）その他の証拠を見ても、独自工法が採用された場合に係る特定EPSブロックを本件合意の対象から除外していることをうかがわせる記載等は存在しない。

したがって、本件合意は、独自工法が採用された場合に係る特定EPSブロックを本件合意の対象から特段除外するものではなかったと認めるのが相当である。

(ウ) 被審人らの主張について

a 本件合意の対象外となる場合

被審人らは、岩手県談合事件審決を引用し、本件合意の相互拘束から除外されるためには、およそ販売競争が生じ得なかった可能性が十分あれば足りると解すべきであると主張する（前記第5の2(2)ウ）。

しかし、岩手県談合事件審決は、いわゆる入札談合に関する事案

である。また、被審人らが引用する部分は、当該事件に係る具体的事実関係を前提として、いわゆるフリー物件になった可能性も十分にあったというべきであることなどを理由に、特定の物件について、個別調整の事実を認めることはできない旨説示するものである。

一方、本件合意は、いわゆる入札談合とは異なり、最終図面を作成した詳細設計協力業者を受注予定者とするという内容であり、個別の工事物件が発注されるごとに行われる、受注予定者を決めるための受注調整手続を予定しないものであるから、本件に上記審決の説示が妥当しないことは明らかであり、被審人らの主張は採用できない。

b 独自工法に代替可能な工法の有無及び設計変更の可否等

被審人らは、独自工法にはそれぞれ特徴があり、代替可能な工法は存在しなかった、仮に他の工法への代替が可能であっても、発注者の了解なく工法を変更すれば契約違反となり、現実的にも設計変更を行うことは困難であって、発注者や建設業者も設計変更に消極的であった旨主張し（前記第5の2(2)ウ）、安井の陳述書（審A共6）、石川の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審B3、審B5〕を含む。）、被審人ジェイエスピーにおいてEPSブロックの営業を担当している田中富智夫の陳述書（審B6）及び新谷の陳述書（審C共16、審C共17）中には、これに沿う部分がある。

しかし、安井らの上記陳述は、その内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の事実及び証拠に照らしても採用できず、他に被審人らの上記主張を認めるに足りる証拠はない。

① 独自工法を採用した工事が発注された後に、建設業者やEPSブロック業者の働き掛けにより、他の工法を採用した内容に設計変更がなされた事例や、詳細設計協力業者が自社の独自工法を織り込んだEPSブロック図面を作成したにもかかわらず、設計変更手続をすることなく、これと異なる工法で施工された事例が、複数存在する（前記(ア)d及びe）。

② 被審人ジェイエスピーは、同被審人の独自工法であると主張するウォールブロック工法が採用された工事について、他社が受注を目指したりしないように、他社に連絡するなどしている（前記

1 (1)ウ (イ) b (b)) 。

③ E P S 工法採用工事を発注した経験のある部署又は同部署による発注業務を監督する部署に勤務する者又は勤務していた者が、簡易壁体工法等を採用したE P S 工法採用工事を発注する場合の発注者の認識について、前記(ア) c (a), d (b) 及び e の認定に沿う供述をしている (査 3 3 0, 3 3 1, 3 3 8) 。

④ ダウ化工の水野らE P S ブロックの営業担当者が、簡易壁体工法等の代替性や他の工法への設計変更の可否について、前記(ア) c (b) の認定に沿う供述をしている (査 5 4, 3 1 2, 3 1 5, 3 2 7) 。

エ 建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定E P S ブロックを発注した場合

(ア) 被審人らは、建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定E P S ブロックを発注している場合に係る特定E P S ブロックについては、本件合意の存在と詳細設計協力業者の受注との間に因果関係が認められず、本件合意の対象外であると主張する (前記第 5 の 2 (2)エ) 。

しかし、上記主張は、詳細設計協力業者以外のE P S ブロック業者に特定E P S ブロックを発注すると設計の書換えが必要となる可能性があるため、建設資材商社は詳細設計協力業者以外のE P S ブロック業者には見積依頼をしないのが通常であるとの主張を前提とするものであるところ (前記第 5 の 2 (2)エ) , かかる主張を採用できないことについては、前記 1 (3)アのとおりである。

詳細設計協力を行っていないE P S ブロック業者は、本件合意に基づき、建設業者又は建設資材商社に対し、営業活動の自粛、高い見積価格の提示又は見積価格の提示の辞退などをしてきたものであるから、その結果、建設資材商社が、同社の判断により、詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者から特定E P S ブロックを購入するのが適当であると考えて、当該業者に発注した場合であっても、本件合意の影響が及んでいることは明らかであり、このような場合に係る特定E P S ブロックをあえて本件合意の対象外とすべき事情も認められない。また、9社の営業担当者の供述調書その他の証拠を見ても、

本件合意の対象から上記場合に係る特定E P Sブロックが除外されていることをうかがわせる記載等は存在しない。

したがって、本件合意は、建設資材商社が同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定E P Sブロックを発注した場合に係る特定E P Sブロックを本件合意の対象から特段除外するものではなかったと認めるのが相当であり、被審人らの主張は採用できない。

- (イ) 被審人らは、岡三リビングは本件合意と関係なく同社独自の判断により詳細設計協力業者から特定E P Sブロックを購入したものであるから、少なくとも同社が商流に加わった場合に係る特定E P Sブロックは本件合意の対象外であるとも主張する（前記第5の2(2)エ）。

しかし、証拠によれば、岡三リビングは、①詳細設計協力業者から特定E P Sブロックの受注に関する営業活動を任せ、他のE P Sブロック業者に対し、これらの業者が建設業者に回答すべき見積価格の連絡をしたことがあること（査58）、②詳細設計協力業者から、同社が詳細設計協力した物件なのでそれ以上建設業者に対する営業をしないように言われ、特定E P Sブロックの営業から手を引いたことがあること（査57）、③詳細設計協力業者以外のE P Sブロック業者が建設業者に対して安い見積価格を提出したことについて、その業者に対してクレームをつけたことがあること（査247）、④詳細設計協力業者以外のE P Sブロック業者が特定E P Sブロックを受注したことについて、その業者に対してクレームをつけたことがあること（査272）などが認められることから、本件合意の存在を認識していたことがうかがわれる。

したがって、岡三リビングが本件合意と関係なく独自の判断で詳細設計協力業者に発注していたとは認められず、被審人らの主張は採用できない。

3 争点3（本件合意は不当な取引制限に該当するか）について

- (1) 本件合意が不当な取引制限に該当すること

前記1及び2のとおり、9社の間には、遅くとも平成19年1月以降、本件合意が存在したことが認められる。

このような取決めは、本来的には自由に特定E P Sブロックの受注活動

を行うことができるはずの9社が、これに制約された意思決定を行うことになるという意味において、各社の事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。また、本件合意の成立により、9社の間に、上記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから、本件合意は、同項にいう「共同して・・・相互に」の要件も充足する。

そして、本件合意は、特定EPSブロックの販売に係るものであるところ、9社は、特定EPSブロックのほとんど全てを受注していたこと（前記第3の6）からすれば、本件合意により、9社がその意思で特定EPSブロックの販売分野における販売者及び販売価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められる。したがって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

また、以上のような本件合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

よって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する。

(2) 被審人らの主張について

ア 本件合意の内容等に関するもの

(ア) 本件合意の内容は特定されているか

被審人らは、本件合意の内容が十分に特定されていない旨主張する（前記第5の3(2)ア）。

しかし、本件合意の内容は、前記1(2)のとおりであり、不当な取引制限の要件に該当する内容として十分に特定されている。受注予定者以外の者が営業活動を自粛すること、及び受注予定者以外の者が受注予定者よりも高い見積価格を提示する又は見積りを断ることなどは、いずれも本件合意の内容ではなく、本件合意の実施行為にすぎない。

したがって、営業活動を自粛していた相手方等が不明確であることを理由に本件合意の内容が十分に特定されていないとする被審人らの主張は、理由がない。

(イ) 本件合意の実施行為は存在しないか

被審人らは、建設業者に対する営業活動の自粛や、建設業者からの見積依頼に対する高い価格の提示又は見積りの辞退などの行為は観念し得えず、また、建設資材商社に対して高い見積りを提示したところで、受注予定者の受注が確定するわけではない旨主張する（前記第5の3(2)イ）。

しかし、本件合意の実施行為として受注予定者以外の者が営業活動の自粛等を行う相手方は、建設業者又は建設資材商社であり、建設業者に限られるものでないことについては、前記1(1)ウのとおりである。

また、9社は、受注予定者が受注できるように協力するに当たり、建設資材商社に対して見積価格を提示する場合には、特定EPSブロックの販売に係る商流に入る建設資材商社の口銭も勘案した上で、最終的に建設業者に提出される見積価格が受注予定者よりも高くなるように見積価格を提示していた（査243、267、277、293）ものであり、このような見積価格の提示は本件合意の実施行為に当たる。

したがって、被審人らの主張は採用できない。

イ 一定の取引分野について

被審人らは、EPS工法と代替性のある他の軽量盛土工法及び補強土工法を含めて一定の取引分野を画定すべきである旨主張する（前記第5の3(2)ウ）。

しかし、独占禁止法第2条第6項における一定の取引分野は、原則として、違反行為者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して画定すれば足りるものと解されるどころ（東京高等裁判所平成5年12月14日判決・高等裁判所刑事判例集第46巻第3号322頁〔トッパン・ムーア株式会社ほか3名に対する独占禁止法違反被告事件〕参照）、本件合意が対象としている取引は、特定EPSブロックの販売に関する取引である。

すなわち、仮にEPS工法に代替する工法があり得るとしても、それら複数の工法の中からEPS工法が採用された工事が発注された場合における、同工事を受注した建設業者に対する特定EPSブロックの販売取引が本件合意の対象であり、本件合意により影響を受ける範囲も同取引であるから、本件においては、特定EPSブロックの販売分野が一

定の取引分野であり、同取引分野において本件合意により競争が実質的に制限されているかを検討すれば足りる。

したがって、被審人らの主張は採用できない。

ウ 因果関係について

被審人らは、本件合意と詳細設計協力業者による特定E P Sブロックの受注との間に因果関係はないと主張する（前記第5の3(2)エ）。

しかし、詳細設計協力業者以外の本件違反行為者が本件合意に基づき特定E P Sブロックの営業を自粛等していたことについては、前記1(1)ウのとおりである。

したがって、被審人らの主張は採用できない。

エ 正当化理由について

被審人らは、本件合意はE P S工法を市場に普及させ維持するという目的を達成する上で合理的に必要な範囲内の手段であり、正当化理由が認められると主張する（前記第5の3(2)オ）。

しかし、本件合意に至った経緯は前記1(1)に認定のとおりであり、9社は、詳細設計協力に要する労力や費用を特定E P Sブロックの販売を受注することで確実に回収するという、自己の経済的利益を追求する目的のために本件合意を行ったものである。

また、詳細設計協力のどの程度の費用を投じるか、その費用をどのように回収するかについては、各E P Sブロック業者の経営状態、市場の状況等の様々な要因に応じた個々の判断があり得るものである。一方、詳細設計協力を行うことは、E P Sブロック業者にとって、当該工事現場の情報を得ることができる、当該工事を受注した建設業者に対する売込みを素早く行うことができるなどのメリットがあること（査35、41、56、271）からすれば、仮に、本件合意が存在しないことにより、詳細設計協力業者が当該物件に使用される特定E P Sブロックを受注できない事例が発生したとしても、それだけで、E P Sブロック業者がそれ以降全く詳細設計協力を行わなくなるとは限らない。したがって、本件合意が被審人らの主張する上記目的を達成する上で合理的に必要な範囲内の手段であったとも認められない。

よって、本件合意に正当化理由はなく、被審人らの主張は採用できない。

4 争点4（被審人らが受注した別紙3の1ないし3の5記載の各工事に係る特定EPSブロックは、「当該商品」に該当するか）について

独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであるが、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれると解すべきである（東京高等裁判所平成22年11月26日判決・公正取引委員会審決集第57巻第2分冊194頁〔出光興産株式会社による審決取消請求事件〕参照）。

被審人らが「当該商品」に該当しないと主張する、①詳細設計協力を行っていないEPSブロック業者に対する見積依頼がない場合、②不認識物件の場合、③独自工法が採用された場合、及び④建設資材商社が、同社の判断により詳細設計協力業者に見積書を提出させ、当該業者に特定EPSブロックを発注した場合、の各場合に係る特定EPSブロックは、いずれも特定EPSブロックである以上、本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であることは明らかである。

また、前記2のとおり、上記①ないし④の各場合に係る特定EPSブロックは、いずれも本件合意の対象に含まれており、本件合意による相互拘束から除外されていることを示す事情は認められない。

したがって、上記①ないし④の各場合に係る特定EPSブロックは、いずれも「当該商品」に含まれるものであり、被審人らの主張は採用できない。

5 争点5（被審人カネカらの本件違反行為の実行期間を連続して捉えるべきか）について

(1) 被審人カネカらの本件違反行為の実行期間

独占禁止法第7条の2第1項本文にいう「当該行為の実行としての事業活動を行った日」及び「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日」は、個別の事業者ごとに異なることからすれば、この「実行期間」は個別の事業者ごとに判断すると解するのが相当である。

また、違反行為をした事業者について、合併又は違反行為に係る事業の分割若しくは譲渡がなされた場合でも、当該違反行為をした事業者が消滅していない限り、当該違反事業者に対して課徴金の納付を命じればよく、違反行為に係る事業の分割又は譲渡を受けた事業者に対して、当該違反行為に係る課徴金の納付を命じる必要はない。

これを本件についてみると、被審人カネカフォームプラスチックスは、平成22年10月1日に、本件吸収分割により同被審人のEPSブロックに係る事業を被審人カネカケンテックに承継させたが、被審人カネカフォームプラスチックスはその後も消滅していないから、同被審人の違反行為に係る課徴金は、同被審人が違反行為の実行としての事業活動を行った日から、同被審人による違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における売上額を基礎として計算するのが相当である。

(2) 被審人カネカらの主張について

ア 被審人カネカらは、同被審人らはいずれもカネカの完全子会社であり、両者は実質的に同一であると評価でき、独占禁止法第7条の2第13項及び同条第25項に規定される「子会社等」に該当するものであるから、このような事業者間で事業の譲渡を行っている場合には、両者の実行期間を連続して捉えるのが相当であると主張する（前記第5の5(2)ア）。

しかし、独占禁止法第7条の2第13項は、同一企業グループに属する事業者について、所定の要件を充足した場合に共同して課徴金減免申請を行うことを認める規定にすぎず、その場合であっても、課徴金は個々の事業者に対して命じられる。また、同条第25項は、違反事業者が、会社分割等によって違反行為に係る事業を子会社等に承継させた上で自らの法人格を消滅させることにより、課徴金納付命令を免れるという事態を防止する趣旨で設けられた規定であり、違反事業者が消滅した場合に限ってその子会社等に課徴金の納付を命ずるというものである。したがって、仮に、被審人カネカらが同条第13項及び第25項に規定する「子会社等」に該当するとしても、それをもって直ちに、独占禁止法第7条の2第1項の適用に当たって被審人カネカらが実質的に同一であると評価されるものではない。

被審人カネカらは、それぞれ別個の法人格を有する独立した事業者である。また、本件吸収分割のなされた平成22年10月1日時点におい

て、両者の間に直接の資本関係はなく、一方が他方に対して議決権を有していたわけでもない。（争いがない。）

さらに、同日時点において、両者の代表取締役は異なり、それぞれ8名存在していた役員（取締役及び監査役）についても、両者を兼任していたのは1名のみである。（査301，302）

以上の事実関係に鑑みれば、被審人カネカらが実質的に同一であると評価することはできない。

したがって、被審人カネカらが実質的に同一であると評価できることを前提に、このような事業者間で事業の譲渡を行っている場合には、両者の実行期間を連続して捉えるのが相当であると解する被審人カネカらの上記主張は、そもそも、その前提を欠くものであり、上記解釈の当否について検討するまでもなく、採用できない。

イ 被審人カネカらは、被審人カネカケンテックに対する本件課徴金納付命令書では、実行期間の始期を認定するに当たり、同被審人が被審人カネカフォームプラスチックスと実質的に同一であることを前提としていると主張する（前記第5の5(2)イ）。

しかし、証拠によれば、①本件吸収分割により、被審人カネカフォームプラスチックスのEPSブロックに係る事業が被審人カネカケンテックに承継された際、被審人カネカフォームプラスチックスの営業担当者は、被審人カネカケンテックに転籍し、同被審人においてEPSブロックの営業を担当することになったこと（査303，304）、②上記営業担当者は、本件吸収分割以前に被審人カネカフォームプラスチックスが詳細設計協力した物件について、被審人カネカケンテックに転籍後、他の違反行為者に対し、同被審人が受注できるように協力することを求め、他の違反行為者も、上記物件については、本件合意に従い、被審人カネカフォームプラスチックスのEPSブロック事業を承継した被審人カネカケンテックが受注予定者となるものと考え、その受注に協力していたこと（査232ないし234）が認められる。

また、被審人カネカケンテックが、平成22年10月1日に、被審人カネカフォームプラスチックスが詳細設計協力した町道実川線工事（別紙3の4の番号2）に係る特定EPSブロックを受注したことについては、当事者間に争いがない。

被審人カネカケンテックに対する本件課徴金納付命令は、以上の事実を踏まえて、被審人カネカケンテックが、平成22年10月1日以降、被審人カネカフォームプラスチックスが詳細設計協力した工事に係る特定EPSブロックの受注予定者となることにより、本件違反行為の実行としての事業活動を行ったと認定したものと認められる。

したがって、被審人カネカケンテックに対する本件課徴金納付命令は、被審人カネカから実質的に同一であることを前提としたものではなく、被審人カネカからの主張は採用できない。

6 結論

(1) 本件排除措置命令について

被審人らは、前記3のとおり、他の事業者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、我が国における特定EPSブロックの販売分野における競争を実質的に制限していたものである。これは、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものと認められる。

また、被審人4社は、平成23年5月31日以降、本件違反行為を行っていないが、本件違反行為は長期間にわたって行われていたこと、被審人4社が本件違反行為を取りやめたのは、被審人4社の自発的な意思によるものではなく、公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること（前記第3の7）等の諸事情を総合的に勘案すれば、被審人4社については、特に排除措置を命ずる必要がある（独占禁止法第7条第2項）と認められる。

よって、本件排除措置命令は相当である。

(2) 本件課徴金納付命令について

ア 課徴金に係る違反行為

本件違反行為が、独占禁止法第7条の2第1項第2号ハに規定する、商品について取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものであることは、本件合意の内容から明らかである。

イ 課徴金の計算の基礎となる事実

(7) 事業者

被審人積水化成品北海道を除く被審人らは、いずれも特定EPSブ

ロックの卸売業を営んでいた者であり、被審人積水化成品北海道は、特定EPSブロックの製造業を営んでいた者である。（争いがない）

(イ) 実行期間

a 被審人積水化成品工業、被審人積水化成品北海道及び被審人ジェイエスピー

上記被審人3社が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成20年5月30日以前であると認められる。また、上記被審人3社は、平成23年5月31日以降、本件違反行為を取りやめており（前記第3の7参照）、同月30日に本件違反行為の実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、上記被審人3社については、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成20年5月31日から平成23年5月30日までの3年間となる。

b 被審人カネカフォームプラスチック

上記被審人が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成19年9月30日以前であると認められる。また、同被審人は、平成22年10月1日、被審人カネカケンテックに対し、本件吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承継させ、同日以後、同事業を営んでおらず（前記第3の7参照）、同年9月30日に本件違反行為の実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、被審人カネカフォームプラスチックについては、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成19年10月1日から平成22年9月30日までの3年間となる。

c 被審人カネカケンテック

上記被審人が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、同被審人が本件吸収分割によりEPSブロックに係る事業を承

継した上で、本件違反行為に基づき特定E P Sブロックを最初に受注した平成22年10月1日であると認められる（前記5(2)イ参照）。また、同被審人は、平成23年5月31日以降、本件違反行為を取りやめており（前記第3の7参照）、同月30日に本件違反行為の実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、同被審人については、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成22年10月1日から平成23年5月30日までとなる。

(ウ) 売上額

被審人らの前記(イ)の各実行期間における特定E P Sブロックに係る売上額を独占禁止法施行令第5条第1項の規定に基づき算定すると、別紙5の当該被審人の「売上額」欄記載の各金額となる。（争いがない）

(エ) 算定率

被審人積水化成産品北海道は、前記(イ)の実行期間を通じ、資本金の額が3億円以下の会社であって、発泡スチロール製品の製造業を主たる事業として営んでいた者である。また、被審人カネカからは、前記(イ)の実行期間を通じ、いずれも資本金の額が1億円以下の会社であって、被審人カネカケンテックは建設用資材の卸売業を、被審人カネカフォームプラスチックは発泡スチロール製品の卸売業を、それぞれ主たる事業として営んでいた者である。（争いがない。）

したがって、被審人積水化成産品北海道は独占禁止法第7条の2第5項第1号に、被審人カネカからは同項第2号に、それぞれ該当する事業者である。

(オ) 課徴金の額

以上によれば、被審人らが国庫に納付すべき課徴金の額は、次のとおりとなる。

a 被審人積水化成産品工業及び被審人ジェイエスピー

独占禁止法第7条の2第1項の規定により、それぞれ別紙5の当該被審人の「売上額」欄記載の金額に100分の2を乗じて得た額から、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された、同別紙の「課徴金額」欄記載の各金額

b 被審人積水化成品北海道

独占禁止法第7条の2第1項及び第5項の規定により，別紙5の同被審人の「売上額」欄記載の金額に100分の4を乗じて得た額から，同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された，同別紙の「課徴金額」欄記載の金額

c 被審人カネカラ

独占禁止法第7条の2第1項及び第5項の規定により，それぞれ別紙5の当該被審人の「売上額」欄記載の金額に100分の1を乗じて得た額から，同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された，同別紙の「課徴金額」欄記載の各金額

ウ よって，被審人らに対してそれぞれ別紙5の当該被審人の「課徴金額」欄記載の各金額と同額の課徴金の納付を命じた本件課徴金納付命令は相当である。

第7 法令の適用

以上のとおり，本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令はいずれも相当であり，これらの命令に係る被審人らの各審判請求はいずれも理由がないから，独占禁止法第66条第2項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成28年9月23日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官 山 門 優

審判官西川康一及び審判官數間薫は転任のため署名押印できない。

審判長審判官 山 門 優

番号	用語	定義
1	E D O	発泡スチロール土木工法開発機構
2	E P S 工法基準書	E D O が策定した「E P S 工法 設計・施工基準書（案）」
3	E P S 工法	発泡スチロールブロックを，E P S 工法基準書に基づき，主として，軟弱地盤上の盛土，擁壁，橋台背面の裏込め材としての盛土，地滑り地の盛土，道路拡幅盛土としての盛土，両直型の盛土及び埋設構造物の埋め戻しの盛土として建設工事に使用する工法
4	E P S ブロック	E P S 工法において使用される発泡スチロールブロック
5	E P S 工法採用工事	E P S 工法を採用して施工することとされた工事
6	特定E P S ブロック	E P S ブロックのうち，被審人である 5 社及び別紙 2 記載の 4 社の合計 9 社のうち一又は複数の者が，E P S 工法採用工事に係る設計図書の作成を含む設計業務を請け負った建設コンサルタント業者に対し，当該工事が発注される前に，自ら又は建設資材商社を通じ，当該設計図書のうちE P S ブロックの使用に係る部分の図面をE P S 工法基準書に基づいて作成し提供したE P S 工法採用工事に使用されるもの
7	E P S ブロック業者	E P S ブロックの製造業者又は販売業者

(平成24年9月24日時点)

番号	事業者	本店の所在地	略称
1	ダウ化工株式会社	東京都品川区東品川二丁目2番24号	ダウ化工
2	太陽工業株式会社	大阪市淀川区木川東四丁目8番4号	太陽工業
3	アキレス株式会社	東京都新宿区大京町22番地の5	アキレス
4	北海道カネパール株式会社 (※)	北海道恵庭市恵南13番地の1	北海道カネパール

(注) 表中の「※」を付した事業者は、平成24年10月1日、商号をカネカ北海道スチロール株式会社に変更した。

課徴金対象物件一覧（被審人積水化成品工業）

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
1	桑原道路改良工事(赤川橋)	11,580,878
2	登米高架橋／雑田原道路改良工事	4,935,000
3	森吉山ダム市林道付替差川地区改良工事	21,866,451
4	小田倉向原10号線	4,410,840
5	川守田地区交差点改良工事	1,981,560
6	黄牛線道路改良工事	6,542,865
7	平成20年度小牛田南郷線道路改良工事	16,431,660
8	南陽地区交差点改良工事	1,801,852
9	南境道路改良工事(蛇田工区外)	15,297,484
10	平成20年度小牛田南郷線道路改良工事	3,750,600
11	北四番丁大衡線道路改良工事（荒巻本沢工区）	3,152,058
12	南境道路改良工事(蛇田工区外)	8,787,814
13	国道338号道路改良工事	2,807,700
14	町道櫛道線改良工事	6,784,312
15	国道338号道路改良工事	3,106,215
16	胆沢ダム国道付替石淵地区舗装工事	1,065,371
17	常磐自動車道石神工事	4,545,450
18	地方道路交付金工事（雪寒）国道342号	6,384,000
19	H20玉浦中部地区（早俣1工区）工事	529,200
20	342号烏帽子の3地区道路災害（20災129号）工事	15,066,570
21	二級河川八木沢地区治水施設整備	567,115
22	八坂野大野線道路改良工事	6,910,680
23	108号道仏坂工区	27,324,465
24	峰吉川地区防災対策工事	747,363

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
25	平成20年度塩川IC橋下部工工事	56,516,565
26	唐桑道路只越地区道路改良工事	6,017,838
27	刈屋和井内線道路改良2号工事	13,962,375
28	油川道路橋(PC)他工事	4,630,500
29	小原歩道設置工事	12,649,455
30	巽山公園県立久慈病院跡地広場整備工事	662,970
31	迫川上流荒砥沢ダム災害復旧	18,156,600
32	市道石鳥谷中央線道路改良舗装工事	1,844,094
33	迫川上流荒砥沢ダム災害復旧	3,990,000
34	黄牛線道路改良工事	6,872,670
35	湯田川大山線	5,849,550
36	黄牛線道路改良工事	1,398,600
37	常磐自動車道石神工事区	1,689,975
38	芦畔道路改築工事	2,104,410
39	仁賀保地区道路構造物工事	18,329,955
40	丸森霊山線道路護岸及び盛土工事	3,333,960
41	町道八坂野大野線道路改良工事	1,583,400
42	五所川原車力線1工区	56,197,894
43	富岡地区道路舗装工事	15,878,388
44	元寺小路福室線(宮城野橋工区)	12,484,237
45	五所川原車力線1工区	9,341,846
46	付替林道ハヤリ沢線(黒沢林道補修第一号)工事	1,895,250
47	五所川原車力線1工区	22,780,765
48	五所川原車力線1工区	10,496,008
49	五所川原車力線1工区	5,764,878

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
50	東田道路改良工事	12,680,621
51	仙台松島道路初原大橋	1,194,375
52	五所川原車力線道路改良工事	1,158,096
53	五所川原車力線道路改良工事	1,545,993
54	いわき駅北口広場整備工事	588,000
55	五所川原車力線1工区	10,663,052
56	五所川原車力線1工区	38,114,740
57	国道362号道路改良工事	9,875,250
58	横浜根岸線	5,809,836
59	上野原丹波山線	2,669,940
60	海老川橋	1,914,345
61	豊洲3丁目9-2街区計画	35,026,122
62	中央自動車道 都留IC東工事	2,217,600
63	国道137号	4,190,749
64	韮崎増富線道路改良工事	5,921,256
65	新河岸川管理用通路整備工事	9,426,900
66	入江崎水処理センター	3,760,038
67	東京国際空港 A滑走路並行誘導路工事	14,753,693
68	境川歩道橋工事	7,154,138
69	道路新設工事 道建S第3号スマートIC工事	17,431,281
70	道路新設工事 道建S第3号スマートIC工事	30,756,348
71	道路新設工事 道建S第3号スマートIC工事	5,297,291
72	道路新設工事 道建S第3号スマートIC工事	22,872,468
73	関越自動車道 長岡南越路スマートIC工事	90,241,725
74	新河岸川管理用通路整備工事	5,628,000

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
75	362号道路改良工事	389,812
76	新港横戸町4工区	1,608,390
77	長野原向原線	5,803,770
78	西枯木又堀之内線	21,372,750
79	下久保ダム	11,465,328
80	外沢道路工事	40,376,175
81	黒砂31号線迂回路工事	3,869,531
82	八千代2丁目地内横断橋設置工事	3,910,200
83	八幡山歩道工事	249,897
84	都市計画道路山下長津田線(羽沢地区)支線1号街路 整備工事	12,433,423
85	目黒区立大橋一丁目自転車等駐車場	7,197,502
86	東京国際空港 A滑走路並行誘導路工事	229,270,968
87	湘南白百合講堂	245,633
88	東京国際空港 A滑走路並行誘導路工事	209,864,348
89	長野原向原線	2,845,920
90	菌原ダム	4,927,675
91	仲木戸駅プラットホーム延伸工事	2,862,025
92	国道462号	5,345,865
93	UR印西道路	53,541,366
94	綾瀬川護岸耐震補強工事(その2)	18,830,404
95	市川八方橋拡幅工事	1,832,913
96	綾瀬川護岸耐震補強工事(その1)	19,060,604
97	外沢道路その2工事	33,457,935
98	外沢道路その3工事	32,341,050
99	外沢道路その4工事	24,801,210

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
100	宮川改良3工事	12,922,326
101	山の神(2)工区	6,895,396
102	(関) SJ22(3)換気所特定建設工事	2,539,000
103	外沢道路その6工事	80,788,890
104	港南緑水公園整備工事(第I期)	12,025,918
105	外沢道路その5工事	53,099,235
106	小沢山橋床版工外工事	4,944,450
107	箕郷板鼻線	24,651,858
108	宮下公園造園改修工事/ナイキジャパン	8,003,394
109	若洲海浜公園総合管理センター外構改修工事	13,922,211
110	箕郷板鼻線	4,807,488
111	町道長野原向原線改良工事	1,795,290
112	町道蟬ヶ平線	8,945,291
113	国道6号千代田石岡BP東田中改良工事	4,163,796
114	愛甲石田	7,763,290
115	補助第258号線綾瀬川橋梁整備工事	9,887,099
116	箕郷板鼻線	4,702,597
117	上田市道	2,514,330
118	上野原丹波線	10,666,504
119	3・4・18号(仮称)B1B2橋	3,028,717
120	町道蟬が平線	5,716,003
121	山の神(2)工区	698,880
122	下久保ダム	2,869,057
123	一般国道405号地域自立活性化(国道改築)工事	1,581,470
124	山の神(2)工区	779,100

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
125	J R辻堂駅ホーム改修工事	14,079,742
126	南アルプス公園線(田代)	2,910,319
127	国道311号線②	10,062,974
128	大沢線	822,015
129	水窪森線(山住)	2,580,729
130	沼津土肥線	10,257,153
131	平成20年1号静岡千代第2高架	3,290,124
132	御園伊豆仁田停車場線(1期)	5,793,629
133	日向林道	2,111,508
134	鮎釣東雲奈春野線	2,251,862
135	知多刈谷線	2,280,971
136	国道163号線	3,338,976
137	新川西部浄化センター	3,663,014
138	能越道稲穂他道路	13,415,185
139	平成20年度1号藤枝バイパス	4,485,119
140	三ツ峰落合線(2期)	6,666,575
141	水窪森線	4,210,920
142	犀川辰巳ダム	7,381,516
143	佐久間浦川半場線2号	4,865,932
144	平成19年度23号豊橋東BP細谷東地区	7,375,457
145	広域農道事業大内工区	2,965,094
146	沼津土肥線	1,078,509
147	三ツ峰落合線	5,446,957
148	知多刈谷線	12,545,344
149	佐久間相月線	494,434

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
150	H21年度国道471号	2,961,000
151	有峰線 第3工区	5,080,892
152	一般国道311号遊木バイパス1期分	20,046,369
153	国道25号線上野跨線橋	4,842,062
154	473号橋梁	419,832
155	揖斐川白鷄改良左岸下流	6,384,003
156	三本松8号	4,133,079
157	東海環状線東員IC橋	30,131,698
158	御園伊豆仁田停車場線(2期)	1,477,328
159	国道41号線災害復旧(富山管内道路維持工事)	11,344,620
160	嬉野美杉線3期	6,263,250
161	国道311号線遊木バイパス	21,437,053
162	平成21年度1号袋井BP三ヶ野地区整備工事	17,252,600
163	御園伊豆仁田停車場	3,506,563
164	一般国道471号道路創造交付金道路改良第3工区工事 (1期)	10,950,966
165	大輪天竜線道路改良工事	5,749,537
166	山のみち交付金林道 有峰線 第1工区(大萩谷)	3,705,919
167	山のみち交付金林道 有峰線 第1工区(ホコラ)開設工事	6,046,099
168	山のみち交付金林道 有峰線 第3工区(小坂森)No.1擁壁	2,285,681
169	国道1号 清見寺IC下りオフランプ	4,389,556
170	第二東名高速道路 掛川舗装工事	7,442,959
171	東海JCT (県道高速名古屋新宝線東海IC北工区・・・)	8,999,139
172	一般国道247号 橋梁整備工事 道路改良工事	3,991,491
173	国道311号線遊木バイパス(NO.475付近)	4,623,732
174	城址公園(歴史・文化ゾーン)施設(その1)工事	1,717,989

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
175	主要地方道 春日揖斐川線	2,167,254
176	豊橋東BP細谷道路建設工事	10,910,544
177	国道1号磐田BP森岡地区	760,436
178	国道471号線	5,006,804
179	国道471号線	2,132,808
180	山のみち交付金林道 有峰線 第3工区開設工事(N0.15)	855,212
181	宇部湾岸道路 藤曲第40工区	1,139,292
182	宇部湾岸道路 藤曲第8工区	4,715,172
183	居組インターチェンジ工事	1,162,350
184	宇部湾岸道路 藤曲第40工区	6,782,737
185	陰地線改良その3工事	1,084,925
186	笠置山添線	2,137,380
187	県道奈比賀川北線	268,800
188	国道170号切替工事	401,940
189	国道369号	2,520,000
190	津ノ井バイパス	1,234,800
191	東谷岩崎線	1,096,620
192	南土山甲賀線	2,918,160
193	居組インターチェンジ工事	10,998,225
194	宇部湾岸道路 藤曲第8工区	19,882,308
195	陰地線改良その3工事	521,413
196	国道369号	1,176,000
197	国道439号	2,663,551
198	津ノ井バイパス	17,287,200
199	東谷岩崎線	447,930

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
200	南砺市道西赤尾小瀬形線	5,963,157
201	高浜原電工事用道路嵩上げ	4,790,015
202	国道369号	323,400
203	国道439号	181,924
204	津ノ井バイパス	23,615,550
205	南砺市道西赤尾小瀬形線	9,177,340
206	国道179号	1,171,989
207	大峰山公園線	4,369,680
208	大野第2高架橋工事	776,818
209	津ノ井バイパス	7,177,275
210	天満矢賀線外2路線道路	3,035,241
211	能越自動車道七分一道路	30,398,501
212	波賀町日ノ原防災	2,939,647
213	舞鶴港湾改修工事	29,190,998
214	国道178号	2,883,732
215	国道179号	8,789,916
216	笹生川第3堰堤工事	2,579,622
217	村道平谷那知合線	5,295,150
218	大滝地区進入路工事	1,496,670
219	大野第2高架橋工事	1,190,019
220	波賀町日ノ原防災	8,577,485
221	舞鶴若狭自動車道	130,657
222	利賀ダム工事用道路	778,339
223	県道勝浦三野線	1,185,030
224	国道179号	3,945,695

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
225	国道471号	2,028,285
226	堺泉北港2区	3,795,750
227	笹生川第3堰堤工事	926,551
228	村道平谷那知合線	2,541,000
229	能越自動車道	12,575,364
230	波賀町日ノ原防災	10,296,428
231	明石香河線	2,029,859
232	利賀ダム工事用道路	7,218,616
233	県道勝浦三野線	5,332,635
234	国道179号(1)	4,687,955
235	国道471号	12,379,605
236	第二京阪(大阪北道路)	55,348,419
237	大久保伊尾木線	1,397,088
238	大滝進入路工事	1,462,440
239	能越自動車道	2,349,996
240	矢坂山配水池耐震補強	1,613,823
241	柳井BP	2,504,880
242	利賀ダム工事用道路	886,300
243	宇部湾岸道路改良工事	6,727,851
244	川津高野線	1,368,150
245	西条久万線	9,556,941
246	市道谷相線地方道路交付金工事	6,755,086
247	花園美里線	5,118,485
248	福田港神懸線	1,200,622
249	JR大阪駅連絡通路	964,925

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
250	基幹勝浦南部二期	233,575
251	国道439号(9工区)	343,658
252	近家改良第一工事	1,137,708
253	町道寺村線	2,722,544
254	妻崎開作小野田線	12,115,372
255	和束井手線	1,822,800
256	H21吉土 神山川島線	1,292,201
257	川津高野線	3,593,625
258	国道425号小規模道路改良工事	3,261,720
259	御坊美山線	1,075,725
260	第2京阪道路	12,271,378
261	高屋天川線中原地区	1,940,400
262	つづら川改良工事	1,202,901
263	和束井手線	1,045,065
264	H21町道横薮線	3,480,970
265	国道168号	604,537
266	国道471号道路改良	5,181,750
267	御坊美山線	48,405
268	市道谷相線	415,800
269	つづら川改良工事	268,569
270	野間川河川海岸維持工事	1,602,307
271	一本松改良工事	3,958,622
272	国道425号	825,300
273	国道436号	11,414,025
274	国道2号姫路西拡幅道路改良工事	7,172,550

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
275	国道425号(19工区)	2,566,200
276	能越道宮ヶ内道路その2工事	22,934,730
277	内尾口直海線	798,393
278	宇部湾岸道路 13工区	2,245,320
279	西広島BP廿日市高架橋	4,957,995
280	能越道稲積他道路工事	10,715,262
281	吉田トンネル工事	6,435,446
282	国道434号付替道路	2,848,324
283	西条久万線	5,724,525
284	つづら川改良工事	2,593,080
285	広河原美山線	1,885,275
286	内尾口直海線	327,442
287	宇部湾岸道路 13工区	10,384,604
288	河川災害復旧工事	2,519,245
289	国道9号池田橋	12,413,520
290	庄田伊野線	11,328,676
291	東急ハーヴェスト有馬工事	5,359,620
292	能越道稲積他道路工事	6,844,690
293	白山公園線	3,185,545
294	吉田トンネル工事	3,217,722
295	加古川バイパス	610,260
296	国道168号今戸	1,708,303
297	国道471号	2,558,099
298	西条久万線	1,364,239
299	つづら川改良工事	1,464,267

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
300	広河原美山線	5,064,150
301	大阪北道路北巢本地区	134,568
302	大峰山公園線	5,759,145
303	国道2号姫路西拡幅道路改良工事	4,955,580
304	国道425号(19工区)	2,829,750
305	西条久万線	2,790,375
306	大和紀伊平野農業整備事業	1,209,600
307	町道大成鳥津線道路改良工事	662,369
308	東急ハーヴェスト有馬工事	2,888,340
309	能越道宮ヶ内道路その2工事	22,133,160
310	白山公園線	2,212,887
311	南千里丘まちづくり事業	2,024,924
312	吉田トンネル工事	16,624,906
313	H21道整備交付金町道泉線	6,525,979
314	宇部湾岸道路改良工事	9,754,668
315	神山川島線	1,550,310
316	西条久万線	6,645,450
317	鶴江鹿籠線(8工区)道路改良	2,350,288
318	奈比賀川北線	1,309,527
319	吉田トンネル工事	31,104,669
320	H21市野瀬改良工事	530,670
321	H21道整備交付金町道泉線	5,958,932
322	宇部湾岸道路改良工事	12,235,953
323	加古川バイパス	610,260
324	吉田トンネル工事	9,772,348

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
325	H21一般国道471号線	7,329,386
326	H21市野瀬改良工事	1,863,330
327	H21徳耕 基幹勝浦南部上2期路床工事	1,152,597
328	宇部湾岸道路改良工事	2,869,020
329	加古川バイパス	4,195,535
330	花園美里線	3,305,661
331	福田港神懸線	612,161
332	龍神十津川線	4,718,700
333	和束井手線	1,045,065
334	大久保伊尾木線	2,598,997
335	国道187号道路改良工事	3,367,980
336	近家改良第一工事	3,795,554
337	町道寺村線	1,441,323
338	松江鹿島美穂関線	1,258,110
339	和束井手線	3,169,687
340	大久保伊尾木線	3,571,928
341	神辺大門線	489,090
342	松江鹿島美穂関線	2,867,129
343	H21年度林道琴南財田3-1号線	10,738,683
344	県道大久保伊尾木線	5,060,699
345	国道434号付替道路	20,268,771
346	国道471号	9,763,110
347	つづら川改良工事	4,195,233
348	国道168号地域連携推進事業	1,813,611
349	国道2号栄橋迂回路橋工事	601,965

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
350	国道434号付替道路	10,777,907
351	つづら川改良工事	2,008,093
352	大峰山公園線	1,431,346
353	国道168号今戸	2,086,709
354	国道168号線	874,650
355	国道2号栄橋迂回路橋工事	976,830
356	国道434号付替道路	1,507,936
357	国道439号	280,245
358	和束井手線	5,300,190
359	X線相互利用実験棟基盤建築工事	3,420,585
360	加古川バイパス	3,661,560
361	川登中村線	1,126,090
362	国道370号改良工事	5,392,380
363	国道439号	449,063
364	西条久万線	4,418,705
365	西条久万線	6,254,877
366	つづら川改良工事	896,773
367	広河原美山線	3,630,900
368	深野北御供田線新設2期工事	25,529,574
369	金沢井波線	2,132,808
370	国道439号(11工区)	2,782,636
371	西条久万線	6,334,713
372	西条久万線	1,861,744
373	十津川道路 滝ランプ	315,000
374	広河原美山線	1,447,950

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
375	深野北御供田線	4,881,744
376	J R大阪駅連絡通路	329,280
377	金沢井波線	6,355,450
378	国道168号地域連携事業	3,938,970
379	国道439号(9工区)	1,791,266
380	国道471号道路改良工事	14,092,470
381	町道寺村線	2,693,908
382	町道横薮線道路改良工事	1,728,545
383	能越道指埼道路	30,166,315
384	深野北御供田線	584,640
385	J R大阪駅連絡通路	8,713,647
386	大峯山公園線	4,582,357
387	国道439号(9工区)	2,068,188
388	国道471号道路改良工事	2,620,485
389	国道55号線大野改良	1,749,804
390	町道大成鳥津線	1,273,387
391	町道寺村線	5,247,872
392	妻崎開作小野田線	1,746,360
393	深野北御供田線	724,983
394	木津平城線	1,494,884
395	妻崎開作小野田線	12,115,372
396	国道370号改良工事	606,900
397	国道439号(9工区)	343,658
398	西条久万線	7,235,571
399	国道425号道路改良工事	1,778,490

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
400	小松停車場線	6,993,000
401	国道187号道路改良工事	3,367,980
402	県道中津公園線	3,250,099
403	神辺大門線	489,090
404	能越道稲積道路その5	2,089,567
405	鴻池水みらいセンター場内整備工事(その6)	8,323,402
406	国道179号(4)	12,501,215
407	堺泉北港堺2区	1,660,050
408	能越道宮ヶ内道路その2(A2)工事	14,843,224
409	奥地林道平城線(1号箇所)災害復旧工事	1,912,911
410	一般県道諫早多良岳線道路改良工事	13,121,640
411	伊都区画道路10-6外道路築造工事	2,808,162
412	(台風4号災)奥地林道平城線(0号・1号箇所)災害復旧工事	1,767,409
413	国道218号殿上工区交通安全工事	220,500
414	国道218号殿上工区交通安全工事	9,364,632
415	浜の瀬ダム付替え道路(2工区-3)	12,882,174
416	田尻跨線橋東側取付道路改良工事	17,811,885
417	田迎木原線 道路改良工事	7,528,290
418	国道326号改良工事(終点側)	213,963
419	通路橋橋梁整備工事(下部工A2現橋撤去)	4,513,502
420	那覇北中線道路改良工事	1,804,658
421	田尻跨線橋西側取付道路改良工事	27,549,585
422	直方水巻線	8,792,278
423	伊都区画道路6-21外道路築造工事	1,106,070
424	平成20年度糸満地区(その2)工事	24,759,698

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
425	伊都区画道路6-9外道路築造工事	3,828,615
426	志賀島環状線	1,726,935
427	浜の瀬ダム津付替道路2-2	918,309
428	伊都区画道路6-8外道路築造工事	2,277,964
429	一般県道諫早多良岳線道路改良(1工区)	2,822,400
430	古閑跨線橋西側取付道路改良工事	20,953,380
431	古閑跨線橋東側取付道路改良工事	22,549,380
432	通路橋橋梁整備工事2A	4,312,276
433	H20年度交付建設第1-25-2号県道向山日之影線上小原工区道路改良工事その2	4,835,775
434	小稲灘改良工事(1工区)	3,822,000
435	飯塚庄内田川バイパス(下三緒改良)	33,149,655
436	小稲灘改良工事(2工区)	924,735
437	那覇北中城線災害防除工事	1,750,875
438	浜ノ瀬ダム付替市道(2-2工区)工事	3,485,475
439	堅粕第一ポンプ場耐震補強工事	2,154,600
440	直方我孫子線1期工事	2,667,787
441	小串郷地区道路改良工事	1,627,878
442	直方水巻線道路改築	5,833,485
443	浦上川橋下部工工事	3,854,340
444	城山橋橋梁下部工工事	4,254,272
445	通路橋橋梁整備工事(続き工事)	2,637,159
446	天草切支丹館整備計画	9,895,087
447	平成21年度連携国道第4-1-1-3号国道327号岩屋戸工区道路改良工事	11,437,649
448	小竹颯田線	838,429
449	佐賀34号湊地区改築工事	8,105,368

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
450	直方水巻線道路改築	8,070,195
451	東郷西都線矢櫃工区改良工事	8,327,970
452	東郷西都線矢櫃工区改良工事	6,621,090
453	県道上椎葉湯前線不土野工区道路改良工事その1	13,962,784
454	県道上椎葉湯前線不土野工区道路改良工事その2	2,722,286
455	浦田学料地区2号	1,368,570
456	乙畠口地区海岸保全事業第1号工事	526,333
457	福岡3号皇后崎地区改良工事	16,467,273
458	市道主師線道路改良工事	16,609,050
459	国道218号栳木工区道路改良工事	1,455,945
460	平成22年恩納交差点工事	5,548,819
461	県道安谷赤谷線道路拡幅工事(1工区)	3,532,136
462	小稲灘線道路改良(1工区)	5,549,775
463	第1-33-3号一般国道388号矢立工区道路改良工事	8,778,441
464	新延植木線地区 六田川橋	2,037,000
465	渡嘉敷川(くみみ橋)橋梁工事	1,040,235
466	桑江15号線道路改良工事(第1期)	2,574,180
467	国道323号道路(小副川)整備交付金工事	9,537,242
468	東郷西都線矢櫃工区改良工事(6号擁壁)	1,663,987
469	磯辺小橋・赤下橋橋梁補修工事(H22-1)	1,211,595
470	国道388号矢立工区道路改良工事	6,920,542
471	東郷西都線矢櫃工区改良工事(4号擁壁)	5,558,227
472	特定離島ふるさとおこし推進事業内川内地区集落道整備(22の1)	983,871
473	須崎町土地区画整理地内道路築造及整地	1,391,565
474	東郷西都線矢櫃工区改良工事(7号擁壁)	2,953,125

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
475	南部国道道路維持修繕（その2）工事	990,255
476	上ノ山谷川管理用道路	712,530
477	東郷西都線矢櫃工区改良工事(4号擁壁)	3,992,518
478	東郷西都線矢櫃工区改良工事(7号擁壁)	3,141,337
479	県道宮田遠賀線道路新設（2工区）	1,934,887
480	東郷西都線矢櫃工区改良工事(4号擁壁)	1,152,480
481	浜の瀬ダム付替え道路2-2	7,610,925
482	H19年台風4号災林道施設災害復旧工事奥地林道下渡川・日の平線（3号箇所）災害復旧工事	3,763,207
483	上ノ山谷山管理用道路工事	600,705
484	小稲灘線道路改良（2工区）	3,697,575
485	湛水防除事業 入沼2期地区 付帯橋梁工事	3,553,651
486	国道248号拡幅工事	585,900
487	三好根浦地区	2,580,731
488	篠原橋	9,731,694
	合計	3,809,495,742

課徴金対象物件一覧（被審人積水化成品北海道）

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
1	鉄工団地通道路改良工事	5,030,316
2	一般国道38号昭和西改良工事	18,807,810
3	公共下水道工事	1,122,030
4	道央圏連絡道蕨岱南29線道路改良工事	53,723,040
5	月寒ラクビー場サイドスタンド改修工事	16,511,699
6	一般国道38号北園改良工事	28,957,530
7	日高自動車道沙流川橋下部工事	11,829,825
8	鉄工団地通道路改良工事	15,089,130
9	天人峡道路天津橋上部工架設工事	2,848,440
10	旭川開発建設部内鉄塔基礎改修工事	2,372,370
11	一般国道393号朝里川温泉中央帯設置工事	5,699,820
12	基線第7線道路改良工事	467,775
	合計	162,459,785

課徴金対象物件一覧（被審人ジェイエスピー）

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
1	西旭地区一般農道改良工事	9,929,325
2	浜中西上泊線礼文町道路改良工事	1,103,550
3	列々布北支線3号線（琴似栄一丘珠村）道路改良工	191,492,830
4	一般国道40号名寄市ペンケ改良工事	1,854,835
5	道央圏連絡道路当別町蕨岱29号線改良工事	2,506,770
6	一般国道274号鹿追町中瓜幕路肩拡幅工事	2,920,312
7	蘭越ニセコ倶知安町交付金雪他工事	342,930
8	R334号斜里町日の出改良外一連工事	127,353,074
9	栗沢工業団地線志文地区	195,510
10	稚咲内豊富線	10,240,650
11	簾舞小学校裏通路簾舞通行屋橋架替え工事	3,458,773
12	R334号斜里町ウトロ西改良外一連工事	28,789,740
13	一般国道334号斜里町知布別改良	25,654,860
14	富川南16号線道路改良	7,528,038
15	大観山公園線	4,683,735
16	札幌夕張線	787,500
17	ペシ岬歩道橋改修工事	647,220
18	一般国道44号釧路町別保西改良	760,200
19	R5号八雲長沿川（山越災害）復旧工事	2,443,140
20	栗沢工業団地大和線交付金313公安工事	4,194,263
21	北関東自動車道壬生パーキングエリア工事	2,906,397
22	吾妻電力バイオマス工事	6,178,886
23	R4号後平地区歩道設置工事	11,635,341

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
24	農免農道整備工事（栃尾地区入塩川工区）	12,310,232
25	R4号向平地区歩道設置工事	6,089,309
26	穴川犢橋線	12,168,345
27	松川大鹿線1工区	1,987,230
28	都道日原鍾乳洞線	1,540,035
29	地方特定道路(街路)整備工事(歩道整備工)(右岸)	11,593,299
30	広域営農団地農道整備(県北東部二期地区)	6,236,460
31	H18年度・利根川橋右岸舗装改良工事	20,184,074
32	上尾道路浅間川函渠その2	1,468,217
33	県営農村振興総合事業 横野地区集落道4号	12,017,711
34	一般県道下久屋渋川線	11,258,200
35	J R 八王子駅南口支障移転工事	498,750
36	穴川犢橋町線外道路改良工事	19,937,085
37	地方道路交付金(改築)整備工事・中瀬普濟寺線	2,569,488
38	地方特定道路(街路)整備工事(歩道整備工)(左岸)	15,325,745
39	秋田本荘大内線	14,110,432
40	鶴見駅西口歩道橋改修工事	496,650
41	扁盃川外通常砂防工事	543,270
42	R47号富沢地区歩道工事	15,227,584
43	幹線5号第9次工事(別山川)	664,650
44	利根川橋右岸舗装改良工事	30,373,153
45	林道青木輪久原線	1,318,590
46	小山海味線	16,843,234
47	H20二瀬区擁壁工事	13,365,240

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
48	北区浮間橋脇歩道整備工事	9,309,256
49	(国)354号高崎玉村バイパス	10,740,076
50	H21年度道整備交付金(広域農道)榛南2期地区開設工事	13,451,710
51	H.21年度河川再生工事その2(蒔田公園)	12,010,215
52	都市計画道路 中山北山田線(右岸)	1,977,818
53	都市計画道路 中山北山田線(左岸)	5,220,190
54	上鶴間さつき台公園補修工事	2,881,642
55	H21谷沢川貯砂ダム補強土壁等設置工事(品木ダム)	10,308,356
56	町道白鷺線	3,024,757
57	国道120号単独道路維持修繕事業	8,171,963
58	小山海味線1・2工区	6,316,824
59	H.21年度 街路整備工事(県単)その12園6合併	8,617,980
60	村道井岡上池線道路改良工事	5,954,984
61	岩木川流域下水道平川水管橋 耐震補強工事	2,719,605
62	町道11065号線道路改良	1,452,699
63	圏央道つくばIC改良工事	985,320
64	県道梁川猿橋線	3,253,696
65	国補道橋第21-03-030-Z-001号道路改良	412,748
66	曾郷橋第6次工事	2,816,940
67	主要県道光上関線2工区	3,891,299
68	道路改良工事(押込苗代線)	6,294,381
69	市道嘉久神村線	5,614,875
70	米里管渠新設(1-2工区)工事	78,214
71	油谷港線1工区	576,555

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
72	町道三津田大畑線	7,793,908
73	町道三津田大畑線	169,785
74	油谷港線1工区	15,486,977
75	押込苗代線	5,749,516
76	広島中島線	613,725
77	野間川ダム河川開発事業	50,367,425
78	押込苗代線	2,749,740
79	野間川ダム河川開発事業	32,882,702
80	吉野川北岸工業用水路	3,832,458
81	段原ポンプ場敷地整備工事	14,620,431
82	国道1号出屋敷地区	3,183,959
83	国道482号交通安全歩行者道設置工事	3,309,152
84	川崎工事用道路	1,756,335
85	国道482号交通安全歩行者道設置工事	2,587,961
86	国道9号朝山視距改良朝倉工区工事	3,425,205
87	一般県道油谷港線道路改良工事1工区	25,989,694
88	生穂育波線	1,771,945
89	中央砥用線災害復旧	5,136,491
90	道広大南野津6号橋A1橋台	4,649,820
91	沖端漁港広域漁港整備	4,541,040
92	富清掛樋線	4,895,436
93	跡次三日ノ浦線	67,935,157
94	栄上為石線1工区	10,775,625
95	林道長畑線	2,927,636

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
96	深堀三和線2工区	2,233,140
97	栄上為石線2工区	6,984,978
98	猪野八重工事用道路	3,526,564
99	寺山6号工事用道路	13,598,592
100	瀬戸福良線	5,966,436
101	国道200号道改	1,805,580
102	本浦地区災害復旧	5,044,577
103	直方水巻線1期走行	8,988,472
104	雲仙千々石線2号	15,037,506
105	玉ノ浦大宝線道改(4工区)	10,640,175
106	栄上為石線	382,410
107	雲仙千々石線1号	13,069,845
108	国道448号船間工区	359,299
109	直方水巻線完成形	3,912,310
110	野母宿線	5,832,697
111	久留米建屋防振	2,443,350
112	鳳来兵戸線災害復旧	3,041,107
113	諫早湾干拓堤防道路	2,265,270
114	国道322号歩道設置	660,765
115	有川新魚目線	20,810,054
116	下恵良九重線	10,025,541
117	神子地区1工区	31,129,437
118	内原大谷線一期	19,609,590
119	神子地区2工区	8,058,801

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
120	深堀三和線	55,604,113
121	黒崎バイパス(福岡3号前田地区改良)	5,271,414
122	佐世保日野松浦線	1,244,145
123	博多駅ビル新築工事	115,920
124	大里森山肥前長田停車場線	4,022,287
125	鶴崎駅前松岡線	4,188,764
126	市道田野高串線道改	3,716,158
127	国道212号(6号災害防除)	1,799,332
128	黒田古町線	879,060
129	宮田遠賀線7工区	8,010,555
130	市道高校線	2,068,290
131	瀬戸福良線	3,259,410
132	菊池人吉線	3,301,013
133	健康センター線	2,465,484
	合計	1,370,341,529

課徴金対象物件一覧(被審人カネカケンテック)

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
1	平成22年度 県単道改 第20-03-155-0-001号 取付道路改良工事 (上高橋 3期工事)	2,919,630
2	町道実川線	891,660
3	国道328号登尾工区2号7工区	1,868,013
4	大谷場高木線その2 (さいたま東村山線)	4,389,519
5	山梨・市川三郷身延線 (JR施工区間)	7,452,374
6	平成21年度国補河川災害復旧助成工事 天白橋 (天竜川釜口水門天白橋)	2,514,603
7	3・3・1当別大通交付金 (取付道路) 工事外	316,470
8	菊池浄化センター	1,134,000
9	丸山団地建替工事の内5号道路整備工事	235,567
10	大峯双葉線2工区	2,836,575
11	南富良野線金山橋補修外一連工事	3,390,345
12	八女香春線	1,315,440
13	小網地区改良2工事	6,533,888
14	町道1-6号線道路改良工事	1,279,950
15	穂別インター線特改1種工事 (道州)	6,209,280
16	甲佐小川線12-1工区	16,568,646
17	平成22年度 県単道改 第21-04-027-0-001号 取付道路改良工事 (上高橋 4期工事)	1,676,283
18	穂別インター線交付金524 (雪) 工事2工区	20,759,287
19	国道353号改良工事	2,716,350
20	日生野隈府線その4工事	10,593,734
21	林道井川雨畑線改良工事	1,975,680
22	福岡3号両谷川	6,810,615
23	富山高岡線	1,784,645
24	国道10号古国府拡張	170,100

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
25	国道443号3工区	1,656,576
26	岩野黒木線その1（荒川建設）	6,585,285
27	国道442号日向神二工区	9,270,669
28	日立駅前東口交通広場新設（その1）工事	141,750
29	船岡千妻線	6,153,788
30	国道442号日向神一工区	5,763,744
31	長勿線4工区	1,891,313
32	日生野隈府線その5工事	2,906,067
33	国道169号	5,148,990
34	旧亀山城多聞櫓石垣修復工事	629,842
35	岩野黒木線その2（小川建設）	1,748,145
36	国道163号	4,213,125
37	五十里深見線地方道改築3類工事（その1工事）	913,920
38	上椎葉湯前線	993,825
39	清水地区第2工区	326,865
40	市道高浜本線	1,480,185
41	国道388号1号擁壁	9,168,075
42	加古川バイパス明石西	9,292,923
43	上狛城陽線	5,870,022
44	平成21年度地域活力基盤創造交付金（交通安全）工事 国道141号南牧村市場坂2工区（最終工区）	3,056,130
45	平成22年度市道戸隠東線	2,205,000
46	国道439号	5,028,660
47	付替県道18号橋下部その他工事	10,326,188
48	百枝浅瀬野津原線	6,056,820
49	望月寒川広域河川改修工事2工区	190,312

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
50	OEM国道388号2号擁壁	8,853,075
51	ハタチガ沢林道改良工事	1,361,220
52	平成21年度地域活力基盤創造交付金事業(町道麻生小平線)	878,010
53	月形幌向線交安(自歩道)(特)工事(補正)	338,100
54	南日裏坪内線	3,414,366
55	一般国道40号稚内市薫橋外一連工事	14,631,750
56	向町1号線	2,046,870
57	長到線1工区その3	3,421,690
58	猪伏西谷線	14,735,386
59	国道498号	3,910,937
60	首都圏中央連絡自動車道 圏央厚木インターチェンジ	2,063,523
61	275kV駿河東清水線(仮説道路)	1,690,500
62	福知山道路 野家改良工事(2期工事)	8,706,600
63	奥尻島線(B-42)改築工事(無緑島)(翌債)	426,300
64	上泉地区改良工事その2工事(大正用水路)	51,489,396
65	矢賀大洲線	411,180
66	屋久島公園安房線	551,670
67	五十里深見線地方道改築3類工事(その2工事)	2,859,885
68	穂別インター線特改1種工事(道州)その2(繰越)	5,898,375
69	元村恵山線特改1種工事	7,104,195
70	国道443号2工区	7,045,596
	合計	349,199,497

課徴金対象物件一覧（被審人カネカフォームプラスックス）

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
1	深角日之影線	558,705
2	日田鹿本線	377,580
3	ひむか神話街道	940,527
4	小樽定山溪線災害復旧工事(全応急)	1,474,200
5	新田線外1路線道路改良工事	651,420
6	山北川取付道路・排水樋管・ボックス橋工事(無名川)	8,793,370
7	国地改第12-1-1号(R353号)	2,471,700
8	東雁来連絡線道路改良工事	1,105,650
9	新ひだか町静内地区下水道事業	1,705,200
10	扇沢大町線(1)工区	2,725,800
11	昭園三階滝線改良舗装工事	5,482,785
12	熱海港海岸 渚堤防改良工事	731,850
13	一般国道231号石狩市濃昼改良工事	7,562,100
14	鶴田大口線	24,299,573
15	日光橋右岸	4,579,680
16	国道122号線	567,000
17	山北川取付道路・橋梁下部工事	12,197,895
18	新川8号橋	4,256,175
19	有川跨線橋建設工事	8,916,075
20	国道23号蒲郡バイパス芦谷建設工事	721,350
21	中川環状線道路改良工事1工区	12,989,445
22	中川環状線道路改良工事2工区	8,637,510
23	3・4・1駅前中央通開運橋架換工事	279,300
24	(5-7)霧立小平線改築工事1工区	2,521,260

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
25	扇沢大町線 (2) 工区	1,311,660
26	里見丸山線	1,001,280
27	3.4.193雁穂みのり通道路改良工事	40,755,435
28	3・4・15号里見丸山線	2,192,190
29	扇沢大町線 (3) 工区	1,395,030
30	国道173号3工区	1,444,275
31	国道438号	3,085,845
32	平成18年度三遠南信東黒田道路建設工事	730,800
33	長野黒岩線	1,952,055
34	江別恵庭線交通施設(自歩道)工事	368,550
35	東九州道鏡洲地区	2,589,563
36	市道大滝幹線4号改築工事 (2期工事)	10,137,645
37	大分国道388号	503,055
38	平成19年度ふるさと農道緊急整備事業	6,072,150
39	瑞穂大橋下部工事 その2	3,389,452
40	清水地区第1工区下水道新設工事	1,122,660
41	清水地区第2工区下水道新設工事	1,150,380
42	一般国道453号壮瞥町上久保内災害防除工事	5,996,025
43	折宇渡剪字線	1,186,920
44	地藏峠バイパス18-13工区	10,285,170
45	国道370号紀美野	1,873,200
46	(主) 信濃信州新線小川村穴尾	6,434,085
47	弁天小橋	4,747,103
48	一般国道12号岩見沢市上幌向歩道補修工事	4,504,080
49	網代鳥越線	5,925,465

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
50	当別大通道路改良工事その3	1,351,350
51	別府湯布院線	384,930
52	国道442号野津原	4,618,562
53	鞠智城	2,258,025
54	屋久島A1・A2橋台	6,773,802
55	宮崎北郷線	5,278,875
56	(主) 飯田富山佐久間線秦阜村～阿南町中尾～南宮	6,506,325
57	地(交)49豊富遠別線交安工事	2,429,700
58	西条久万線災害復旧工事	2,059,890
59	国道2号福富西	9,043,650
60	地先道路築造工事(世田谷擁壁)	389,970
61	苫小牧川遊砂地付替道路工事	9,361,800
62	国道439号	8,660,400
63	平成19年度戸隠東	8,147,895
64	野母崎宿線	2,329,740
65	和光開水路	8,571,624
66	真脇遺跡史跡整備事業真脇川暗渠工事	3,969,000
67	九州横断道太田川橋	23,523,896
68	国道480号杉野原	2,086,455
69	鹿庭奥山線	5,969,460
70	天竜小高山線道路災害復旧工事	3,178,875
71	萩津和野線	6,058,672
72	小国2工区その3工事	5,203,380
73	葵市道第32号郷島1号線外1道路改良工事	482,790
74	清水地区第3工区下水道新設工事	443,520

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
75	岩見沢石狩線外局改（一般局改）（道債）工事	607,267
76	嬉野美杉線	2,824,500
77	岩見沢月形線外局改（一般局改）（道債）工事	635,512
78	綾瀬川（小菅1丁目地区）根固工事	24,749,644
79	七色峡（A工区）	3,214,785
80	中信平頭首工	1,486,380
81	西宮の沢新発寒立体交差新設工事	521,850
82	大島公園動物園再整備事業	594,825
83	平成19年度国補特殊改良工事 （国）256号清内路村上清～黒川橋3工区	4,345,740
84	国中バイパス	29,477,466
85	町道知内川沿線交通安全施設工事その1	3,668,700
86	別府山香線 市道側（地交橋石荷戸2号線道路整備工事）	9,161,145
87	平成19年度国補特殊改良工事 （国）256号清内路村上清～黒川橋2工区	5,089,615
88	平成19年度国補交通安全施設等整備（国）工事 国道141号南牧村市場坂（1）	59,637,367
89	東4南線歩道造成工事（第1工区）	1,774,080
90	県単道路改良工事	1,132,950
91	落合庄内線道路補修工事	126,000
92	芦川阿沙流線道路補修工事	780,045
93	地方道路交付金工事（盛土工）一般県道 旭笹川線	6,213,375
94	県道51号（町田厚木線）	1,812,037
95	東雁来連絡線道路改良工事	1,796,760
96	一般国道274号清水町上川橋上部拡幅工事	1,650,600
97	古平神恵内線地方特定工事	6,129,900
98	扇沢大町線大町市水平橋下	3,084,375
99	静内浦河線交付金B（改築）（歌笛）工事	7,854,000

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
100	成仏杵築線 1 工区	5,748,225
101	栗沢工業団地大和線交付金交安工事	14,742,000
102	成仏杵築線 2 工区	7,578,375
103	甲佐小川線	12,035,996
104	当別公共下水道雨水管渠布設工事 (第5排水区)	3,313,737
105	折宇渡剪宇線	3,485,475
106	仁保地区黄金橋	8,962,800
107	当別公共下水道雨水管渠布設工事 (第5排水区)	1,590,120
108	平成19年度国補特殊改良工事 (国) 256号清内路村上清～黒川橋1工区	4,740,540
109	新入魚見桜ヶ丘線	4,522,718
110	松永1号雨水	461,160
111	国道480号かつらぎ	6,788,565
112	北吸森線	23,849,310
113	今金公共下水道 (雨水) 新設工事	323,610
114	清水地区第2工区下水道新設工事	594,300
115	清水地区第3工区下水道新設工事	345,187
116	一般国道230号喜茂別町中央分離帯設置工事	161,280
117	清水地区第4工区下水道新設工事	455,647
118	九州横断道城ノ尾地区	17,125,106
119	(主) 信濃信州新線小川村穴尾	3,050,145
120	国道480号杉野原	2,579,640
121	屋久島公園安房線	6,714,435
122	野母崎宿線	9,937,358
123	萩津和野線	8,627,262
124	平成20年度(-) 静浦港葦山停車場線緊急地方道 交通安全施設工事 (道路改良工)	9,541,602

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
125	国道402号線道路改良工事	2,935,800
126	国道56号窪川	1,664,775
127	清水地区第1工区下水道新設工事	1,456,034
128	平成20年度国補交通安全事業地区一括統合工事（141号市場坂）	20,099,625
129	佐世保市道上原台	2,509,973
130	綾瀬川水戸橋架替工事に伴う左岸鏡台設置工事	40,337,062
131	国道14号	626,220
132	新天ヶ瀬阿蘇線	6,916,036
133	仲宗根運天線	13,397,213
134	山田暗渠	13,251,407
135	日光市いろは坂 その1	1,675,800
136	マリンピア	3,183,025
137	3・4・193雁穂みのり通道路新設工事	29,084,527
138	一般国道232号天塩町天塩改良工事	6,128,640
139	井原山谷川線	3,079,860
140	文珠砂川線交付金345交安工事外	1,540,875
141	県単橋架 道路改良工事（上高橋）／大阪建鋼	13,628,789
142	県単橋架 道路改良工事（上高橋）／菊池土建	13,328,279
143	下手稲通幹線新設工事その3	111,510
144	第2東名福長東工事	17,305,932
145	根尾川大橋橋台工事	2,418,255
146	国道353号地域自立活性化（国道本線）道路改築工事	3,431,400
147	国道439号線	14,877,009
148	穴吹塩江線	740,670
149	3・3・1当別大通2種改築工事	2,412,480

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
150	山崎改良（その9）他工事	5,468,400
151	国道19号棧	1,228,500
152	揖斐川地蔵波返工	3,453,555
153	平成20年度 道整備交付金事業 (市)籠山高誉線道路改良工事	5,853,435
154	川向中通線橋梁新設工事	19,460,152
155	川向中通線道路改良工事	37,137,045
156	倶多楽湖公園線道路改良工事	14,029,050
157	国道388号	22,275,645
158	3・3・1当別大通2種改築工事	10,043,542
159	平成20年度戸隠東	9,523,815
160	国道173号1・2工区	34,411,860
161	仁倉端野線特改工事2工区	32,070,146
162	郷島1号道路改良工事	2,688,525
163	平成20年度（主）飯田富山佐久間線泰阜村	9,557,835
164	岐阜関が原線三水川橋花田橋	9,313,710
165	3・2・4臨港線1種改築工事外	3,336,007
166	垂水大崎線	19,509,578
167	国道445号	799,996
168	市道宮津留線	14,040,390
169	国道498号	895,178
170	小杉駅南水辺空間整備事業 施設整備（その4）工事	1,296,750
171	平成20年度緊急地方道路整備工事県単（その1） 県道520号	3,519,420
172	平成20年度水窪白倉川線道路改良工事	1,517,355
173	三木三田線	395,010
174	福田川野島橋	4,250,464

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
175	恵庭岳公園線外局改（一般局改）（道債）工事	718,200
176	流山浄水場	1,940,400
177	主要地方道富江岐宿線	3,516,975
178	主要地方道松任宇ノ気線緊急地方道路整備工事 (取付道路工)	3,930,870
179	国道388号4号	24,362,310
180	一般国道275号当別町蕨岱東工事	5,514,075
181	松浜橋上流橋名目所地区改良その4工事	34,189,994
182	東九州道丸市地区	953,715
183	流山浄水場	351,225
184	一般国道274号清水町上川橋拡幅工事	2,280,600
185	木曾岬弥富線新緑風橋	15,148,077
186	国道353号線地域自立活性化国道改築工事	4,298,280
187	東九州道地下地区	6,649,650
188	主要地方道新潟大外環状線嘉山橋取付道路工事	18,916,432
189	国道217号佐伯弥生バイパス	14,435,768
190	相川北2号線凍雪害防止工事	662,445
191	上関町道	6,974,416
192	海川出原線	2,831,588
193	上春別福島線桜橋補修工事	1,356,600
194	一般道道富良野上川線美瑛町俵真布舗装工事	950,250
195	阪神高速湊川JCT	37,349,062
196	町道泉川地区第1地区第2東3号線1号橋補修工事	1,468,162
197	(主)豊野南志賀公園線上高井郡高山村温泉（山田牧場下）	8,817,900
198	都市計画道路特殊街路葛飾歩行者専用道路第1号 (正式物件名：新小岩駅北口整備に伴う上屋基礎新設他)	5,859,000
199	東九州自動車道新富南工事	286,650

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
200	長岡西山線	7,536,270
201	長崎南環状線道路改良工事	9,495,360
202	1号藤枝バイパス下部工事	6,878,655
203	久喜・白岡JC工事	587,664
204	桜井明日香吉野線	2,113,650
205	国道353号線地域自立活性化国道改築工事	1,365,000
206	南本宿調整所資機材搬入用スロープ設置工事	7,514,231
207	農第10号 林道入山線改良工事 (1-8号箇所)	5,298,891
208	三遠南信20号橋工事用道路 (2工区)	249,900
209	ため池日進第2工区	1,856,925
210	恵庭栗山線交付金6改築 (橋梁工) 工事	7,338,450
211	20国補緊道001号街路改良工事 (若松 行里川線)	1,244,250
212	(主)豊野南志賀公園線上高井郡高山村温泉 (山田牧場下) 追加納入分	935,550
213	国道163号木津川	3,033,450
214	芳養清川線	927,465
215	三遠南信20号橋工事用道路 (1工区)	2,303,700
216	当別公共下水道雨水管渠敷設工事 (第5排水)	5,383,035
217	川下線道路整備工事	23,582,211
218	国道445号地域連携推進改築	799,996
219	北檜山大成線 (B-149) 改築工事 (路盤工)	5,840,100
220	和知ハチ北線	4,912,733
221	安平町早来道路補修工事	3,041,640
222	久美浜分署	6,008,940
223	国道499号道路改良工事	7,564,864
224	国道480号杉野原	2,114,490

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
225	国道30号	2,145,340
226	国道370号	2,250,780
227	大峯双葉線 (B-152) 改築工事	17,157,840
228	野母崎宿線	2,695,245
229	一般国道453号恵庭市盤尻中央分離帯設置工事	55,312,633
230	烈々布幹線道路改良工事	815,062
231	甲佐小川線10-1工区	6,850,001
232	富山高岡線	257,468
233	県単橋架 第20-03-415-0-002号 取付道路改良工事 (上高橋)	10,879,995
234	米谷道路改良工事A2橋台	29,838,110
235	米谷道路改良工事A1橋台	1,009,470
236	豊富遠別線局改工事	6,782,475
237	国道353号線地域自立活性化国道改築工事	5,614,875
238	県道51号 町田厚木線	1,103,550
239	吾味椎野線	9,184,455
240	平成21年度岡穂平栗島線改良工事	697,200
241	国道499号	11,626,338
242	153号伊南バイパス本郷道路建設工事	2,582,370
243	中央環状線	8,882,055
244	平城京跡	36,299,912
245	東彼杵地区歩道整備工事	3,427,516
246	県単橋架 第20-03-415-0-003号 取付道路改良工事 (上高橋)	16,768,080
247	一般国道39号当麻町当麻舗装修繕工事	7,726,425
248	国道205号大崎公園入口	3,166,958
249	川向中通線橋梁新設工事	29,309,112

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
250	平成21年度緊急地方道路整備工事 県単 (県道520号 吉野上野原線)	2,078,265
251	清水地区第1工区下水道新設工事	349,020
252	国道169号	5,386,815
253	東九州道森崎地区	661,448
254	屋久島公園安房線	6,714,435
255	熊本57号坂ノ上地区改良工事	8,676,360
256	函館市恵望橋補修外一連工事	1,360,800
257	一般国道38号釧路市鶴野西改良工事	12,195,750
258	平成21年度町道1-6号線道路改良工事	10,637,025
259	瀬戸牛橋歩道橋下部外一連工事	5,754,535
260	川原川通常砂防流路工4工区	929,355
261	熊本57号馬立地区改良工事	14,553,000
262	加古川B P明石西1工区	1,727,566
263	南千里丘	3,185,700
264	長崎南環状線道路改良4号	6,381,845
265	国道388号3号	7,519,470
266	穂別インター線交付金(雪)工事2工区	8,449,350
267	(市)奈良野下平川線築造工事 その3	12,414,465
268	甲佐小川線10-2工区	5,813,169
269	大島阿島線	3,116,400
270	三谷線	1,545,600
271	国道445号14号A1、A2橋台	5,109,930
272	三本松甲佐線	2,202,009
273	市道上田橋下堀線	947,100
274	俱多楽湖公園線道路改良工事(擁壁工)	55,771,747

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
275	3・3・1当別大通2種改築（取付道路）工事	14,106,319
276	一般国道229号共和町鎧橋仮道工事	7,771,050
277	胡屋コミュニティー広場公園施設整工事	822,150
278	国道8号剣野道路工事	11,627,012
279	大峯双葉線災害防除工事	15,745,800
280	国道445号2工区6号	16,939,020
281	山梨・箱原舗道設置工事	5,386,496
282	3・2・4臨港線1種改築工事外	8,104,950
283	国道325号	3,571,943
284	円山川岩井地区	6,630,435
285	信濃川大橋補修工事	4,585,770
286	日立駅前交通広場	3,383,520
287	新港横戸町線京成工区擁壁外築造工事（その2）	5,295,150
288	一般国道40号稚内市更喜苫内改良工事	11,469,150
289	一般国道402号新川大橋PC上部工工事	2,524,410
290	国道445号2工区7号（103工事）	7,503,983
291	安威川ダム	12,866,431
292	日田鹿本線（前津江）	4,784,247
293	甲府中央右左口線 道路改良工事 （中央市 極楽寺 地内）	2,640,435
294	一般国道232号留萌市東雲跨線橋補修	2,266,950
295	望月寒川広域河川改修工事	105,000
296	戸ノ谷第二堰堤工事	2,087,400
297	平成21年度 市道戸隠東線	20,215,125
298	白根1-440号線道路改良（その2）工事	16,462,425
299	主要地方道 大江西川線	6,156,094

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
300	一般国道230号喜茂別町上川改良工事	202,125
301	境川橋下部工	3,529,575
302	平取穂別線特対（きめ細）局改（一般）工事	3,630,900
303	名張青山線	1,668,450
304	三ヶ日只木線	1,941,503
305	国道163号	4,591,125
306	奈良加茂線	4,513,320
307	林道入山線1-12号	7,295,274
308	上ノ谷川管理用道路	479,745
309	江差木古内線（B-24）改築工事（繰越）	4,601,100
310	一般国道122号蓮田岩槻バイパス	656,040
311	3・2・4臨港線1種改築工事外	525,525
312	県道上椎葉湯前線	73,500
313	十日町塩沢線	1,854,825
314	八朗川6号擁壁	3,560,876
315	長府前田線	2,179,984
316	山梨・市川三郷身延線（山梨県工区間）	14,868,788
317	樋戸野橋	669,165
318	綾瀬川水戸橋架替工事に伴う右岸取付道路工事	17,107,293
319	農第9号林道入山線改良工事	2,897,440
320	国道266号久玉地区	5,337,759
321	矢賀大洲線	2,222,220
322	千種中学校	5,605,346
323	3・4・110中道四稜郭通道路改良工事	441,000
324	3・4・110中道四稜郭通道路舗装工事	161,700

通し番号	工事件名	実行期間における売上額 (単位：円)
325	小川穴井迫線	2,329,898
326	平成21年度地域活力基盤創造交付金（交通安全）工事 国道141号南牧村市場坂2工区（D-20追加）	3,109,050
327	平成21年度地域活力基盤創造交付金（交通安全）工事 国道141号南牧村市場坂2工区	26,086,512
328	一般国道453号恵庭市盤尻中央分離帯設置工事	12,128,224
329	雨竜旭川線交付金（改築）工事	1,425,900
330	3・4・110中道四稜郭通道路改良工事	11,614,994
331	川向中通線道路改良工事	10,619,490
332	栗沢工業団地大和線交付金312交安工事	7,626,150
333	平成21年度道路災害防除工事（県単） 県道710号（神縄神山）大井松田物件	9,386,265
334	阿智村清内路バイパス （国道256号線 長野県下伊那郡清内路村上清～黒川橋）	1,470,630
335	一般国道38号釧路市鶴野改良工事	14,114,100
336	町道上春別福島線第1号橋補修工事	1,129,537
337	日田鹿本線	17,821,900
338	3・2・4臨港線交付金工事	44,013,060
339	国道328号登尾6工区	584,913
340	国道178号伊根町	5,644,590
341	中部横断道路御影改良2工事	2,487,240
342	若竹Bo11（地盤改良工事）	5,555,550
343	大峯双葉線（B-56）改築工事1工区	1,375,500
344	（市）奈良野下平川線橋梁上部工架設工事	5,385,450
345	国道56号	3,748,080
346	上越火力発電所第1期工事	27,320,497
347	交付土地改第3-44道路改良	5,467,350
348	福江空港線	6,578,303
349	平成20年度道路改築工事（荒川下4工区）	4,174,170

通し番号	工事件名	実行期間における 売上額 (単位：円)
350	籠山林道	6,100,080
351	国道30号	7,155,308
352	屋久島公園安房線11工区(2号)	4,119,780
353	天ヶ瀬阿蘇線5-3-3号	12,542,043
354	天ヶ瀬阿蘇線5-3-4号	11,756,065
355	天ヶ瀬阿蘇線5-3-5号	8,749,916
	合計	2,524,483,755

番号	被審人	独自工法の名称	独自工法の採用された物件
1	被審人積水化成品工業	ラムダパネル工法	別紙3の1記載の番号181, 182, 184, 194, 198, 204, 209, 231, 243, 278, 287, 314, 322, 328, 334, 340, 344, 422, 426, 441, 442, 450
		ソイレングリーンユニット工法	別紙3の1記載の番号42, 45, 47ないし49, 52, 53, 55, 56, 270, 446
2	被審人ジェイエスピー	ウォールブロック工法	別紙3の3記載の番号4, 6, 11, 14, 20ないし25, 29ないし34, 37ないし39, 41, 42, 44, 46, 48ないし50, 52ないし58, 62, 65, 68, 72, 74ないし79, 81ないし83, 85, 87ないし89, 93ないし99, 101ないし107, 109, 110, 112, 115ないし120, 122, 124ないし127, 129, 130, 132, 133
3	被審人カネカケンテック	KPAブロック工法	別紙3の4記載の番号29, 42, 43, 54, 56
4	被審人カネカフォームプラスチック		別紙3の5記載の番号191, 238, 262, 263, 270, 298, 306, 322

番号	被審人	売上額	課徴金額
1	被審人積水化成品工業	38 億 949 万 5742 円	7618 万円
2	被審人積水化成品北海道	1 億 6245 万 9785 円	649 万円
3	被審人ジェイエスピー	13 億 7034 万 1529 円	2740 万円
4	被審人カネカケンテック	3 億 4919 万 9497 円	349 万円
5	被審人カネカフォーム プラスチック	25 億 2448 万 3755 円	2524 万円